

伊東市地域防災計画

共通対策編

地震対策編

津波対策編

風水害対策編

火山対策編

令和 7 年度修正

伊 東 市 防 災 会 議

伊東市地域防災計画 全体目次

共通対策編

- 第1章 総 論
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 災害応急対策計画
- 第4章 災害復旧計画

地震対策編

- 第1編 総 論
- 第2編 平時対策
- 第3編 地震防災施設緊急整備計画
- 第4編 南海トラフ地震臨時情報発表時の市の防災対応
- 第5編 災害応急対策
- 第6編 復旧・復興計画

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

津波対策編

- 第1章 総 論
- 第2章 平時対策
- 第3章 災害応急対策

風水害対策編

- 第1章 総 論
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 災害応急対策計画

火山対策編

- 第1節 伊豆東部火山群について
- 第2節 伊豆東部火山群災害予防計画
- 第3節 伊豆東部火山群災害対策計画

共 通 対 策 編

共通対策編 目 次

第1章 総 論

第1節 計画作成の主旨	I - 1
第2節 計画の構成	I - 1
第3節 防災上重要な関係機関等の処理すべき事務 又は業務の大綱	I - 1
第4節 市の自然的条件	I - 7
第5節 市の社会的条件	I - 8
第6節 予想される災害	I - 9

第2章 災害予防計画

第1節 総則	II - 1
第2節 通信施設等整備計画	II - 1
第3節 防災資機材整備計画	II - 2
第4節 火災予防計画	II - 2
第5節 危険物施設保安計画	II - 3
第6節 ガス保安計画	II - 3
第7節 道路、橋りょう災害防除計画	II - 4
第8節 道路鉄道等災害防止計画	II - 5
第9節 防災知識の普及計画	II - 5
第10節 防災のための調査研究	II - 9
第11節 市民の避難誘導体制	II - 10
第12節 防災訓練	II - 13
第13節 自主防災組織の育成	II - 15
第14節 事業所等の防災活動	II - 18
第15節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	II - 19
第16節 ボランティア活動に関する計画	II - 20
第17節 要配慮者避難支援計画	II - 20
第18節 救助・救急活動に関する計画	II - 22
第19節 応急住宅・災害廃棄物処理	II - 22
第20節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画	II - 22
第21節 被災者生活再建支援に関する計画	II - 23
第22節 業務継続に関する計画	II - 24
第23節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備	II - 24
第24節 災害に強いまちづくり	II - 24
第25節 孤立予想集落対策	II - 25

第3章 災害応急対策計画

第1節	総則	Ⅲ－1
第2節	組織計画	Ⅲ－3
第3節	応援・受援・動員計画	Ⅲ－3
第4節	通信情報計画	Ⅲ－6
第5節	災害広報計画	Ⅲ－10
第6節	災害救助法の適用計画	Ⅲ－12
第7節	避難救出計画	Ⅲ－13
第8節	ペット救護計画	Ⅲ－24
第9節	要配慮者支援計画	Ⅲ－24
第10節	食料供給計画	Ⅲ－25
第11節	衣料、必需品、その他の物資及び燃料供給計画	Ⅲ－26
第12節	給水計画	Ⅲ－28
第13節	被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定	
	応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	Ⅲ－29
第14節	医療助産計画	Ⅲ－33
第15節	防疫計画	Ⅲ－36
第16節	清掃及び災害廃棄物処理計画	Ⅲ－37
第17節	遺体の捜索及び措置埋葬計画	Ⅲ－39
第18節	障害物予防計画	Ⅲ－41
第19節	社会秩序維持計画	Ⅲ－42
第20節	輸送計画	Ⅲ－42
第21節	交通応急対策計画	Ⅲ－44
第22節	応急教育計画	Ⅲ－48
第23節	社会福祉計画	Ⅲ－50
第24節	消防計画	Ⅲ－52
第25節	応援協力計画	Ⅲ－54
第26節	ボランティア活動支援計画	Ⅲ－55
第27節	自衛隊派遣要請要求計画	Ⅲ－56
第28節	海上保安庁に対する支援要請要求計画	Ⅲ－58
第29節	電力施設災害応急計画	Ⅲ－58
第30節	ガス災害応急対策計画	Ⅲ－58
第31節	危険物応急対策計画	Ⅲ－59
第32節	突発的災害に係る応急対策計画	Ⅲ－60
第33節	市有施設及び設備等の対策計画	Ⅲ－62

第 1 章 総論

第 1 章 総 論

第 1 節 計画作成の主旨

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、市民及び一時滞在者等の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、防災対策の大綱を定めるものとする。

第 2 節 計画の構成

伊東市地域防災計画は、次の各編から構成する。

- | | |
|----------|------------------------------|
| 1 共通対策編 | 以下の 2～6 の各編に共通する災害対策について定める。 |
| 2 地震対策編 | 地震対策について定める。 |
| 3 津波対策編 | 津波対策について定める。 |
| 4 風水害対策編 | 風水害対策について定める。 |
| 5 火山対策編 | 伊豆東部火山群対策について定める。 |
| 6 資 料 編 | 本編に付属する各種資料を掲載する。 |

第 3 節 防災上重要な関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

災害対策基本法第 42 条の規定により、伊東市及び行政区域内の防災関係機関並びに公共的団体等、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて伊東市の地域に係わる防災に寄与すべきものとし、それぞれの責務と災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

- 1 伊東市
 - (1) 伊東市防災会議に関する事務
 - (2) 防災に関する組織の整備
 - (3) 自主防災組織の育成指導
 - (4) 防災思想の普及
 - (5) 防災に関する訓練の実施
 - (6) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
 - (7) 防災に関する施設等の新設、改良及び復旧並びに緊急整備
 - (8) 消防、水防その他の応急措置
 - (9) 警報の発令、伝達及び避難の指示
 - (10) 情報の収集、伝達及び広報並びに被害調査
 - (11) 被災者の救難、救助及び応急の救護を要すると認められる者の救護並びにその他保護
 - (12) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育
 - (13) 災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
 - (14) 食料、医薬品、その他物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
 - (15) 緊急輸送の確保
 - (16) 災害復旧の実施
 - (17) その他災害の発生の防止及び拡大防止のための措置
- 2 静岡県
 - (1) 静岡県地域防災計画に掲げられている所掌事務
 - (2) 市町及び防災関係機関の災害事務及び業務の実施についての総合調整
- 3 静岡県警察（伊東警察署）
 - (1) 災害関連情報の収集・伝達・広報
 - (2) 災害時における住民の避難指導、誘導及び救助
 - (3) 犯罪の予防、交通規制、その他災害時における社会秩序の維持
 - (4) 危険区域への立入規制及び警備

(5) 避難状況等に関する情報の収集

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、法令及び各行政機関の定める防災業務計画に基づき、それぞれの業務について協力するものとする。

(1) 総務省東海総合通信局

ア 災害時に備えての電気通信施設(有線通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の管理

イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常の場合の無線通信の管理

ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査

エ 通信インフラに支障が発生した市への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与

オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること

カ 東海地方非常通信協議会の運営に関すること

(2) 総務省中部管区行政評価局(静岡行政監視行政相談センター)

ア 被災者への生活支援情報の提供

イ 専用電話を備えた相談窓口の開設

ウ 特別行政相談所の開設

(3) 財務省東海財務局(静岡財務事務所)

ア 災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整に関すること

イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること

(4) 厚生労働省静岡労働局(三島労働基準監督署)

ア 大型2次災害を誘発する恐れのある事業場に対する災害予防の指導

イ 事業場等に対する防災対策の周知指導

ウ 事業場等の被災状況の把握

エ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導

オ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導

(5) 農林水産省関東農政局

農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員(リエゾン)を派遣し、以下の業務を実施する。

ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、情報の収集及び関係機関への報告に関すること。

イ 応急用食料・物資の支援に係る関係機関との連絡調整に関すること。

ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、関係機関への報告に関すること。

エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務

(6) 林野庁関東森林管理局

ア 国有林野の保安林等の維持造成に関すること

イ 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること

(7) 経済産業省関東経済産業局

ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること

イ 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること

ウ 被災中小企業の振興に関すること

エ 電気の安定供給に関すること

オ ガスの安定供給に関すること

(8) 経済産業省関東東北産業保安監督部

ア 都市ガス、LPガス、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること

イ 電気の安全確保に関すること

ウ ガスの安全確保に関すること

(9) 国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所）

管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。

ア 災害予防

- (ア) 所管施設の耐震性の確保
- (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進、防災拠点施設等の充実
- (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
- (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定
- (オ) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施

イ 初動対応

地方整備局災害対策本部の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）を派遣し、被災地公共団体等が行う、大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき、道路啓開を実施する。

ウ 応急・復旧

- (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
- (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
- (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
- (エ) 海上の流出油災害に対する防御等の措置
- (オ) 県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付
- (カ) 海上緊急輸送路の確保

(10) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）

ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達の斡旋、特定航路への就航推奨を行う。

ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。

エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連携を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。

オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令等を発する措置を講ずる。

カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。

キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。

ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達の斡旋、輸送の分担、回輸送、代替輸送等の指導を行う。

ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連携体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。

コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。

サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のための緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）を派遣する。

(11) 国土地理院中部地方測量部

ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。

イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。

ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。

エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。

(12) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集並びに発表に関すること
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。
- ウ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。
- エ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。
- オ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。
- カ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設整備に努める。
- キ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言をおこなう。
- ク 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

(13) 海上保安庁第三管区海上保安部（下田海上保安部）

- ア 災害予防
 - （ア）海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施
 - （イ）関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発
 - （ウ）港湾の状況等の調査研究
- イ 災害応急対策
 - （ア）船艇、航空機等による警報等の伝達周知
 - （イ）船艇、航空機等を活用した情報収集
 - （ウ）活動体制の確立
 - （エ）船艇、航空機等による海難救助等
 - （オ）船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送
 - （カ）被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
 - （キ）要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
 - （ク）排出油その他船舶交通の障害となる物の防除等
 - （ケ）危険物積載船、在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告、水路の検測、応急航路標識の設置船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
 - （コ）警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示
 - （サ）海上における治安維持
 - （シ）船舶による主要港湾等の被害調査
 - （ス）海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置

ウ 災害復旧・復興対策

(14) 環境省関東地方環境事務所（富士箱根伊豆国立公園管理事務所）

- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- ウ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

(15) 環境省中部地方環境事務所

廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の破棄物の発生量の情報収集

(16) 防衛省南関東防衛局

- ア 所管財産使用による連絡調整
- イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整
- ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

5 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性、公益性を鑑み、法令及び当該機関の防災事務計画並びに静岡県地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対策を積極的に実施し、市の行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力するものとする。

- (1) 日本郵便株式会社伊東郵便局
 - ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取り扱い及び援護対策を実施する。
 - (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - (ウ) 被災地あての救助用郵便物の料金免除
 - (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書寄附金の配分
 - イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。
 - ウ 施設等の被災防止
 - エ 災害時の利用者の避難誘導
- (2) 日本赤十字社静岡県支部（伊東市地区）
 - ア 災害時における医療、助産、こころのケアその他救助の実施及び遺体措置に関すること
 - イ 災害時の血液製剤の確保及び供給
 - ウ 救援物資の備蓄及び供給
 - エ 義援金品の募集
 - オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
 - カ その他必要な事項
- (3) 日本放送協会静岡放送局（伊東支局）
 - ア 気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害広報
 - イ 放送施設、設備の災害予防
 - ウ 防災施設、設備の整備
- (4) 東日本旅客鉄道株式会社
 - ア 鉄道防災施設等の整備及び復旧
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 災害時における応急救護活動
 - オ 応急復旧用資機材等の確保
 - カ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導
 - キ 被災施設の調査及び早期復旧
- (5) N T T 西日本株式会社（沼津支店）、株式会社 N T T ドコモ 東海支社
 - ア 公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策
 - イ 公衆電気通信の特別取扱い
 - ウ 気象警報等の伝達（N T T 西日本株式会社）
 - エ 防災関係機関の重要通信の優先確保
 - オ 通信疎通状況等の広報
 - カ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
 - キ 被害施設の早期復旧
 - ク 災害用伝言ダイヤル 1 7 1、災害用伝言版 web 1 7 1 及び災害伝言版、災害用音声お届けサービスの提供
- (6) 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社 ジャパンガス エナジー、E N E O S グローブ株式会社、ジクシス株式会社
 - L P ガスタンクローリー等による L P ガス輸入基地、2 次基地から充填所への L P ガスの配送
- (7) 日本通運株式会社（沼津支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
 - ア 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行

- イ 災害時の応急輸送対策
- ウ 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
- (8) 東京電力パワーグリッド株式会社
 - ア 電力供給施設の災害予防措置等防災対策
 - イ 復旧用資機材等の整備
 - ウ 変電所施設等の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
 - エ 災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保
 - オ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用した広報
 - カ 被災施設の調査及び復旧
- (9) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
 - 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- (10) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
 - 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

6 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性を鑑み、法令及び当該機関の防災事務計画並びに静岡県地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対策を積極的に実施し、市の行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力するものとする。

- (1) 伊東市富戸吉田土地改良区
 - ア 災害予防のため所管している土地改良施設等の耐震性確保等防災計画
 - イ 農地たん水の防除活動(用水の緊急遮断等)
 - ウ 消防機関が行う消化活動への協力
- (2) 伊東ガス株式会社
 - ア ガス供給施設等設備への耐震予防対策等の防災対策
 - イ 二次災害の発生防止のための緊急遮断
 - ウ 災害時における需要家へのガス栓の閉止、都市ガスによる災害の予防等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限
 - エ 必要に応じて代替燃料の供給
 - オ 災害時におけるガス供給の確保
 - カ 災害時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
 - キ 災害応急復旧の早期実施
- (3) 一般社団法人静岡県LPガス協会（伊東地区）
 - ア ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策
 - イ 被災施設の調査及び復旧
 - ウ 需要家へのガス栓の閉止、LPガスによる災害の予防等の広報
 - エ 必要に応じた代替燃料の供給、燃料の確保に関する協力
 - オ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施
 - カ 災害時における防災広報及び協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施
 - キ 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
- (4) 伊豆急行株式会社
 - ア 鉄道軌道施設等の整備
 - イ 災害対策に必要な物資、資機材及び人員等の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 被災施設の調査及び復旧
- (5) 東海自動車株式会社、株式会社富士急マリンリゾート
 - ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策

- (6) 伊東市医師会、伊東市歯科医師会、伊東市薬剤師会
 - ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施
 - イ 検案（伊東市薬剤師会を除く。）
 - ウ 災害時の口腔ケアの実施（伊東市歯科医師会）
- (7) 株式会社シーブイエー、株式会社伊豆急ケーブルネットワーク、エフエム伊東株式会社
 - ア 気象予警報、災害情報その他の災害広報
- 7 自衛隊
 - (1) 陸上自衛隊東部方面隊ほか
 - ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
 - イ 災害時における応急復旧活動
 - (2) 海上自衛隊横須賀地方隊ほか
 - ア 災害時における人命保護のための救助
 - イ 災害時における応急復旧活動
 - (3) 航空自衛隊第一航空団（浜松基地）ほか
 - ア 災害時における人命保護のための救助
 - イ 災害時における応急復旧活動
- 8 その他の防災関係機関、公共的団体及び防災上重要な施設管理者

その他の防災関係機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、市の行う防災活動に協力するものとする。

 - (1) 東海汽船株式会社
 - ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
 - (2) 伊東市消防団
 - ア 災害予防、警戒及び災害応急活動
 - イ 災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動
 - ウ 予警報の伝達
 - エ その他災害現場の応急作業
 - (3) 産業経済団体

商工会議所、観光協会、旅館ホテル協同組合、ふじ伊豆農業協同組合、漁業協同組合、伊東建設関連業者連絡協議会等防災関係機関は、災害対策に必要な物資、資機材等の提供、被害調査、災害復旧等について協力する。
 - (4) 社会福祉関係機関

社会福祉関係機関は、被災者の保護対策について協力する。
 - (5) 自主防災組織
 - ア 市の実施する被害調査、応急対策についての協力
 - イ 住民に対する情報の連絡収受
 - ウ 避難誘導、避難場所の運営に関する協力
 - エ 被災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資の配分に関する協力
 - (6) その他の施設管理者

危険物取扱施設など防災上重要な施設の管理者は、平素から防災対策の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、防災活動について協力する。

第4節 市の自然的条件

1 位置と概要

伊東市は、その名の示すとおり伊豆半島の東側、静岡県最東端に位置する。

形状は、南北に長く、海岸線は砂浜の海岸から切り立った絶壁まである、極めて変化に富む美しい景観をつくっている。

(1) 市役所の位置	東 経	1 3 9 度 0 6 分 1 8 秒
	北 緯	3 4 度 5 7 分 4 8 秒
(2) 伊東市の形状	面 積	1 2 4 . 0 2 km ²
	東 西	1 0 . 4 5 km
	南 北	2 0 . 4 5 km
	海岸線	4 0 . 4 5 km
(3) 人口・世帯	人 口	6 3 , 4 9 4 人 (令和 7 年 1 2 月 3 1 日現在)
	世帯数	3 5 , 7 0 3 世帯 (令和 7 年 1 2 月 3 1 日現在)

2 地形と地質

伊東の南西部には、遠笠山、万二郎岳、万三郎岳の天城山系が連なり、その北方に伸びる尾根は巢雲山から箱根へと 5 0 0 m ほどの尾根が伊豆半島を東西に分け分水嶺をなしている。

また、尾根の東側の、伊東市街地、宇佐美地区に沖積地の平野部をもつほかは、比較的丘陵の台地が海岸付近まで達し、各集落を分離している。

伊東松川から北川の地域は、湯ヶ島層群及び鮮新世火山岩類からなる標高 5 0 0 m 程度の山地で、小河川によって深く刻まれ、山腹斜面は急傾斜をなしているうえ、岩石が風化変質を受けた所が多く、斜面の崩壊や山崩れ等の災害が発生し易い地域となっている。

伊東松川から南側地域では、第四世紀火山活動による砕屑丘や溶岩円頂丘等の火山群が分布し、特に大室山付近から噴出した溶岩は、本地域の南部を特徴づける広大な溶岩台地を形成している。

また、この台地は、大室山から噴出した軽石や火山灰で覆われており、標高 2 0 0 m 程度のなだらかな地形をなし、海岸線のほかには比較的急傾斜地は少ない。

川は狭隘であり、沖積低地の発達が乏しい地形の中で、比較的規模の大きいものとしては伊東市街地、宇佐美の 2 地区に分布し、伊東市における人口集中地域となっている。

この沖積低地では、軟弱地盤が多く液状化現象の起きる可能性もあり、地震対策上注意すべき地盤といえる。

3 気候

気候は、海洋性の温暖な土地で、令和 6 年の年間平均気温 1 8 . 6℃、年間平均風速 2 . 6 m、過去 1 0 年間の平均降水量 2 , 3 1 9 mm と、四季を通じてしのぎやすく気象条件には恵まれている。

当地の主な特徴

- ・ 四季を通じて温暖であり、特に冬季は温暖で日照時間も長くしのぎやすい。
- ・ 天気のよい日が多い割に、降水量が多い。
- ・ 気温の日較差（毎日の最高気温と最低気温の差）と年較差（最温月と最寒月の平均気温の差）があまり大きくない。
- ・ 風向きは年間を通じて北東風（ならい）と南西風（にし）が多く、平地又は山間部に比べ海岸部では風の吹く日数が多くなっている。

第 5 節 市の社会的条件

本市の人口は微減しているものの、核家族化により世帯数は微増しており、高齢化が進行し、若年層の比率が低い。また、観光シーズンには旅館、保養施設、別荘などに多くの人を訪れるため、最大で約 1 3 万人が見込まれている。

産業構造は、年間約 6 4 0 万人の観光客が訪れる全国でも有数の観光地であることから、第 3 次産業（サービス業、小売業、飲食店等）に従事する人が約 8 0 % と大半を占めており、天候不順や地震災害などにより経済が大きく左右される構造となっている。

交通について、道路は、国道 1 3 5 号、伊豆スカイラインが主要路線となっている。交通機関は、電車は J R 伊東線、伊豆急行、バスは東海自動車、海上交通は東海汽船などがあるが、

行楽シーズンはいずれも混雑する。

観光地として多数の観光客等が訪れ、また、天候不順や地震災害などにより経済が大きく左右されるといった実情から、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進するとともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用に努める。

第6節 予想される災害

1 風水害

市内の主要河川は、奥野ダムの完成や治水工事等が進み、水害による大災害の危険は次第に少なくなってきている。

しかし、災害はあくまでも予期、予想されない事態によって起こるものであって、分譲地等リゾート開発の進展につれ、中小河川での新しい災害の発生も予想される。

季節的には、梅雨時に前線活動がしばしば活発になり、大雨又は局地的な豪雨に見舞われることがある。これは雨量30mm/h以上になると一部中小河川での氾濫が起き始める。

2004年には台風22号により死傷者や家屋被害など甚大な被害が発生したほか、最近では2019年に 台風15号(令和元年房総半島台風)が伊豆半島に接近し、本市でも大規模停電及び池地区では冠水被害が発生した。

2 高潮、高波

本市は、相模湾に面した長い海岸線をもっているため、近年港湾や海岸整備が進められてきたが、新たな開発等により台風・低気圧等による高潮・高波の影響を受けやすい状況が生まれてきている。

3 地震、津波

本市は、過去いくたびか地震・津波の災害に見舞われている。

近年では、関東大震災(1923年)で多くの死傷者や家屋の倒壊・流出があった。

この時の津波被害状況からみて、海拔5m以下の地域や海岸に面する地区では警戒が必要であるが、東日本大震災(2011年)での津波被害を鑑み、それら海拔等より高い地域についても警戒しておく必要がある。

また、北伊豆地震(1930年)でも、死傷者や家屋の倒壊があった。

最近では、伊豆大島近海地震(1978年)、伊豆半島東方沖の群発地震(1980年、1989年、1997年、2006年、2009年)でも被害が発生している。

近い将来発生すると言われている相模トラフ等の地震や南海トラフ地震でも多くの被害の発生が予想されている。

4 地すべり、山崩れ等

本市は、土砂災害警戒区域が369箇所(急傾斜地260箇所、土石流107箇所、地滑り2箇所)もあり、大雨や地震時に相当の被害が予想される。

本市全域の山地及び斜面(砂防指定地、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所)においては大雨・地震により斜面の崩壊、山崩れ等が起こり易く、家屋の埋没・倒壊・流出、道路決壊・途絶等の被害が予想される。

5 火災

石油タンク等危険物施設、高圧ガス施設等の防災対策について、十分配慮しておく必要がある。

また、住宅密集地域及び消防水利の不便な地域は、大火災の可能性も内包しており十分な警戒を要する。

6 交通災害

本市は、国道135号及び国道135号バイパスの主要幹線道路が市内を通り、観光客による車の交通量も多く、交通事故が多発する傾向にある。

7 火山噴火

平成元年7月伊東海岸沖合3.5kmで海底火山噴火が起きた。このことにより「伊豆東部火山群」として、平成2年6月気象庁の常時観測火山に指定された。

伊豆東部火山群の活動は、最新でも約2千年以前であるため、特に噴火を示す記録はない。しかし、市内には火山や火口が多くみられ、また、近隣には伊豆大島をはじめとする伊豆諸島、箱根、富士山があり、活発な火山活動地域の中にあることだけは確かな事実である。

今回の火山活動は、伊豆東部火山群の一つの単成火山の局地的現象と考えられる。前兆現象として、群発地震、地殻の隆起や伸び、地下水の変化、地熱の上昇、火山性微動等の現象が起きた。

平成23年3月31日から「噴火警戒レベル」等の導入とともに、火山活動地域が特定されたため、今後は、それら地域を中心とした警戒と監視が必要である。

第 2 章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 総則

1 趣旨

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生時し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置に加え、災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備について定めるものとする。

(1) 市及び県は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、地震、津波、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するとともに、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

(2) 市及び県は、地震、津波、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県又は市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

(3) 市及び県は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

(4) 市、県、建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第2節 通信施設等整備計画

1 主旨

災害時における通信業務は、災害予防、被災状況、災害応急対策、災害復旧等を速やかに処理するため重要な業務である。従って有事に際し、その機能を有効適切に活用できるよう、常時これらの整備点検を行うと同時に設備の充実を図る。

2 同報無線

(1) 屋外受信施設の拡充を図り、難聴地域の解消に努める。

(2) 難聴地域の解消を目的に、戸別受信機設置箇所を利用し、地域における情報伝達の拠点づくりに努める。

(3) 情報伝達の迅速化を図るため、同報無線のデジタル化に努める。

3 県総合情報ネットワーク

災害時における気象情報及び災害情報の収集並びに伝達は、県総合情報ネットワークで行う。

この県総合情報ネットワークは、ファクシミリ、データ通信、映像伝送等を利用して一層、情報の正確と迅速を期する。

4 防災行政無線

現在使用している無線波は1波のため、同時指令に対応できる多方面との交信にはかなりの時間を要し、さらに地形等によって交信不能地域がある。これを補うためデジタル簡易無線等の整備に努める。

5 消防無線

消防無線は、現在小室山に基地局が設置されているが、その基地局が災害により使用不能となった場合、市内で広い範囲で不感地域が発生すると予想される。そのため簡易基地局を設置し、不感予想地域の解消を図る。

6 その他の通信設備

指定公共機関の電話通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。

また、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ無人航空機を活用できる体制を整備する。

- 7 迅速な情報伝達を図るため情報伝達手段等の整備に努める。
- 8 安否情報提供システムの整備に努める。
- 9 障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるように、また、緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるように、要配慮者にも配慮した設備又は機器の設置及び被災者等への多様な手段による緊急通報の仕組みの整備に努める。
- 10 電子メール（メールマガジン、エリアメール等）（以下「電子メール」という）を利用した情報配信の整備に努める。
- 11 孤立が予想される地域について、地上回線が途絶した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制の確保を推進するものとする。
- 12 市は通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。
- 13 その他、災害時における情報収集及び提供システム等の整備に努める。
- 14 定期的な訓練等を通じた平時からの連絡体制の構築に努める。

第3節 防災資機材整備計画

1 主旨

この計画は、本市が保有する災害応急対策に必要な資機材を整備する計画を明らかにし、有事に際しその機能を有効かつ的確に活用できるようにするため、平時からこれらの整備点検についての計画も併せて明らかにするものとする。

2 応急活動のための資材、機材の整備計画

消防団をはじめ応急対策活動に従事するものの装備のため、資機材の整備を図る。また、市は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係部局と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

(1) 消火等に必要な機械器

市民等の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、地震等の災害による被害を軽減するため、必要な機械器具を確保しておくものとし、その整備にあつては基本消防力を目標とする。

ア 整備点検は常時行い、有事の際の活動に万全を期するものとする。

イ 消防署、消防団の機械器具及び消防水利は別に定める。

(2) その他の資機材

防災の用に供するための資機材は別に定めるとおりであるが、年次計画により不足資機材の整備充実を図るものとする。なお、不足資機材については現に各課で保有する資機材をもって対処し、必要に応じて緊急調達できるよう入手経路を確保しておくものとする。

第4節 火災予防計画

1 主旨

各種災害の予防を図るため、消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図るとともに、特に火災の発生を防止するため建物の不燃化、初期消火のための消防用設備に整備、防火管理体制の整備等の指導を行い被害の軽減を図る。

2 消防体制の整備

市は県と共同するなどして、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、青年層の団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進し、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

3 火災予防対策

(1) 都市防災対策の推進

燃えないまちづくりを目標に、あらゆる機会をとらえて、建物の不燃化、難燃化を推進し、火災の発生防止及び被害の軽減を図る。

(2) 予防査察の実施

防火対象物の予防査察を定期的実施し、火災危険箇所の改善を指導する。

(3) 消防用設備等の整備指導

火災の早期発見、初期消火のため消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。

(4) 防火管理体制の整備

旅館・ホテル・病院・学校等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するため、防火管理者講習会を実施し指導する。

(5) 防火対象物に対する火災予防指導

各事業所に対し、火災予防体制の徹底を図るとともに、防災体制の整備拡充、防災に対する意識の高揚を図る。

4 緊急消防援助隊の受援体制の整備

市は、消防組織の確立と消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の充実とともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

第5節 危険物施設保安計画

1 主旨

危険物施設等の現状を把握して、災害時における危険物の応急対策についての円滑化を期し、これらによる災害の発生と災害時における被害の軽減を図る。

2 施設の現況

資料編「市内ガス事業者・燃料・LPG商一覧表」のとおりとする。

3 予防査察

監督機関及び関係機関は、施設に対する安全度並びに消費場所における取扱いの適否を検査するため、毎年定期的に立ち入り検査を実施し、危険物に起因する災害予防の指導取り締まりを実施する。

4 保安教育

監督機関及び関係機関は、危険物施設の従業員に対し、保安に必要な教育又は防災に関する諸活動が円滑に運営された応急対策が完全に遂行されるよう、講演会等を開催し、保安意識の高揚を図る。

第6節 ガス保安計画

1 主旨

都市ガス（「ガス事業法」に定める一般ガス事業、簡易ガス事業及び大口ガス事業に係るガスをいう。以下同じ。）及び高圧ガス（高圧ガス保安法に定める高圧ガスをいう。以下同じ。）による災害発生及びその拡大を防止するため、ガス保安対策について定める。

2 ガス事業の現況

資料編「市内ガス事業者・燃料・LPG商一覧表」のとおりとする。

3 ガス保安体制の整備

(1) 防災計画の作成等

ガスによる災害を防止するため、一般ガス事業者は、災害対策基本法に基づく防災計画を、簡易ガス事業者はこの規定に準ずる防災計画を作成し、市及び県に提出する

とともに、その内容について毎年見直しを行い、緊急時における活動が計画どおり実施できるよう応急体制の整備を行う。

(2) 都市ガス事業者は、ガス事業法第30条の規定による保安規定の写しを市、消防本部に提出するものとする。

(3) ガス保安に係る連絡調整体制の整備

ア 市及び県並びに関係機関相互の連絡調整を行うことにより、ガスの安全確保に関する対策を推進する。

イ 都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者（「液化石油ガスの保安の確立及び取引の適正化に関する法律」に定める販売事業者をいう。以下同じ。）は、ガスを供給する導管の位置図等、防災活動を円滑に行うために必要な資料を消防本部に提出する。

4 ガス保安施設の設備

(1) ガス遮断装置の設置

都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者は、防災上必要と認められる箇所にガス遮断装置を設置する。

(2) ガス漏れ警報設備等の設置

都市ガス及び液化石油ガスを使用する施設の管理者等は、ガスの燃焼器具を使用する場所及びガスが滞留する恐れがある場合に、必要に応じてガス漏れ警報設備等を設置する。

5 ガス災害の予防対策

(1) 都市ガス

ア 都市ガス事業者は、ガス製造施設、ガスホルダー、導管等のガス施設について保安規程等に定める基準に基づき巡視、点検及び検査を行う。

イ 都市ガス事業者は、災害予防のため、社員や協力会社等の関係者に対し、保安教育及び訓練を行い、安全意識の高揚に努める。

ウ 都市ガス事業者は、ガス導管の設置工事又は他工事にかかる災害防止のため、土木建築関係者に対し、ガス管の敷設状態等ガス施設に関する知識の普及を図るとともに、設置工事等に際しては、関係工事会社と十分な連絡をとり、現場立会等を実施する。

エ 他工事業者は、他工事をするに際しガス導管にかかる災害を防止するため、あらかじめ、都市ガス事業者と連絡、協議をするとともに都市ガス事業者が行う保全のための措置の協力をするものとする。

オ 都市ガス事業者は、一般消費者に対し、ガス事故防止のための設備の点検及びガス漏れ警報器等の設置を促進するとともに、常に安全知識の普及に努める。

(2) 高圧ガス

ア 高圧ガス事業者は、高圧ガス施設の災害防止のため、設備点検、保安教育、防災訓練等の自主的保安活動を行う。

イ 消防本部は、保安検査、立入検査、関係機関との連絡協議等、災害防止のため必要な措置を講ずるほか、高圧ガス事業者の自主的保安活動を促進するため、保安講習の実施、関係保安団体の育成に努める。

ウ 防災活動に従事する関係機関は、緊急措置の円滑化を図るため、常時相互の協力体制の維持に努める。

エ 市及び液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの一般消費者等の災害の防止のため、消費者保安講習、啓発のためのパンフレットの配布、ラジオ、テレビ等によるPRを行う。また、液化石油ガス事業者は、一般消費者の保安を確保するため、設備の点検、ガス漏れ警報器の普及等の保安指導を行う。

第7節 道路、橋りょう災害防除計画

災害時の避難路及び緊急輸送路となる国・県道及び幹線市道の整備を促進する。

1 道路

(1) 国・県道の拡幅及び危険箇所の改良を要請する。

- (2) 国・県道に接続する幹線市道の拡幅を図る。
- (3) 都市計画事業に基づき住宅密集地に防火帯を兼ねた幹線市道の整備を図る。
- (4) 交通量の変化、地形の変化、地質等の調査結果等を勘案し、通行危険箇所の解消を図る。

2 橋りょう

- (1) 道路拡幅計画に併せた改良をする。
- (2) 落橋防止対策の推進を図る。

第8節 道路鉄道等災害防止計画

1 主旨

豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路、鉄道等交通の危険防止を図ることを目的とする。

2 道路交通の災害予防計画

道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象等における交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。

- (1) 安全設備等の整備
- (2) 防災体制の確立（情報連絡を含む。）
- (3) 異常気象時の交通規制区間の指定
- (4) 通行規制の実施及び解除
- (5) 通行規制の実施状況に関する広報
- (6) アンダーパス部等の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進
- (7) 渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、道路の途絶による被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進

3 鉄道の災害予防計画

鉄道事業者は列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、防災体制の確立を図り、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。

- (1) 安全施設等の整備
 - ア 道路との立体交差化等、安全施設の整備を図る。
 - イ 路線の盛土、法面箇所等の改良工事を実施し、防災構造化の推進を図る。
- (2) 防災体制の確立
 - 動員、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部の運営等について整備を推進し、防災体制の確立を図る。
- (3) 異常気象時における運転の停止等
 - 豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の停止等を行う。
- (4) 運行規制の実施状況に関する広報

第9節 防災知識の普及計画

1 主旨

地震等による被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ、市民、各組織等を対象に地震等の防災に関する知識と防災対応を啓発指導し個々の防災力向上を図る。

災害対策関係職員及び市民に対する災害予防、あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が指定した国民運動の推進の主旨を踏まえ、概ね次により行うものとする。

教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、市は、多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

また、防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違

い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、男女共同参画の視点からの防災知識の普及及び防災対策を推進し、更に、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。

2 普及の方法

様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の元で開発するなどして、津波災害と防災に関する市民の理解向上に努め、防災知識の普及を図る。

(1) 学校教育、社会教育を通じての普及

災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。

また、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努め、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(2) 職員及び関係者に対する普及

防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制の適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。

(3) ラジオ・テレビ・新聞、印刷物等による普及

市民等に対し、その時期に応じてラジオ・テレビ・新聞等の広報媒体を通じ、また、防災マップ等の印刷物等を作成配布し防災知識の高揚を図る。

(4) 映像、スライド、講演会等による普及

防災週間、防災月間、水防月間、土砂災害防止月間や山地災害防止キャンペーン等を通じ、防災関係者並びに市民等に対し、映像、スライド、講演会を適宜開催し防災知識の普及を図る。

(5) 美しい伊豆創造センターと連携した普及

美しい伊豆創造センターと連携し、地質災害（土砂災害、地震災害、火山災害等）について知識の普及に努める。

(6) 防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信することによる普及

市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となるハザードマップ等を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

3 普及すべき内容

防災の知識の普及に当たっては、周知の徹底を図る必要のある事項を重点的に行うものとする。普及事項は、概ね次のとおりである。

(1) 防災気象に関する知識

(2) 防災の一般的知識

(3) 伊東市地域防災計画の概要

(4) 自主防災組織の意義

(5) 災害危険箇所に関する知識及び啓発

(6) 災害時の心得

ア 災害情報等の聴取方法

イ 停電時の心構え

ウ 早期避難（避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服）の重要性、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

エ 親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等への分散避難の検討、避難路等の事前確認の徹底

オ 食料、飲料水、携帯トイレ等を備蓄し在宅で生活を継続するための準備

カ 避難所の適正な運営

キ 居住用の建物及び家財の保険加入等の生活再建に向けた事前の備え

ク 自動車へのこまめな満タン給油

- ケ その他の災害の体様に応じ、取るべき手段、方法等
- コ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について
- サ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動
- (7) 要配慮者及び男女双方の視点並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへの配慮
- (8) 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらの情報発表時にとるべき行動等の基本的知識
- (9) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき行動
- (10) 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え
- (11) 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DV の被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の普及・徹底

4 実施事項

(1) 市職員に対する教育

市職員として、行政をすすめる中で、積極的に地震等の防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。

- ア 地震・津波等の防災に関する基礎知識
- イ 南海トラフ地震及び相模トラフ地震等の災害発生に関する知識
- ウ 南海トラフ地震及び相模トラフ地震等の津波の知識
- エ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策
- オ 「伊東市地域防災計画」の内容と市が実施している地震等の防災対策
- カ 地震が発生した場合及び予知された場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- キ 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- ク 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置
- ケ 南海トラフ地震に関する情報の意義と、これらに基づきとられる措置
- コ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
- サ 家庭の地震対策と自主防災組織の育成強化対策
- シ 地震対策の課題その他必要な事項

上記のうち、キについては、年度当初に各部において、所属職員に対し、十分に周知するものとする。また、各部局等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行うものとする。

なお、上記のほか、伊東市教育委員会は「学校の地震防災対策マニュアル（県教育委員編）」によって、それぞれ職員に対して教育を行うものとする。

(2) 幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会より示された防災教育の指針に基づき、市立学校に対し、生徒等に対する地震等の防災教育の実施を推進する。

ア 生徒等に対する指導

自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。

(ア) 災害発生時の実践的な防災対応能力を身につけられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。

(イ) 社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種取り組みを活用して、ボランティア活動への参加を促進する。

イ 応急救護の技能習得

中学生、高校生を中心に応急看護の実践的技能の修得の徹底を図る。

5 市民に対する防災思想の普及

市は、地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。この際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、更に、家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへ配慮するよう努める。

特に、3月6日から15日までの10日間を「津波対策推進旬間」、11月を「地震防災強化月間」と定め、それぞれ津波避難対策、突発地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。

なお、この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つふじのくに防災士等の積極的な活用を図る。また、市は、地域コミュニティにおける多様な主体に関する教育の普及促進を図るものとする。

また、市は、県及び国と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や写真等映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑がもつ意味を後世に正しく伝えていくよう努めるものとする。

(1) 一般的な啓発

ア 啓発内容

- (ア) 南海トラフ地震及び相模トラフ地震等の基礎的な知識
- (イ) 南海トラフ地震及び相模トラフ地震等の危険度の試算の内容
- (ウ) 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策
- (エ) 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策
- (オ) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義とこれらの情報発表時の行動指針等の基礎的な知識
- (カ) 南海トラフ地震に関する情報の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基本的知識
- (キ) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
- (ク) 地域、事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性
- (ケ) 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策
- (コ) 津波危険予想地域、山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- (サ) 避難場所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (シ) 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平時の準備
- (ス) 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え
- (セ) 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識
- (ソ) 避難生活に関する知識
- (タ) 要配慮者への配慮及び男女双方の視点並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへの配慮
- (チ) 安否情報確認のためのシステム
- (ツ) NP0等との連携による森林保全活動の重要性
- (テ) 文化財保存団体等との連携による文化財保護活動の重要性
- (ト) 避難所や仮設受託、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の普及・徹底

イ 手段、方法

防災マップ、ハザードマップ、パンフレット、リーフレット、ポスター、ビデオテープ、DVD等、報道機関等の媒体や防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、

県と協力して普及を図る。特に突然発生した地震に対する市民の行動指針について周知徹底を図る。

(2) 社会教育を通じての啓発

市教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体、市民大学等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、市民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚をもち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を地震災害から守り、後世に継承するため、文化財保護団体の諸活動を通じ、防災指導、文化財に対する防災知識の普及を図る。

ア 啓発内容

市民に対する一般的な啓発に準ずる。その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。

イ 手段、方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

(3) 各種団体を通じての啓発

市は、各種団体に対し、研修会、講演会、防災マップ、ハザードマップ等の資料の提供、ビデオテープ、DVD等の貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。

(4) 自動車運転者に対する啓発

県公安委員会は、運転免許更新時の講習及び自動車教習所における教習等の機会を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時において、自動車運転者が措置すべき事項について徹底を図る。また、市は南海トラフ地震臨時情報発表時における自動車の運転の自粛について啓発に努める。

(5) 防災上重要な施設管理者に対する教育

市は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数のものが出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成、提出の指示等を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。

(6) 相談窓口等

市はそれぞれの機関において、所管する事項について、市民の防災対策の相談に積極的に応ずるものとする。

なお、総括的な事項及び建築に関する事項の相談窓口は次のとおりである。

総括的な事項	防災担当課
建築物に関する事項	建築住宅担当課

6 ボランティア活動に関する計画

市は、社会福祉法人伊東市社会福祉協議会（以下「（福）伊東市社会福祉協議会」という。）等と協力して、地域のボランティア団体等の組織化を推進し、地震等の防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。

7 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項について広報を行う。

その主要な機関等は次のとおりである。

東日本旅客鉄道株式会社・N T T 西日本株式会社・東京電力パワーグリッド株式会社
伊東ガス株式会社・伊豆急行株式会社・東海自動車株式会社

第10節 防災のための調査研究

1 実施方針

本市における災害発生の様相から、自然災害に重点をおき、次のとおり調査研究を行うものとする。

- (1) 本市の地形、地質的要因が自然的災害の発生にあたって、どのような反応を示すか調査検討する。
- (2) 過去の災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているかを調査検討する。
- (3) 災害史の検討により災害発生メカニズムを理解する。
- (4) 今後同様のメカニズムが他のどの場所に発生する可能性があるか、地形、地質の面から検討する。
- (5) 要防災の程度を区分する。
- (6) 要防災地域を対象に具体的な調査を実施する。
 - ア 災害の種類によっては、その地点、波及する範囲、被害の様相を予測することができる。こうした防災基礎調査の活用は、従来とかなおざりにされがちであったため、結果的に大きな災害をもたらすことがあった。このような点を改めるため、専門家の防災基礎調査を活用して概況の把握に努める。
 - イ 新しいタイプの災害発生を未然に防ぐため、事前に対策を検討する。
- (7) 要防災地域の防災パトロールの実施
危険性があると判断される地域箇所については防災パトロールを強化し、災害発生を事前にキャッチする。

2 災害発生状況調査

過去の主な災害（地震、津波、浸水、地すべり、火山活動、大火災等）の発生した当時の状況や被害を整理するとともに、災害に係る観測技術や基礎資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。なお、相模トラフを震源とする地震や、伊豆東部火山群の活動による被害の発生など本市特有の事象に適応していくことを目的とする。

第11節 市民の避難誘導体制

1 主旨

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び避難者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知に努める。

2 避難場所、避難路の周知啓発

市は、市民等に対し、避難場所が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難場所として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

3 避難場所、避難路の安全性の向上

市は、地域の特性に応じた避難場所、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。また、市は、関係機関と協力し、避難場所及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

(1) 避難場所

- ア 避難場所標識等による市民への周知
- イ 周辺の緑化の促進
- ウ 複数の進入路の整備

(2) 避難路

- ア 沿道における耐震、耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- イ 落下、倒壊物対策の推進
- ウ 誘導標識、誘導灯の設置
- エ 段差解消、誘導ブロックの設置

4 避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする市民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努める。

(1) 避難所の指定

避難所は、非構造部材も含めた耐震化、不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備、機器の整備に努める。具体的には以下のとおりとする。

- ア 市は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平時から場所や収容人員、家庭動物の受入れ方法等について、市民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。
- イ 市は、避難者が滞在するために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するよう努める。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するよう努める。
- ウ 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- エ 市は、避難所の施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛生携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、特に、衛生（トイレ）、食事（キッチン）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努める。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギー等の活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。なお、市及び県は、感染症対策について、平時から避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテルや旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討する。
さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。
- オ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、マンホールトイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ等の保健衛生に関する物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮する。
- カ 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取り組みを円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。
- キ 市は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のため

の拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

ク 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(2) 2 次的避難所の整備

ア 福祉避難所

(ア) 市は、一般の避難所では、生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知する。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、市は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努める。

(イ) 市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、全ての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保する。

(ウ) 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「伊東市福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施する。

(エ) 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置、運営ができるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知する。

(オ) 市は、災害発生時に福祉避難所の設置、運営に必要な物資、器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体、事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。特に医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 2 次的避難所

(ア) 2 次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。

(イ) 市は、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。

(ウ) 市は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2 次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

5 避難場所、避難所等の施設管理

(1) 市

市は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、市民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な

確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

ア 避難所の管理者不在時の開設体制

イ 避難所を管理するための責任者の派遣

ウ 災害対策本部との連絡体制

エ 自主防災組織、施設管理者との協力体制

なお、避難場所及び避難所の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府）を参考とする。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園、保育所、認定こども園等の施設と市役所間、施設間の連絡体制の構築を行う。

(3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

また、市は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

6 避難情報と市民がとるべき行動（安全確保措置）の周知・啓発

(1) 市が発令する避難情報と、それに対応して市民に求められる安全確保措置について、市は、日頃から市民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、市は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。

(2) 避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（立ち退き避難・水平避難）を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況等により、避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行う。

(3) 市民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

(4) 市は、河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスク毎に「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する「わたしの避難計画」を河川氾濫に係る避難行動計画（マイ・タイムライン）の作成と並行して推進し、市民の早期避難意識の醸成を図る。

第12節 防災訓練

1 主旨

市・県における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立、市民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に訓練を実施する。また、市等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成

するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認等を行うなどにより、実行性の確保に努めるものとする。

2 総合防災訓練の実施

災害が発生した場合において、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。特に災害対策基本法の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている状況に鑑み、防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、概ね次の事項に重点をおき、総合防災訓練を行う必要がある。

総合防災訓練では、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分に配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

- (1) 水防
- (2) 消火
- (3) 交通規制
- (4) 道路啓開
- (5) 救出・救護
- (6) 避難・誘導
- (7) 通信情報連絡
- (8) 救助物資輸送
- (9) 避難所運営
- (10) 給水・炊き出し
- (11) 応急復旧
- (12) 遺体措置

3 防災関係者等の訓練実施

- (1) 災害対策本部の要員をはじめとした防災関係者は、各種防災知識を取得並びに体得し、災害時において速やかに応急措置等の活動ができるよう、実際に則した個別訓練並びに連携訓練を実施する。また、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努める。
- (2) 市は国及び県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して実践型の防災訓練を実施するよう努める。

4 救助・救急関係機関との連携

市及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、救助・救急関係省庁とともに、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急関係の強化を図るものとする。

5 非常通信訓練

災害時において、災害地から伊東市災害対策本部及び支部並びに関係官公署に対する災害通報及び情報発進が迅速正確に行うことができるよう、通信訓練を実施する。

6 防災訓練のための交通の禁止又は制限

警察は、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で、道路交通法に基づく交通規制を実施することができる。

7 防災訓練実施後の評価等

防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第 13 節 自主防災組織の育成

地震、風水害等の大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。特に広域被災が予想される南海トラフ等の地震や相模トラフ等の地震に際しては、この恐れが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動（自助・共助）が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。したがって、当面、南海トラフ等の地震対策及び相模トラフ等の地震対策を主眼に、地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、併せて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。

また、地域住民の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

1 自主防災組織の概要

(1) 組織

町内会等を活用し防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、市は自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の役員への女性の登用など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言等に努めるものとする。

(2) 編成

本部組織として、消火班、救出・救護班、情報班、避難誘導班、生活班等（名称は必要に応じて変更）を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。

(3) 活動内容

ア 平時の活動

防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検、把握、避難所の運営体制の準備、各種台帳の整備・点検等を行う。また、避難所については、市の避難所運営マニュアルや県の「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」等を参考に、市及び施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。

イ 災害時の活動

地域の警戒、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援等を行う。

2 推進方法

市は、地域住民に対して、自主防災組織の意義を協調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備についての助成をする。

また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。

3 研修会等の開催

市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し自主防災組織のリーダーの養成を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

4 市民の果たすべき役割

地震、津波等の防災に関し、市民が果たすべき役割は極めて大きい。市民は、自分達の安全は、自らの手で守る意欲をもち、平時から発災後に至るまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施する必要がある。

(1) 平時から実施する事項

- ア 防災気象に関する知識の吸収
- イ 地震・津波防災等に関する知識の取得
- ウ 地域の危険度の理解
- エ 家庭における防災の話し合い

- オ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難場所、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認
- カ 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施
- キ 家屋の耐震診断、補強等
- ク 家具の転倒防止、その他落下倒壊危険物の対策
- ケ 就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備
- コ 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料については最低7日分、うち3日分は非常持ち出し用）
- サ 通信機器の充電装置、バッテリーの準備
- シ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動
- ス 津波（避難行動含む）に関する知識の取得

- (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に実施が必要となる事項
 平時の準備を生かし、自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるようにする。

- ア 正確な情報の把握
- イ 火災予防措置
- ウ 非常持出品の準備
- エ 適切な避難及び避難生活
- オ 自動車の運転の自粛

- (3) 地震災害発生後に実施が必要となる事項

- ア 出火防止及び初期消火
- イ 地域における相互扶助による被災者の救出活動
- ウ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
- エ 自力による生活手段の確保

5 地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。自主防災組織は、県、市及び消防団等その他の防災関係機関と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって次の活動をするものとする。

- (1) 平時の活動

- ア 防災知識の学習

正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、次のような啓発を行う。

- (ア) 南海トラフ地震及び相模トラフ地震等に関する知識
- (イ) 南海トラフ地震臨時情報の意義や内容
- (ウ) 平時における防災対策
- (エ) 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応
- (オ) 災害時の心得（防災マップ等による啓発）
- (カ) 津波に対する心得（津波ハザードマップ等による啓発）
- (キ) 自主防災組織が活動すべき内容及び組織の構成員の役割
- (ク) 女性が自主防災組織に参画する重要性

- イ 「防災指導員」の活動

防災指導員は、地域住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、役員として、又は、組織の長の相談役、補佐役として ウ 以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。

- ウ 「自主防災地図」の作成

地域内の危険箇所や災害時に必要となる施設等を表す地図を作成し、掲示又は各戸に配布することにより的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。

- エ 「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域の危険度を確認し、その地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員

ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

オ 「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び南海トラフ地震臨時情報発表時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。

なお、避難行動要支援者台帳の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。

(ア) 世帯台帳

(イ) 避難行動要支援者台帳

(ウ) 人材台帳

(エ) 自主防災組織台帳

カ 「防災点検の日」の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

キ 「避難生活計画書」の作成

南海トラフ地震臨時情報発表時の避難対象地区住民等の避難生活及び発災時の被災住民等の避難所生活が円滑に行われるように、自主防災組織のための「避難生活計画書作成手引き」に基づき、各自主防災組織ごとに「避難生活計画書」を作成する。

ク 「津波避難行動計画」の作成

津波被害の恐れのある地域を対象に、迅速・的確に避難行動に結びつけることを目的に、自主防災組織ごとに「津波避難行動計画」を作成する。

ケ 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、次に掲げる南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。

この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市及び防災関係機関と有機的な連携をとるものとする。

また、要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。

(ア) 総合防災訓練

あ 情報の収集及び伝達の訓練

い 出火防止及び初期消火の訓練

う 避難訓練（津波避難訓練含む）

え 救出及び救護の訓練

お 炊き出し訓練

(イ) 地域防災訓練

12月第1日曜日「地域防災の日」に自主防災組織を中心とした、地域の実情にあった防災訓練を実施する。なお、津波被害が予想される地域は津波避難訓練を盛り込むよう努める。

(ウ) 津波避難訓練

津波対策推進旬間に「津波警報」が発令されたことを想定し、迅速かつより高い地域に避難するなどの津波避難訓練を実施する。

コ 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災会活動の推進に努めるものとする。

6 市の指導及び助成

(1) 自主防災組織づくりの推進

市は分譲地、別荘地として開発された地域等に対して、開発又は管理会社の協力を得て自主防災組織づくりの推進を図る。

(2) 自主防災に関する意識の高揚

市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に資料の提供、研修会の開催等を行う。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

- ア 自主防災組織中核リーダー研修への自主防災組織役員の派遣
- イ 自主防災組織役員を対象とする防災講演会の開催
- ウ 自主防災組織内研修への市職員の派遣

(3) 伊東市防災指導員制度

市長は、自主防災組織の活性化を図るため、伊東市防災指導員を選任する。

伊東市防災指導員は、市民の防災意識の高揚及び啓発、自主防災組織の育成など防災対策の推進を図るため、次の各号に掲げる活動を行う。

- ア 防災知識の普及に関すること。
- イ 自主防災組織の指導育成に関すること。
- ウ 防災訓練に関すること。
- エ その他市長が必要と認めたこと。

(4) 組織活動の促進

市は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地域担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実化を図る。

(5) コミュニティ防災センターの活用

コミュニティ防災センターを設置し、地域の自主防災活動拠点として次の事項等について活用する。

- ア 平時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。
- イ 南海トラフ地震臨時情報発表時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とするとともに、避難を必要とする者を受け入れる施設とする。
- ウ 地震発生後は、緊急に避難するための施設として活用するほか、自主防災活動等の拠点とする。

(6) 自主防災組織への助成

自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備を促進するため、市及び県は必要な助成を行う。

(7) 静岡県防災アプリ「静岡県防災」の活用

市は、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」に搭載した機能を活用し、自主防災組織毎の状況を把握及び理解するとともに、自主防災組織の役員が自らの組織の状況を評価し改善できるようにするなど、地域防災力の向上に努める。

7 自主防災組織と消防団との連携

- (1) 消防団は、地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し資機材の取扱いなどについて指導・助言を行うことや消防団OBが自主防災組織の役員等になるなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。

- (2) 消防団、自主防災組織、防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第14節 事業所等の防災活動

1 事業所等における防災活動の概要

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、平時から次の事項について努めなければならない。

- (1) 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。

- (2) 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所及び関係地域の安全を確保すること。
 - (3) 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。
 - (4) 災害応急対策または災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、県、市が実施する防災に関する施策に協力すること。
 - (5) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないように、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。
 - (6) 平時からの防災活動の概要
 - ア 防災訓練
 - イ 従業員等の防災教育
 - ウ 情報の収集、伝達体制の確立
 - エ 火災その他災害予防対策
 - オ 避難対策の確立
 - カ 救出及び応急救護等
 - キ 飲料水、食料、災害用トイレ、生活必需品等の災害時に必要な物資の確保
 - ク 施設及び設備の耐震性の確保
 - ケ 予想災害からの復旧計画策定
 - コ 各計画の点検・見直し
- 2 事業所の防災力の向上の促進
- (1) 市は、県と共同するなどして、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。
 - (2) 市は物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。
 - (3) 市及び県、商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画を必要に応じて見直しを図るものとする。
- 3 事業継続計画（BCP）の取組
- 事業所等は事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

第15節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第 16 節 ボランティア活動に関する計画

市は、社会福祉法人伊東市社会福祉協議会（以下「（福）伊東市社会福祉協議会」という。）や市の災害ボランティアセンターで活動する県などが養成した災害ボランティアコーディネーター、NPO等との連携を図るとともに、災害中間組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化を図り、各関係機関と協力して発災時に備え、地域のボランティア団体等の組織化を推進し、訓練や研修を通じ、防災に関する知識の普及、啓発を図り、災害対策活動の促進を図る。

また、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、その環境整備を図るものとする。

1 ボランティア活動の支援

- (1) 市は、広報活動、啓発活動を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 市は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。

第 17 節 要配慮者避難支援計画

1 主旨

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人、観光客等の要配慮者に対し、その災害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備する。

2 要配慮者の支援体制の整備

(1) 要配慮者支援体制

市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難場所又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平時から要配慮者と接している（福）伊東市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。

地域においては、市のみでなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して要配慮者の支援にあたるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。

ア 行政機関

警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等

イ 地域組織

自治会、町内会

ウ 福祉関係者、福祉関係団体

民生委員・児童委員、身体障害者相談員、（福）伊東市社会福祉協議会、介護保険事業所、障がい者団体等

(2) 避難行動要支援者の把握、名簿の作成等

ア 市は、当該市に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という）の把握に努める。

イ 市は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命、又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿、以下「名簿」という）を地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、作成するものとする。

ウ 市は避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎に被災等の事態が生じ

た場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

エ 市は災害発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援関係者（消防機関、警察、民生委員、NPO、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難行動支援等の実施に携わる関係者）に対し、本人の同意を得た上で名簿情報を提供する。ただし、現に災害の発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。

オ 上記により、名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者またはこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。市は、名簿情報の提供を受けるものに対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の必要な措置を講ずるものとする。

カ 市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

キ 市は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得た上で、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点から、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

ク 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

ケ 市は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

(3) 防災訓練

市は、県と連携し、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。

(4) 人材の確保

市は、県と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。

(5) 協働による支援

市は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。

(6) 情報伝達

市は、県と連携し、要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を推進する。

また、避難支援等関係者が対象者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう情報の伝達には次の事項に配慮する。

ア 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより的確に伝わること。

イ 同一障がいであっても必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。

ウ 高齢者や障がい者等に合った、必要な情報を選択しながら伝達する。

なお、市は、在京大使館等からの外国人の安否確認に必要となる連絡体制を確保する。

(7) 避難支援者等の関係者の安全確保について

市は、地域等においても避難の必要性や名簿等に関することなどについて理解させ、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくよう努める。

(8) 要配慮者利用施設における避難確保措置等

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成し、訓練を実施するものとする。

(9) 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第18節 救助・救急活動に関する計画

1 救助隊の整備

市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

2 保健医療福祉活動の総合調整

市は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

第19節 応急住宅・災害廃棄物処理

- 1 市は、県と共同するなどして、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備する。
- 2 市は、県と共同するなどして、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。
- 3 市は、県と共同するなどして、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。
- 4 市は、県と共同するなどして、国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。
- 5 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者との連携・協力の在り方等について、「伊東市災害廃棄物処理計画」において具体的に示すものとする。
- 6 市は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、伊東市災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

第20節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

1 市

- (1) 市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努める。
- (2) 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。
- (3) 市は、防災機能を有する道の駅を地域の広域的な防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。
- (4) 市及び県、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能

を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。

- (5) 市は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。

2 重要施設の管理者

- (1) 市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備し、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平時から点検、訓練等に努めるものとする。特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。
- (2) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。
- (3) 市及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。
- (4) 市及び県、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。

3 ライフライン事業者

- (1) 災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。
- (2) ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。
- (3) 電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。
- (4) 被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。
- (5) 水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。
- (6) 電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

第21節 被災者生活再建支援に関する計画

1 実施体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

- (1) 住家被害の調査及び罹災証明書交付の訓練
- (2) 他の地方公共団体や、土地家屋調査士や不動産鑑定士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結
- (3) 応援の受入れ体制の構築

2 システムの活用

市は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。

第22節 業務継続に関する計画

1 業務継続体制の確保

市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

2 業務継続計画において定めておく事項

業務継続計画は内閣府（防災担当）作成の「市町村のための業務継続計画作成ガイド」等を踏まえ、少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 市長不在時の明確な代行順位
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

第23節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

市及び県は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が防災部局と協力し、災害対応について庁内避難所等における連絡調整を行う。

第24節 災害に強いまちづくり

- 1 市及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。
- 2 市及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。
- 3 市は、平時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。
- 4 市及び県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。
- 5 市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関

する特別措置法に基づき措置を活用した防災対策を推進するものとする。

- 6 市は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、住民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努めるものとする。

第25節 孤立予想集落対策

市は、県が孤立予想集落台帳を作成、更新する際に必要となる、通信手段の整備状況、ヘリコプターの離着陸スペースの確保状況、食料や飲料水の備蓄状況などの情報収集に協力するものとする。

第 3 章 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

第1節 総則

1 主旨

この計画は、市が指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て災害応急対策を実施するときの実施計画とし、概ね次の場合の措置とする。

- (1) 災害対策基本法（以下この章において「法」という。）第5条（市町村の責務）の規定に基づき、市の責務として実施する場合の措置
- (2) 法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）の規定に基づき、他の市町村長等に対して応援を要求する場合の措置
- (3) 法第68条（都道府県知事に対する応援の要求等）の規定に基づき、知事に対して応援を要求する場合の措置
- (4) 法第68条の2（災害派遣の要請の要求等）の規定に基づき、知事に対して、災害派遣の要請の要求をする場合の措置
- (5) 法第73条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、知事に対して市長が実施すべき応急措置の代行を要請する場合の措置

2 市の行う措置

法第50条（災害応急対策及びその実施責任）の規定に基づき市が行う応急措置は概ね次のとおりである。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

3 この計画を理解し実施するための留意事項

(1) 関係法令との関係

法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。

(2) 相互協力

法第4条（都道府県の責務）、第5条（市町村の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。

この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。

市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、災害廃棄物処理等、相互に連携、協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市は近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市は、県、ライフライン事業者、関係する省と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現

地作業調整会議を開催するものとする。

(3) 市の配慮すべき事項

ア 要請について

市長は、伊東市地域防災計画に基づき災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画により県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請連絡をするものとする。

要請連絡は電信・電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとする。なお、電信・電話等で要請した事項については事後正式書面により処理するものとする。

イ 関係者への連絡周知について

市長は、県がこの計画に基づき施設、物資等の斡旋を行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資の販売業者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておくものとする。

(4) 応援の指揮系統

法第67条（他の市町村長に対する応援の要求）、第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第72条（都道府県知事の指示）の定めるところにより応援に従事する者は、市長の指揮の下に行動するものとする。

(5) 協力要請事項の正確な授受

要員の動員協力、物資調達等の要請、斡旋、受諾に当たっては特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、市、関係機関業者とも相互に要請内容のほか次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。

ア 機関名

イ 所属部課名

ウ 氏名

(6) 従事命令等の発動

法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに関係者に対しては常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。

(7) 標示等

災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定に当たっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意する。

(8) 知事による応急措置の代行

法第73条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、市長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、伊東市地域防災計画の定めるところにより行うものとする。

(9) 経費負担

ア 災害応急対策に要する経費については、法第91条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより災害救助法等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。

イ 市長の要請により、他の都道府県、市町村あるいは業者等を動員し、又は物資の調達をした場合、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市町村もしくは業者の請求に基づき、県が確認のうえ、それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。

(10) 活動体制

市は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。

第2節 組織計画

1 主旨

この計画は市の災害対策組織体制を明らかにし、防災行政の総合的な運営及び災害応急対策の円滑な遂行を図ることを目的とする。

2 災害対策組織

(1) 伊東市防災会議

伊東市防災会議の編成は、伊東市防災会議条例（昭和37年伊東市条例第7号）（以下この節において「条例」という。）の定めるところによる。

(2) 運営

条例及び伊東市防災会議運営要領の定めるところによるものとする。

(3) 標識

会議の運営を円滑に進めるため、資料編「伊東市防災会議標識」のとおり標識を定めるものとする。

3 伊東市災害対策本部

(1) 編成

伊東市災害対策本部編成は、「伊東市防災会議運営要領」の定めるところによる。

(2) 運営及び分掌事務

伊東市災害対策本部編成図による各部運営の分掌事務は、伊東市災害対策本部条例（昭和37年伊東市条例第8号）及び伊東市災害対策本部運営規程の定めるものとする。

(3) 設置基準

大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあり、市長がその対策を必要と認めるとき。

(4) 標識

本部活動を円滑に進めるため、資料編「伊東市災害対策本部標識」のとおり標識を定めるものとする。

4 伊東市水防本部

水防本部組織に関し必要な事項は別冊「伊東市水防計画書」の定めるところによるものとする。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に編入されるものとする。

5 気象警報等による配備態勢

災害対策本部の設置に至らないが、各種気象警報等が発表された段階においては、必要に応じ配備態勢を整え警戒態勢をとるものとする。

第3節 応援・受援・動員計画

1 主旨

この計画は、市長が動員を命令し、又は要請する場合の対象者及び実施期間、実施方法を明らかにして応急措置に必要な人員確保の円滑化を図ることを目的とする。

2 動員の実施基準

(1) 動員の時期

市長が必要と認めたとき、又は他の計画に定めるところによる。

(2) 動員要請対象者

ア 市職員

イ 消防団員

ウ 警察官

エ 自衛官

オ 海上保安官

カ 医師、歯科医師又は薬剤師

- キ 保健師、助産師又は看護師
- ク 土木技術者又は建築技術者
- ケ 大工、左官又はとび職
- コ 土木業者又は建築業者及びこれらの従事者

3 実施方法

(1) 市職員の動員

職員の動員に関する非常連絡体系の確立を図り、災害に即応できる態勢を整備するため、各部課の連絡責任者、連絡系統について定め、最善の対策をとるよう配慮するものとし、動員については、「第2節組織計画」により、伊東市災害対策本部運営規程のとおりとし、職員が現地において円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努め、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。

(2) 消防団員の動員

動員は原則として、「第24節消防計画」により、伊東市災害対策本部運営規程の定めるところによる。

(3) 警察官の応援動員要請

警察官の応援動員を必要とする場合は、伊東警察署長に対し出動を要請する。

(4) 自衛隊の派遣要請の要求

自衛隊の派遣要請に関し必要な事項は「第27節自衛隊派遣要請要求計画」の定めるところによるものとする。

(5) 海上保安庁に対する支援要請の要求

海上保安庁への支援要請の要求に関し必要な事項は「第28節海上保安庁に対する支援要請要求計画」の定めるところによるものとする。

(6) 医療助産関係者の応援動員要請（従事命令を含む）

医師、歯科医師、薬剤師及び看護師・助産師の応援動員に関し必要な事項は「第14節医療助産計画」の定めるところによるものとする。

(7) 土木業者、建設業者、技術者等の応援動員要請（従事命令を含む）

動員要請を行う場合は、伊東建設関連業者連絡協議会に対して行うものとする。

(8) 県知事等又は他の市町長に対する応援の要求等

ア 知事等に対する応援要求等

市長は、当該市の災害応急対策を実施するため必要があると認められるときは県に対し、次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(ア) 応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする人員、資機材等

(ウ) 応援を必要とする場所

(エ) 応援を必要とする期間

(オ) その他応援に関し必要な事項

(カ) 市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。

(キ) 市は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

イ 他の市町長に対する応援要請

(ア) 市長は、当該市の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長対し、

応援を求めるものとする。

- (イ) 「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定に基づき」、協定している市町長に対し、応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

ウ 県から他の市町に対する応援

- (ア) 知事は、市から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力をする。
- (イ) 知事は市の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市長に対し次の事項を示して当該市の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。

(9) 関係機関等への協力要請

災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合、次のとおり職員の応援動員の要請等をするものとする。

ア 指定地方行政機関の長に対して行う派遣要請

次の事項を明らかにしたうえ派遣を要請する。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 法第30条（職員の派遣のあっせん）の規定に基づき、知事に対し、次の事項を明らかにしたうえで職員の派遣について斡旋を求めることができる。

- (ア) 派遣の斡旋を求める理由
- (イ) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

ウ 法第70条第3項の想定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関の長等に対し、応急措置の実施を要請することができる。

エ 法第74条の3の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関の長に対し、応援を求めまたは災害応急対策の実施を要請することができる。

オ 上段の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。また、指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、県知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、上段の応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。

(10) 受入体制の確立

ア 全ての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置する。

イ 動員により応援を受ける場合は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。なお、感染症対策のため、応援動員者の健康管理等を徹底するものとする。

ウ 庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

さらに、応援動員者等が宿泊施設を確保することが困難な場合に、公共施設の空

きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

エ 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

オ あらかじめ人的応援の受け入れに関する受援計画を作成し、応援動員者等の受入体制の整備に努めるものとする。

第4節 通信情報計画

1 主旨

この計画は、情報の収集伝達を迅速、的確に実施するため、伊東市、県、防災関係機関、自主防災組織等との連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

2 基本方針

(1) 県等との情報活動の緊密化

ア 情報の収集及び伝達は、伊東市災害対策本部と県東部方面本部各相互間のルートを基本として、伊東警察署及び防災関係機関と密接な連携のもとに行う。

イ 情報活動の緊密化のため、派遣される伊東警察署の警察官及び県東部方面本部職員の受け入れを行う。

(2) 報道機関との情報活動の連携

株式会社シーブイエー、株式会社伊豆急ケーブルネットワーク及びエフエム伊東株式会社は、あらかじめ市と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づき、正確・迅速な情報の伝達を行う。

(3) 情報活動の迅速的確化

災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を定める。

(4) 防災関係機関相互の連絡体制の構築

市、県及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を新総合防災情報システム（SOBO-WE B）に集約できるよう努める。

3 情報の内容等

(1) 市

ア 気象、地象及び水象(以下この節において「気象等」という。)に関する情報の受理、伝達、周知

(ア) 県災害対策本部から通知される気象等情報の受理は、伊東市災害対策本部（伊東市災害対策本部設置前においては、伊東市警戒本部、もしくは伊東市防災担当課）において受理する。

(イ) 気象等情報は、同報無線、電子メール、広報車等を活用して、市民等に対して周知徹底を図るものとし、可能な限り要配慮者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。なお、特別警報については、通知を受けた時又は自ら知った時は、直ちに可能な限りの手段により住民等に周知する。

イ 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達

(ア) 収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い課等を県に準じあらかじめ定めておくものとする。

なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のための必要な情報の収集に特に留意する。

(イ) 伊東市災害対策本部支部職員（以下「支部職員」という。）、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから、地域における情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定め、迅速、的確な情報の収集に当たるものとする。

あ 被害状況

- い 避難指示又は警戒区域設定状況
- う 生活必需物資の在庫及び供給状況
- え 物資の価格、役務の対価動向
- お 金銭債務処理状況及び金融動向
- か 避難所の設置状況
- き 避難生活の状況
- く 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況
- け 応急給水状況
- こ 観光客等の状況

(2) 防災関係機関

ア 気象等に関する情報の収集及び伝達

各防災関係機関は、市災害対策本部から伝達される気象等情報の受理、その他の情報活動の緊密化を図るため、連絡員を市災害対策本部へ派遣する。

イ 災害応急対策に関する情報の収集及び伝達

収集すべき情報の主なものは、次のとおりである。

- (ア) 被害状況
- (イ) 災害応急対策実施状況
- (ウ) 復旧見込み等
- (エ) 緊急要請事項

4 情報の収集

(1) 市

災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、県総合防災情報ネットワーク及び市の防災行政無線、消防無線、防災相互無線（警察署）等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。

ア 職員派遣による収集

災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

イ 自主防災組織等を通じた収集

自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

ウ 参集途上の職員による収集

勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について情報収集を行う。

(2) 防災関係機関

災害応急対策に必要な情報は、防災関係機関がそれぞれの責任において収集する。

5 被害状況等の報告

(1) 市災害対策本部に対する報告

ア 市職員は、災害が発生した場合、又は発生が予想される場合は、資料編「状況報告書（様式第2号）」により所管事項に係る災害情報及び被害の状況を収集して市災害対策本部に報告するものとする。

イ 伊東警察署は、災害情報を市災害対策本部に報告する。

ウ 防災関係機関は、「情報広報実施要領」に定める情報項目について、速やかに市災害対策本部に対し報告するものとする。

その主なものは、次のとおりである。

- (ア) 緊急要請事項
- (イ) 被害状況
- (ウ) 災害応急対策実施状況

(2) 県災害対策本部に対する報告等

ア 被害速報（随時）

市災害対策本部は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで、資料編「被

害程度の認定基準」に基づき、資料編「被害速報（随時）」により県東部方面本部（東部地域局）を経て、県災害対策本部に文書をもって報告する。

また、被害規模を早期に把握するため、市災害対策本部は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し、県東部方面本部（東部地域局）に報告する。ただし、県東部方面本部（東部地域局）に連絡がつかない場合は県災害対策本部に、県災害対策本部に連絡がつかない場合は内閣総理大臣に報告する。

なお、連絡がつき次第、県災害対策本部及び県東部方面本部（東部地域局）にも報告する。

イ 定時報告

市災害対策本部は、定められた時間に被害状況を収集し、資料編「被害状況集計表」により県東部方面本部（東部地域局）に定時に報告する。

ウ 確定報告

市災害対策本部は、被害状況確定後速やかに資料編「被害状況集計表」により県東部方面本部（東部地域局）を経由して、県災害対策本部に文書をもって報告する。

エ 市災害対策本部は、「情報広報実施要領」に定める情報事項について、速やかに県に報告又は要請を行うものとする。ただし、県災害対策本部に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。また、市内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無は問わない。）には、直接消防庁へも報告する。

なお、連絡がつき次第、県災害対策本部にも報告する。

情報及び要請すべき事項の主なものは、次のとおりである。

（ア） 緊急要請事項

（イ） 被害状況

（ウ） 災害応急対策実施状況

なお、消防機関への通報が殺到した場合及び市内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県災害対策本部及び消防庁へも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請が合った場合については、市は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行うものとする。

（消防庁応急対策室）

	電 話	F A X
平日 (9:30~18:30)	03-5253-7527	03-5253-7537
上記以外	03-5253-7777	03-5253-7553

オ 知事に対する要請

知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。

（3） 内閣総理大臣に対する報告

法第53条第1項の規定に基づき、県に報告できない場合に市が内閣総理大臣に報告すべき災害、①市が災害対策本部を設置した災害、②災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害、③①又は②に定める災害になる恐れのある災害のいずれかである。ただし、大規模な災害等や社会的影響が大きい災害等が発生した場合には、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で第一報を行う。

中でも、交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し、又は発生する恐れのある場合には、当該災害等（以下「特定事故災害等」という。）が発生したという旨の伝達を主眼に第一報を行う。

把握できる範囲内で第一報を行った後は、被害等の状況（特に死傷者の数）の判明又は災害等の状況の変化にしたがい、逐次、第二報以降の情報の収集・伝達を行うこととする。

- (4) 伊東市防災会議に対する報告
必要に応じ被害状況及び応急対策等の措置について、伊東市防災会議に報告するものとする。
- 6 情報伝達の手段
情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。
 - (1) 県総合情報ネットワーク
主として県との情報伝達に用いる。
 - (2) その他の無線及び有線電話等
同報無線、電子メール、防災行政無線、防災相互無線（警察署等）、消防無線、有線電話等を用いて情報の伝達を行う。また、個人が使用しているアマチュア無線等についても、情報伝達の手段として協力を要請する。
 - (3) 報道機関への協力要請による伝達
市民等に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。
 - (4) 自主防災組織を通じての連絡
主として市が地域内の情報を伝達する場合に活用する。
 - (5) 広報車等の活用
- 7 通信系統
災害が発生し、もしくは発生する恐れがある場合における必要な情報の収集、又は通報のため、市、県及び関係機関とを結ぶ通信系統は、県総合情報ネットワーク又は電話等をもって報告する。
なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制を確立するため、同報無線のデジタル化等に努めるものとする。
- 8 通信施設の利用方法
 - (1) 同報無線の活用
災害が発生し、又は発生の恐れがあるときは、同報無線を活用し市民等に情報を周知する。なお、同報無線をデジタル化することによりの確な情報伝達が可能となることから、速やかに移行するよう努めるものとする。
 - (2) 防災行政無線等の活用
災害の発生により有線の通信回線が利用できなくなったときは、防災行政無線、防災関係各機関の非常無線通信等を最大限に活用し、非常の際における通信連絡網の確立を図る。
 - (3) コミュニティFM放送の活用
コミュニティFM放送を活用し、市民等に情報の周知徹底を図るとともに、同報無線がデジタル化に移行した場合には連動して情報伝達するよう努めるものとする。
 - (4) 市は、既存の通信回線が途絶した場合またはおそれがある場合は、協定を締結しているアマチュア無線の団体の協力を受けるなどあらゆる通信手段を用い情報伝達するよう努める。
 - (5) 電子メールの活用
災害が発生し、又は発生の恐れがあるときは、電子メールを活用し、市民等に情報を周知する。
 - (6) 災害情報共有システムの活用
避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）の活用など住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。
- 9 情報伝達体制の確保
 - (1) 市、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。
 - (2) 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

- (3) 電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

10 異常現象発見の通報

災害の発生する恐れがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹等、噴火現象、火山性異常気象、頻発地震、異常潮位、異常波浪等）を発見した者は、その概況を遅滞なく市又は伊東警察署に通報するものとする。また、火山噴火や竜巻等を発見した通報を受けた市町は、気象庁(0570-015-024)へ通報するものとする。

第5節 災害広報計画

1 主旨

災害時において、市民等に対し正しい必要な情報を正確かつ迅速に提供し人心の安定を図るために県、関係各機関及び報道機関との協力体制を定め、広報活動の万全を期することを目的とする。なお、その際、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮した広報をするものとする。

また、市外に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。

市及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

2 計画の内容

(1) 市

被害の状況及び安心情報等の提供により、各種の混乱防止、人心の安定と流言飛語の防止、復興意欲の高揚等を図るため、市民に対し同報無線、電子メール、広報車等多重の広報手段を利用して広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施するものとする。また、停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られていることにも配慮する。

ア 広報事項

市災害対策本部が広報すべき事項については、その文案及び優先順位をあらかじめ「防災の手引き」に定め、市民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

広報事項の主なものは、次のとおりである。

- (ア) 気象、地象、水象に関する情報
- (イ) 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起
- (ウ) 電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路等の被害状況
- (エ) 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (オ) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (カ) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (キ) 民心安定のための市民等に対する呼びかけ
- (ク) その他社会秩序保持のための必要事項

イ 広報実施方法

- (ア) 同報無線、有線放送、電子メール、コミュニティFM、テレビプッシュサービス、広報車等
- (イ) 自主防災組織を通じた連絡
- (ウ) インターネット
- (エ) その他（文字情報表示板等）

ウ 報道機関に対する協力

- (ア) 情報発表責任者

伊東市災害対策本部が報道機関に対し情報を発表する場合の情報発表責任者は

副本部長とする。

(イ) 情報発表方法

報道機関に対する正式情報の発表は、原則として、地元報道機関及び伊東記者クラブを通じ定時記者発表を行う。しかし、緊急情報等で特に必要とする情報については、随時報道機関へ参集を依頼し、臨時記者発表を行う。

エ 広報機関の活用

(ア) 市の広報媒体の活用

伊東市災害対策本部が災害応急対策上必要な事項を市民等に対して周知する場合は、次に掲げる各種の媒体を活用して行う。

あ 印刷媒体

(あ) 広報いとう

(い) 災害記録写真グラフ等

(う) ポスター、チラシ類

い 視聴覚媒体

(あ) ラジオ放送

(い) テレビ放送

(う) 有線放送

(え) 広報車

(お) インターネット（携帯電話メール機能による配信も含む）

(か) 災害時情報共有システム（Ｌアラート）

(き) その他（文字表示板等による周知）

(イ) 外部機関からの広報事項の受領

伊東市災害対策本部は、外部機関から災害対策に関する事項について、市の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領しその広報に必要な媒体を活用するものとする。

市以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議するものとする。

(ウ) 報道機関からの災害記録写真の収集

伊東市災害対策本部が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。

オ 県に対する広報の要請

県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。

カ 被災者の安否に関する情報

市は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するよう努めるものとする。

また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県の定めた方針を参考に、県、警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行い、必要に応じて公表する。

(2) 防災関係機関

ア 広報事項

広報事項は「防災の手引き」の定めるところによるがその主なものは次のとおりである。

(ア) 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の被害状況

(イ) 災害応急対策状況及び復旧見込み

イ 広報実施方法

(ア) 広報は、防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。

この場合、市及び県との連携を密にするものとする。

(イ) 市に対して広報の要請を行う。

この場合、広報案文を添えて行う。

3 経費負担区分

(1) 広報媒体活用の場合の経費

ラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時においてその都度協議し定める。

(2) 外部機関からの広報事項の受領をした場合の経費

外部機関からの広報事項の受領をした場合の経費は、受領時においてその都度協議して定める。

(3) 報道機関から収集する災害記録写真の経費

報道機関から収集する場合に要する経費は、市が負担するものとする。

4 市民等が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

市民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。

情報源とその主な情報内容は、次のとおりである。

(1) 緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ

津波警報、知事・市長の放送要請事項

(2) ラジオ、テレビ

地震情報等、交通機関運行状況等

(3) 同報無線、電子メール、広報車、その他（文字情報表示板等）

主として市区域内の情報、指示、指導等

(4) 自主防災組織を通じての連絡

主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等

(5) サイレン、半鐘

津波警報、火災の発生の通報

(6) 新聞等

被害及び復旧状況

(7) インターネット等

主として市区域内の情報、指示、指導等

第6節 災害救助法の適用計画

1 主旨

この計画は、災害救助法に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期することを目的とする。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、市において具体的に災害救助法適用の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

(1) 市区域内において、住家が滅失した世帯の数が80世帯数以上であるとき。

(2) 県の区域内において、2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、市の区域内の人口に応じ、前記(1)の半数以上の世帯の住家が滅失したとき。

(3) 県の区域内において、12,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって多数の世帯の住家が滅失したとき。

(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じたとき。

3 被害世帯の算定基準

(1) 被害世帯の算定

前記2の(1)～(2)に規定する住家が滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなす。

(2) 被害の認定基準

資料編「被害程度の認定基準」による。

4 災害救助法の適用手続

市の報告

- (1) 災害に際し、市における被害が、前記2の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は県東部方面本部長（東部危機管理局长）を経由して、直ちにその旨を知事に報告する。
- (2) 市長は、災害救助法施行細則第8条（昭和38年静岡県規則第25号）に掲げる救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に関しては知事の指揮を受けなくてはならない。災害救助法施行細則に掲げていない救助の実施については、知事と協議を要する。

5 災害救助法事務

災害救助法施行細則第8条（昭和38年静岡県規則第25号）に基づき次に掲げる救助を実施する。

- (1) 避難所の設置及び収容
- (2) 炊き出し、その他による食品の給与
- (3) 飲料水の供給
- (4) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 被災者の救出
- (7) 被災者の住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の搜索
- (11) 遺体の措置
- (12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

6 費用限度額

費用限度額は、資料編「災害救助法費用限度額一覧表」による。

7 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において救助を実施する。

第7節 避難救出計画

1 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、市長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障がいのある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル、計画に沿った避難支援に努める。

地震、津波災害発生時においては、津波、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じた

ら躊躇なく自発的に避難する。なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

また、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

ア 避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動
警戒レベル 1	早期注意情報（警報級の可能性）※ 1（気象庁が発表）		・ 防災気象情報等の最新情報に注意する。 など、災害への心構えを高める。
警戒レベル 2	大雨注意報・洪水注意報・高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）（気象庁が発表）	・ 氾濫注意情報 ・ 洪水キキクル、浸水キキクルで「注意（黄色）」となった場合 ・ 土砂キキクルで「注意（黄色）」となった場合	・ ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難タイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル 3	高齢者等避難（市長が発令）	・ 氾濫警戒情報 ・ 洪水警報 ・ 洪水キキクル、浸水キキクルで「警戒（赤）」となった場合 ・ 大雨警報（土砂災害） ・ 土砂キキクルで「警戒（赤）」となった場合 ・ 高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）※ 2	危険な場所から高齢者等避難 ・ 高齢者等は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ・ 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。 例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者

			等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル 4	避難指示（市長が発令）	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル、浸水キキクルで「危険（紫）」となった場合 ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクルで「危険（紫）」となった場合 ・高潮特別警報※ 3 ・高潮警報※ 3	危険な場所から全員避難 ・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 ・避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。
警戒レベル 5	緊急安全確保（市長が発令）	・氾濫発生情報 ・（大雨特別警報（浸水害））※ 4 ・（大雨特別警報（土砂災害））※ 4 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫） ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫）	命の危険 直ちに安全確保 ・避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。

注 1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみ発令する。

注 2 市長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

注 3 市長が発令する避難情報は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注 4 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注 5 ※ 1 の早期注意情報（警報級の可能性）は、5 日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（東部、中部など）で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（静岡県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル 1

である。

注6 ※2について、暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

注7 ※3の高潮警報は、台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表され、危険な場所からの避難が必要とされるため、また、高潮特別警報は、台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想された時に発表されるため、両方が警戒レベル4相当情報に位置付けられている。

注8 ※4の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

イ 実施者

(ア) 緊急安全確保、避難指示

あ 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込めるとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

い 市長は、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事による避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関する助言を参考とするとともに、これら避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努める。

なお、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第60条により、知事が避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行うものとされている。

う 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

え 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

お 市長による避難の指示ができない場合、又は、市長から要求した場合は、関係法令により次の者が指示を行うことができるとされている。

(あ) 警察官、海上保安官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる（法第61条）。

(い) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる（自衛隊法第94条）。

(イ) 「高齢者等避難」の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、

「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。

(2) 住民への周知

市長は、避難情報の発令に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮する。

(3) 避難者の誘導等

ア 市

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病院等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。

また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。併せて、市は、避難誘導に当たっては、避難地及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

イ 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

ウ 避難路の確保

市及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

(4) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

法第 63 条第 2 項、第 3 項の規定により警察官、海上保安官又は自衛官は市長の職権を行うことができるとされている。この規定により警戒区域が設定された場合は、市長はその旨の通知を受けるものとする。

また、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、法第 73 条第 1 項の規定により、知事が市長に代わり警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施するとされている。

2 被災者の救助

(1) 基本方針

ア 救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。

イ 県、警察及び自衛隊は、市長が行う救出活動に協力する。

ウ 市は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県の方針を参考に、必要に応じて、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名について公表する。

エ 市は、市区域内における関係機関による救出活動について、必要に応じて現地合同調整所を設置するなど、総合調整を行う。

オ 自主防災組織、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。

カ 自衛隊の救出活動は「第 2 7 節 自衛隊派遣要請要求計画」の定めるところにより行う。

キ 救出・救助活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 実施主体と実施内容

ア 市

（ア）平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。

- (イ) 職員を動員し負傷者等を救出する。
- (ウ) 市長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。
- (エ) 重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。

イ 伊東警察署

状況に応じて可能な限り警察官を派遣し、負傷者等の救出にあたる。

ウ 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

- (ア) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (イ) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- (ウ) 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。
- (エ) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。
- (オ) 救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察、海上保安部等と連絡を取りその指導を受けるものとする。

3 避難場所への避難誘導・運営

(1) 避難場所への市職員等の配置

市が設定した避難場所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員(消防職員、団員を含む)を配置する。

(2) 地震災害発生時における避難方法

災害の状況により異なるが原則して次により避難する。

ア 要避難地区で避難を要する場合

(ア) 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域

あ 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。

い 自主防災組織、事業所等の防災組織(以下、「自主防災組織等」という。)は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。

う 市民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一次避難場所又は広域避難場所へ避難する。

え 一次避難場所へ避難した住民等は、当該一次避難場所に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、避難路を経て広域避難場所へ避難する。

(イ) 津波、山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。

イ その他の区域で避難を要する場合

市民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

(3) 避難路の確保

市は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織の協力により避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。

(4) 避難場所における業務

ア 要請等により、避難場所に配置された市職員等は次の事項を実施する。

- (ア) 火災等の危険の状況に関する情報の収集
- (イ) 地震、津波等に関する情報の伝達
- (ウ) 避難者の把握(避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等)

(エ) 必要な応急救護

(オ) 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動
イ 市が設定した避難場所を所有し又は管理する者は、避難場所の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。

4 避難所の開設・運営等

市は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により生活環境の確保が図られるよう努める。

また、市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

さらに、市は、車中泊避難を行うスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

(1) 避難所の開設

市は、避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。避難所の安全確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。

この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(2) 避難所の管理、運営

市は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

ア 避難受入れの対象者

(ア) 災害によって現に被害を受けた者

(イ) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(ウ) その他避難が必要と認められる場合

イ 避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

- (ア) 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告
- (イ) 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内
- (ウ) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (エ) 避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティション等や段ボールベッド等の簡易ベッドの設置
- (オ) 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及び快適なトイレ設置、し尿処理状況、健康のための入浴施設の状況等の把握
- (カ) 避難行動要支援者への配慮
- (キ) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等必要な措置の実施
- (ク) 簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ等の設置等、避難所の衛生環境の確保への配慮
- (ケ) 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施
- (コ) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
- (サ) 相談窓口の設置（女性指導員の配置）
- (シ) 高齢者、障がいのある人、性的マイノリティの人、乳幼児、外国人等の要配慮者への配慮
- (ス) 避難所運営組織に男女同数を選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮
- (セ) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- (ソ) 男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や女性用品の女性による配布、各活動班への男女両方の配慮、防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、キッズスペースや学習スペースの設置、仕事別に班分けした性別に偏らない組織づくり等、性別や世代等を問わないニーズへの配慮
- (タ) 避難所における人権と安全を守るため、女性やこども等に対する性犯罪・性暴力・DV の発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DV に係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性やこども等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供
- (チ) 被災者支援等の観点からペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底
- (ツ) 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるようその立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求める等、地域全体で避難者を支えることができるように留意すること。

- (テ) 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと。
- (ト) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施。

(3) 避難所の早期解消のための取組等

市は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、市は、県及び関係機関と連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組み、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

5 市長の要求

(1) 市長の要請事項

市長は、自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で、知事に応援を要請する。

区分	内容
避難の場合	ア 避難希望地域 イ 避難を要する人員 ウ 避難に必要な資機材等 エ 避難期間 オ 輸送手段 カ その他必要事項（災害発生原因）
救出の場合	ア 応援を要する人員 イ 応援を必要とする理由 ウ 必要な資機材等 エ 応援の必要な場所 オ 応援を必要とする期間 カ 周囲の状況（詳細に記入のこと） キ その他必要事項（災害発生原因）

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。とともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-P L o）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

市は、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

（２）市長の県管理施設の利用

市長は、避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

6 物資の備蓄、調達、供給関係

市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

7 避難行動要支援者への支援

市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

（１）避難行動要支援者の被災状況の把握等

ア 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

（ア）安否確認・避難誘導

市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、個別避難計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障がいのある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

さらに、市は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

（イ）被災状況の把握

市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

イ 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

（２）被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がいのある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、情報の提供についても十分配慮する。

ア 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携

を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

イ 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

8 広域避難・広域一時滞在

- (1) 市が被災した場合は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村へ受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (2) 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- (3) 市及び県は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (4) 市及び県は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下「政府本部」という。）、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるよう努めるものとする。
- (5) 市が被災し、その被害が甚大なものであり、広域避難を実施する場合には、広域一時滞在の受入市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。

区分		内容
県内市町への避難	市が被災した場合	ア 県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。 イ 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。
	被災した市町を受け入れる場合	ア 市は、広域避難を受入れる場合は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。なお、富士山火山災害における、広域避難の受け入れに関する県からの助言等については、県地域防災計画火山災害対策編に基づく。 イ 市は、避難地を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
県外への避難	市が被災した場合	ア 他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。 イ 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。

第8節 ペット救護計画

災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主とはぐれたペットへの対応に支障のないよう市及び飼い主等の実施事項を定める。

1 同行避難動物への対応

(1) 市の実施事項

ア 「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」及び「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）により、避難所におけるペットの取り扱い等について、広く市民に周知を行う。

イ 地震等の大規模災害発生時において、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

(2) 飼い主等の実施事項

ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。

イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。

ウ 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。

エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難に努めるものとする。

2 放浪動物への対応

(1) 放浪動物への対応について県及び県獣医師会と必要な連携を図り、必要に応じて動物救護所を設置する。

(2) 狂犬病予防法に基づく原簿の管理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。

(3) 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。

(4) 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県及び県獣医師会に対して必要な協力を求める。

(5) 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。

第9節 要配慮者支援計画

災害時における要配慮者対策については、支援計画及び次項により実施する。

1 災害時における避難行動要支援者の避難誘導は、個別計画により決められた避難支援者又は近隣住民などの協力により、各地域の避難所及び福祉避難所に受け入れるものとする。

2 避難所へ避難した避難行動要支援者は、本人又は民生委員・児童委員等を通じて、直ちに自主防災会長（組織）に避難状況を連絡するものとし、その際、情報の漏れがないよう密に連携をとるものとする。

3 自主防災会長は、避難行動要支援者名簿、個別計画や所在マップ等により避難行動要支援者の避難状況を確認したうえ、必要の場合には避難地班長などを通じて、伊東市災害対策本部避難行動要支援者チーム（以下「支援チーム」という。）に連絡するものとする。

4 支援チームは、地域で安否確認ができない要配慮者については、直ちに消防機関及び警察機関に通報するものとする。

5 要配慮者に対する情報提供は、避難所にある防災行政無線、ハンドマイク、ファクシミリ等のあらゆる情報機器を活用する。また、要配慮者の生活上の支援に当たっては、保健師、ケースワーカー等が定期的に巡回するものとする。

6 避難所での対応が困難となった要配慮者については、避難所に設置される予定の運営委

員会において保健師、ケースワーカー等と協議し、福祉施設等に受け入れるものとする。
また、宿泊施設についても受入施設として確保するよう努めるものとする。

- 7 福祉施設等が受入能力をこえた場合、又は対応が困難な要配慮者については、知事に対し必要な措置を要請するものとする。

第10節 食料供給計画

1 主旨

この計画は災害により、日常の食事に支障がある被災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、市の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置することを目的とする。なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

2 実施主体と実施内容

(1) 市

- ア 非常持ち出しができない被災住民や旅行者等に対して応急食料を配分する。
- イ 応急食料の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した食料保有者とする。これによって調達できないときは、他の食料保有者から調達する。市長は、応急食料の調達が不可能または困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又は斡旋を要請する。
 - (ア) 調達又はあつせんを必要とする理由
 - (イ) 必要な食料の品目及び数量
 - (ウ) 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
 - (エ) 連絡課及び連絡責任者
 - (オ) 荷役作業員の派遣の必要の有無
 - (カ) 経費負担区分
 - (キ) その他参考となる事項

ウ 応急食料の配分に当たっては、事前に地域の市民に対し、広報を行うとともに、自主防災組織等の協力を求め公平の維持に努める。

エ 避難所、その他の要所に自主防災組織等の協力を得て、炊出しの施設を設け、又は食料提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。

(2) 市民及び自主防災組織

- ア 応急食料は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は県に供給を要請する。
- イ 自主防災組織は市が行う応急食料の配分に協力する。
- ウ 自主防災組織は必要により炊出しを行う。

(3) 農林水産省関東農政局（静岡県拠点、静岡地域センター沼津支所）

市から応急食料の調達について協力要請があった時は、応急食料を斡旋又は調達する。

3 災害救助法に基づく実施事項

(1) 食料給与の対象者

- ア 避難所に避難した者
- イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者
- ウ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等
- エ 被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品を喪失し、持ち合わせがない者

(2) 対象品目

- ア 主食
米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食

イ 副食（調味料を含む）

(3) 対象経費

ア 主食

(ア) 米穀小売業者及び農林水産省農政局長から購入した米穀

(イ) 小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等

(ウ) 小売・製造業者から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等

イ 副食費（調味料を含む）

ウ 燃料費

エ 雑費

(ア) 器物（炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上料

(イ) アルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使いすて食器類の購入費

(4) 対象費用の限度

資料編「災害救助法費用限度額一覧表」による。

(5) 実施期間

災害発生の日から7日以内

ただし、期間内に炊き出しその他による食品給与を打ち切ることが困難な場合は、知事と協議して必要最小限の期間の延長をすることができる。

4 応急食料調達給与の方法

(1) 応急食料等の調達・配分・斡旋

市は、供給協定を締結した業者より、調達、配分、斡旋を行うものとする。

(2) 輸送方法

ア 調達斡旋による応急食料の輸送は、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。

イ 輸送が当該発注業者等において措置できないときは、「第20節輸送計画」に基づいて措置するものとする。

5 交通、通信が途絶して市長が知事に調達斡旋を要請できない場合の措置については、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引き渡しについての協定書」（県地域防災計画資料編）に基づき、市長は関東農政局静岡県拠点又は政府所有食料を保管する倉庫の責任者に対して災害救助用米穀の緊急引き渡しを要請するものとする。

第11節 衣料、必需品、その他の物資及び燃料供給計画

1 主旨

この計画は、災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品その他物資（以下この節において「物資」という。）及び燃料を確保するため、市等の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置することを目的とする。なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

2 実施主体と実施内容

(1) 市

ア 非常持ち出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。

イ 物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。市長は、物資の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又は斡旋する。

(ア) 調達又は斡旋を必要とする理由

(イ) 必要な物資の品目及び数量

(ウ) 引き渡しを受ける場所及び引受責任者

(エ) 連絡課及び連絡責任者

(オ) 荷役作業員の派遣の必要の有無

(カ) 経費負担区分

- (キ) その他参考となる事項
- ウ 物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織等の協力を求め公平の維持に努める。
- エ 市は炊き出しに必要なＬＰガス及び器具の支給又は斡旋を行う。
- オ 市は炊き出しに必要なＬＰガス及び器具の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達の斡旋をする。
 - (ア) 必要なＬＰガスの量
 - (イ) 必要な器具の種類及び個数
- (2) 市民及び自主防災組織
 - ア 物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。
 - イ 自主防災組織は市が行う物資の配分に協力する。
 - ウ 地域内のＬＰガス販売業者等の協力を得て使用可能なＬＰガス、器具等を確保するものとする。
- (3) 日本赤十字社静岡県支部（伊東市地区）
日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を被災者のニーズに応じて、速やかに市町を通じ被災者に配分する。
- 3 災害救助法に基づく実施内容
 - (1) 衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者
住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水もしくは船舶の遭難等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
 - (2) 対象品目
 - ア 寝具、被服及び身の回り品
洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
 - イ 日用品
石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
 - ウ 炊事用具及び食器
炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等
 - エ 光熱材料
マッチ、プロパンガス等
 - (3) 費用の限度
資料編「災害救助法費用限度額一覧表」による。
 - (4) 給（貸）与の期間
災害発生の日から１０日以内。ただし、知事と協議して必要最小限の期間を延長することができる。
- 4 衣料、生活必需品等調達給（貸）与の方法
 - (1) 衣料、生活必需品等の調達の方法
 - ア 調達方法
罹災状態、物資の種類、数量等を勘案して、協定業者等により対処するものとする。
 - イ 輸送措置
輸送は、原則として、当該発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注先の業者等において措置できないときは、「第２０節輸送計画」に基づき措置するものとする。
 - (2) 衣料、生活必需品等の給与
衣料、寝具、生活必需品等の給与は、被災状況、被災世帯の構成人員、物資の種類、数量等を勘案し、配分の適正、円滑を期して実施する。
配分は、「第７節避難救出計画」による広域避難場所及び避難所とするが、これにより難しい場合は、適宜本部その他において実施する。

第 1 2 節 給水計画

1 主旨

この計画は災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限必要な量の飲料に適する水を供給するために市、水道事業者及び市民並びに自主防災組織の実施する事項を定め、給水に支障のないように措置することを目的とする。

2 実施主体と実施内容

(1) 市

ア 飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。その際、高齢者等または傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な地域の住民にも配慮するよう努めるものとする。

イ 市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らかにした上で、知事に調達の斡旋を要請する。

(ア) 給水を必要とする人員

(イ) 給水を必要とする期間及び給水量

(ウ) 給水する場所

(エ) 必要な給水器具、薬品、水道用等資材等の品目別数量

(オ) 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

(カ) その他必要事項

ウ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。

エ 地震発生後約 8 日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。

(2) 水道事業者

水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。

(3) 市民及び自主防災組織

ア 地震発生後 7 日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。

イ 地震発生後 4 日目から 7 日目までは、自主防災組織による給水及び市町の応急給水にとり飲料水を確保する。

ウ 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める、この場合は特に衛生上の注意を払う。

エ 市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。

3 災害救助法に基づく実施基準

(1) 給水対象者

災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者

(2) 供給量及び供給期限

供給量は、大人 1 人 1 日最小限おおむね 3 リットルとし、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間の延長をすることができる。

(3) 費用の限度

制限なし（ただし、必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限られる。）

(4) 対象経費

給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費、燃料費等

4 給水実施方法

(1) 給水方法

ア 運搬給水

取水拠点にて確保した飲料水を、運搬給水用具、車両等を活用して給水箇所まで運搬し、給水する。

イ 仮設共同栓

上水道配水施設のうち、被災後使用可能な施設より仮設給水管を敷設し、飲料水を給水する。

- (2) 簡易水道事業が実施する応急給水活動の状況を把握するとともに、要請に応じ必要な協力を行う。
- (3) 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
- (4) 災害発生後、8日を目途に仮設共同栓等を設置し、生活に必要な最小限の飲料水の供給をするよう努める。

第13節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

1 主旨

この計画は、地震により建築物、宅地等が被害を受けたとき、市が行う、その後の余震等による二次災害の発生を防止するための安全対策(被災建築物、被災宅地等に対する危険度判定)及び、建築基準法第39条に基づく、必要に応じた、地震、津波等により著しい危険が生じるおそれのある区域の災害危険区域指定について定める。

また、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対しては、応急的な住宅を提供するほか、災害のため被害を受けた住家を応急的に補修して居住の安定を図るよう措置することを目的とする。なお、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合には、必要に応じて国の非常本部等を通じて又は避難収容関係省庁若しくは都道府県に広域避難収容に関する支援要請をするものとする。

2 被災建築物、被災宅地等に対する危険度判定

(1) 市

ア 建築物

- (ア) 市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に報告する。
- (イ) 併せて、被災者等への周知や伊東建設関連業者連絡協議会等の協力を得て判定実施に必要な措置を講じるとともに地震被災建築物応急危険度判定士等により、被災建築物等の危険度の把握を行うなど判定実施に必要な措置を講ずる。また、必要に応じて県へ判定支援申請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の危険度判定を実施する。

イ 宅地等

市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。

(2) 市民

- ア 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。
- イ 市民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物、宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 災害危険区域の指定

(1) 指定の目的

災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。

(2) 指定の方法

条例により区域を指定し、周知する。

4 応急住宅の確保

(1) 基本方針

避難所生活を早期に解消するために、マニュアル等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

(2) 市の実施事項

ア 被害状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。

イ 体制の整備

応急住宅対策に関する体制を整備する。

ウ 応急仮設住宅の確保

(ア) 建設型応急住宅の建設

あ 建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。

い 建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。

(イ) 賃貸型応急住宅の借上げ

借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。

エ 応急仮設住宅の管理運営

(ア) 応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。

(イ) その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。

オ 応急住宅の入居者の認定

(ア) 避難所生活世帯に対する入居者意向調査等を実施する。

(イ) 入居者の認定を市長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。

カ 市営住宅等の一時入居

市営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。

キ 応急住宅の管理

(ア) 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退居手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。

(イ) 入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。

ク 住宅の応急修理

伊東建設関連業者連絡協議会等建築業関係団体の協力を得て、実施する。

(ア) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具(玄関、窓、サッシ等)等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有するものの協力を得て、速やかに緊急の修理を行う。

(イ) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自らの資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し、居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。

ケ 建築資機材、建築業者等の調達、斡旋要請

(ア) 市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急処理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県に斡旋又は調達を要請する。

あ 応急仮設住宅の場合

(あ) 被害世帯数(全焼、全壊、流失)

- (い) 設置を必要とする住宅の戸数
- (う) 調達を必要とする資機材の品名及び数量
- (え) 派遣を必要とする建築業者及び人数
- (お) 連絡責任者
- (か) その他参考となる事項

い 住宅応急修理の場合

- (あ) 被害世帯数(半焼、半壊)
- (い) 修理を必要とする住宅の戸数
- (う) 修理に必要な資機材の品目及び数量
- (え) 派遣を必要とする建築業者及び人数
- (お) 連絡責任者
- (か) その他参考となる事項

(イ) 市長は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県に斡旋又は調達を要請する。

コ 住居等に流入した土石等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救護活動を行う。なお、市長は、市のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。

- (ア) 除去を必要とする住家戸数(半壊、床上浸水別)
- (イ) 除去に必要な人員
- (ウ) 除去に必要な期間
- (エ) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (オ) 除去した障害物の集積場所の有無

5 災害救助法に基づく実施事項

(1) 応急仮設住宅設置

ア 入居対象者

住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者。

イ 規模及び費用

資料編「災害救助法費用限度額一覧表」による。

ウ 着工期間

災害発生の日から20日以内。ただし、事前に知事と協議し必要最小限度の期間を延長することができる。

エ 供与・維持管理・処分・手続等知事から委任を受けて行う場合、災害救助法に基づく「応急仮設住宅設置要領」による。

(2) 住宅応急修理

ア 修理対象者

(ア) 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの視力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

(イ) 公営住宅、会社の寮、社宅、飯場、借家以外の住宅に居住している者。(会社等の施設の場合で、会社が破産して応急修理を行えないか、又は行わないときを除く。)

イ 規模及び経費

資料編「災害救助法費用限度額一覧表」による。

ウ 修理期間

災害発生の日から3か月以内。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内。

エ その他、修理を行うときは、災害救助法に基づく「住宅応急修理要領」による。

6 実施方法

(1) 入居者・修理者の選考

ア 選考事務の公正を期するため必要に応じ選考委員会を設置し、災害対策本部が必要と認めたとき随時開催する。委員は、副市長、教育長、部長職その他市長が必要かつ適当と認める者。

イ 選考基準

- (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者
- (イ) 特定の資産のない高齢者世帯、身体障がい者世帯、病弱者
- (ウ) 特定の資産のない寡婦、母子世帯
- (エ) 特定の資産のない失業者
- (オ) 特定の資産のない勤労者、中小企業者
- (カ) 前各号に準ずる経済的弱者

(2) 仮設・修理方法

ア 実施者

住宅の仮設及び応急修理をする場合、市長は災害対策本部住宅班の班長を責任者とし、各現場に現場責任者を置き実施するものとする。

イ 住宅の規模、構造等

設置数、規模、構造単価、修理方法等については、災害救助法の実施基準に基づいて行うものとする。

ウ 仮設住宅建設用地の配慮

仮設住宅の建設用地については、飲料水、交通、教育等の便を考慮し選定するものとする。市有地に適地がなく私有地に建設する場合は、所有者と市との賃貸借契約（契約期間２ヶ年）締結後工事に着手するものとする。

エ 建築資材、労務者等

(ア) 建築資材の調達

建築資材の調達については、あらかじめ建築資材調達予定先を定め措置するものとする。

(イ) 建設業者の動員

技術者、労務者等の動員については、資料編「伊東建設関連業者連絡協議会組合名簿」及び市内に営業所並びに事務所、現場事務所を有する業者により措置するものとする。

(ウ) 建築機械等の借上げ

建築機械等の借上げは、資料編「伊東建設関連業者連絡協議会組合名簿」及び市内に営業所並びに事務所、現場事務所を有する業者の所有する機械により措置するものとする。

オ 建設資材の輸送措置

調達した建設資材等の輸送は、原則として発注先の業者等に依頼するものとするが当該業者等において措置できないときは、「第２０節輸送計画」に基づき措置するものとする。

7 要配慮者への配慮

応急仮設住宅への受入れにあたっては高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がいのある人向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

8 応急仮設住宅入居者による運営について

応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成、運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

9 住宅応急復旧活動

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策を施せば住居継続できる住宅の応急修繕するものとする。

10 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、消防法第17条の規定は適用しない。

(2) 市長の措置

ア 上記の指定があった時は、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な設備の設置及び維持に関する基準を定める。

イ 応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

第14節 医療助産計画

1 主旨

この計画は、災害により医療機関が混乱し、医療助産の途を失った者に対して、市の実施事項を定め、医療助産に支障のないよう措置することを目的とする。

2 基本方針

- (1) 市は、市域内の医療救護を行うため、伊東市医師会等の協力を得て、救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置並びに受入れを行う。なお、有症診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。
- (2) 市は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。
- (3) 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け(以下、「トリアージ」という。)を行い、効率的な活動に努めるものとする。
- (4) 市は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。
- (5) 特に、高齢者、障害のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- (6) 市は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- (7) 市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請するものとする。

3 救護所、救護病院及び災害拠点病院

(1) 救護所

ア 設置

市は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。

イ 活動

- (ア) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ)。
- (イ) 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置
- (ウ) 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院への搬送手配
- (エ) 死亡の確認及び遺体搬送の手配
- (オ) 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告
- (カ) その他必要な事項

(2) 救護病院

ア 設置

市は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。

イ 活動

- (ア) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ)
- (イ) 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ

- (ウ) 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点への搬送手配
- (エ) 死亡の確認及び遺体搬送の手配
- (オ) 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への受入状況等の報告
- (カ) その他必要な事項

(3) 仮設救護病院

ア 設置

市は、救護病院を確保することができないとき及び救護病院の病床に不足を生ずるときは、あらかじめ市長が指定した仮設救護病院で医療救護活動を行う。

イ 活動

- (ア) トリアージ
- (イ) 中等症患者の処置及び受け入れ。必要に応じ、重症患者の応急処置
- (ウ) 救護病院及び災害拠点病院への患者搬送手配
- (エ) 死亡の確認
- (オ) 医療救護活動の記録及び伊東市災害対策本部への受入状況等の報告
- (カ) その他必要な事項

(4) 災害拠点病院

ア 活動

- (ア) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
- (イ) 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置
- (ウ) 重症患者の航空搬送拠点への搬送手配
- (エ) DMA T等医療チームの受入れ及び派遣
- (オ) 地域の医療機関への応急用資機材の貸出し

4 実施主体と実施内容

(1) 市

あらかじめ定める伊東市医療救護計画に基づき、次の措置を講ずる。

- ア 救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。
- イ 傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。
- ウ 傷病者の受入にあたっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握につとめ、必要な調整を行う。
- エ 救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。
- オ 医療救護施設から、輸血用血液の調達・斡旋の要請を受けたときは、直ちに県に調達・斡旋を要請する。
- カ 市長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にその斡旋を要請するものとする。
 - (ア) 必要な救護班数
 - (イ) 救護班の派遣場所
 - (ウ) その他必要事項(災害発生の原因)
- キ 被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。

(2) 市民及び自主防災組織

- ア 傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。
- イ 傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。

5 日本赤十字社静岡県支部（伊東市地区）の活動

(1) 医療救護班の派遣

- ア 医療救護班は医療救護を行う地域の市と連携を保ち、医療救護、助産及び遺体の措置等の応援を行う。

6 災害救助法に基づく実施事項

(1) 医療を受ける対象者

医療を必要とする状態であるにもかかわらず、災害のための医療の途を失った者

- (2) 助産を受ける対象者
 - ア 災害のための助産の途を失った者
 - イ 現に助産を要する状態の者
 - ウ 災害発生の日の以前又は以後 7 日以内に分べんした者
 - エ 被災者であると否とを問わない
 - オ 本人の経済的能力の如何を問わない
- (3) 医療助産の範囲
 - ア 医療
 - (ア) 診察
 - (イ) 薬剤又は治療材料の支給
 - (ウ) 処理、手術その他治療及び施術
 - (エ) 病院又は診療所への収容
 - (オ) 看護
 - イ 助産
 - (ア) 分べんの介助
 - (イ) 分べんの前、分べん後の処置
 - (ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給
- (4) 実施期間
 - ア 医療 災害発生の日から 14 日以内
 - イ 助産 分べんした日から 7 日以内。ただし、必要に応じ知事と協議し期間を延長することができる。
- (5) 費用の限度
 - ア 医療
 - (ア) 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費
 - (イ) 一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内
 - (ウ) 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内
 - イ 助産
 - (ア) 救護班による場合
使用した衛生材料等の実費
 - (イ) 助産婦による場合
当該地域における慣行料金の 8 割以内の額
- 7 実施方法
 - (1) 救護班編成等

災害が発生した場合、伊東市医師会に対し、資料編「医療救護計画に基づく救護病院等」による医師会救護班の編成を要請し、救護病院及び仮設救護病院を設置する。

また、地域ごとに市有施設等への仮設救護所の設置体制を整備し、医療活動の万全を期するものとする。

なお、市有施設の使用が困難な場合は、エアテント等の活用を図る。
 - (2) 医療品等調達先

医療品等の調達は、資料編「市内医療機関（医師会加入）一覧表」、資料編「伊東市保険薬局等（薬剤師会加入）一覧表」、県熱海伊東地区医薬品備蓄センターにより措置するものとする。
- 8 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、政令で指定されたときは、平時の規制の特例措置が講じられる。

 - (1) 特例措置

政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、医療法第 4 章及び消防法第 17 条の規定は適用しない。
 - (2) 市長の措置
 - ア 上記の指定があった時は、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な設

備の設置及び維持に関する基準を定める。

イ 臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

第 15 節 防疫計画

1 主旨

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。

2 市長の実施事項及び要請事項

市長は、知事の指示により次の事項を行うものとするが、次の(2)に掲げる事項については必要に応じて、県に応援の要請を行うものとする。

(1) 実施事項

ア 病原体に汚染された場所の消毒（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、本節において「法」という。))(法第27条)

イ ねずみ族昆虫等の駆除（法第28条）

ウ 病原体に汚染された物件の消毒等

エ 生活水の供給（法第31条）

オ 浸水地域の防疫活動の実施

カ 防疫薬品が不足した場合の卸売業者からの調達

キ 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）

(2) 要請事項

ア 防疫薬品が不足した場合の供給調整

イ その他必要事項

3 市民及び自主防災組織の実施事項

飲食物の衛生に注意して食中毒及び関連する感染症の発生を防止する。

4 関係団体の実施事項

飲食物に起因する食中毒及び関連する感染症の発生防止について、市から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

5 その他

地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

6 実施方法

(1) 特別防疫班の編成

災害の状況に応じて防疫清掃第1・第2班及び保健班のほかに特別防疫班を編成する。

(2) 実施基準

特別防疫班は、被災により環境衛生が低下し、感染症発生の恐れがある場合、次に該当する地域から優先的に前項に定める実施事項を処置するものとする。

ア 下痢患者、有熱患者が多発している地域

イ 集団避難所

ウ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域

(3) 実施方法

ア 床下、庭

消石灰及びクレゾール液、乳剤散布（被災地の町内会へ一括搬送し、各家庭へ配布方を依頼するものとする。）

イ 汚染した溝、水たまり

クレゾール液散布

ウ 汚染した井戸

次亜塩素酸ナトリウム投入

エ 毒劇物の取扱

回収及び流出飛散防止を図る。

オ その他

適宜必要な措置

(4) 消毒機器及び薬品

消毒機器及び薬品は、市有備蓄薬品により措置するものとするが、不足の場合は、資料編「伊東薬業会会員一覧表」により措置するものとする。

第16節 清掃及び災害廃棄物処理計画

1 主旨

この計画は、被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等、清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため、市の実施事項を定め、清掃作業等に支障のないよう措置することを目的とする。なお、「伊東市災害廃棄物処理計画」は被害想定に基づいて改訂するよう努める。

2 基本方針

- (1) し尿及び生活ごみの処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「伊東市災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- (2) 応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の延焼、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「伊東市災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- (3) 災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。
- (4) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

3 実施事項等

「伊東市災害廃棄物処理計画」及び県が策定した「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」を踏まえて円滑・迅速に処理する。

(1) し尿処理

ア 市

被災地の状況を考慮し、避難所などで緊急くみ取りを必要とする地域から実施する。処理については、資料編「し尿収集運搬及び浄化槽清掃許可業者一覧表」により市内業者の車両等を動員し、市のし尿処理施設で行うことを原則とする。施設が被災した場合は、近隣の他市町に処理委託するものとする。また、処理委託が困難な場合は、環境衛生上支障のない方法で臨時に貯蓄槽等施設を設置するなど施設復旧までの間対処するものとする。

- (ア) 下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、市民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。
- (イ) 伊東市災害対策本部「市民環境対策部（清掃防疫班）」（以下、「清掃防疫班」という。）の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。
- (ウ) 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にその斡旋を要請するものとする。
 - あ 処理対象物名及び数量
 - い 処理対象戸数
 - う 当該市所在の処理場の使用可否
 - え 実施期間
 - お その他必要事項
- (エ) 必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。
- (オ) 速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。

イ 市民及び自主防災組織

- (ア) 下水道施設の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し

処理することとする。

(イ) 自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。

(2) 廃棄物(生活系)処理

ア 市

ごみ、その他の廃棄物の収集にあたっては、被災状況を考慮し、可能な収集・処理体制を確保し、実施する。これらの処理は、資料編「災害時ごみ集積予定場所」から収集車にて市の処理施設で処理することを原則とし、施設が被災した場合及び運搬が困難な場合は、近隣の他市町に処理を委託するものとする。また、処理委託が困難な場合は、環境衛生上支障のない方法で臨時に仮置場を設置する等処理施設復旧までの間対処する。

(ア) 清掃防疫班の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処

理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。

(イ) 収集体制を市民に広報する。

(ウ) 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にその斡旋を要請するものとする。

あ 処理対象物名及び数量

い 処理対象戸数

う 当該市所在の処理場の使用可否

え 実施期間

お その他必要な事項

(エ) 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する

イ 自主防災組織

(ア) 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。

(イ) 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

ウ 市民

(ア) ごみの分別、搬出については、市の指導に従う。

(イ) 河川、道路、海岸及び谷間には投棄しない。

(3) 災害廃棄物処理

ア 市

(ア) 清掃防疫班の設置

清掃防疫班を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。

(イ) 情報の収集

市内の情報を収集・把握し、以下の内容を精査し県に報告する。

あ 家屋の被害棟数等の被災状況

い ごみ処理施設等の被災状況

う 産業廃棄物処理施設等の被災状況

え 災害廃棄物処理能力の不足量の推計

お 仮置場、仮設処理場の確保状況

(ウ) 発生量の推計

収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。

(エ) 仮置場、仮設処理場の確保

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。

(オ) 処理施設の確保

中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。

(カ) 関係団体への協力要請

収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。

(キ) 災害廃棄物の処理の実施

県が示す実行計画に基づき、また事前に策定した「伊東市災害廃棄物処理計画」に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。

- (ク) 解体家屋の撤去
解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。

イ 企業

- (ア) 自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。
- (イ) 市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

ウ 市民

- (ア) 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物の分別を行い、市の指示する方法にて搬出等を行う。
- (イ) 河川、道路、海岸及び谷間に投棄しない。

(4) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、原則としてごみ等の収集処理に準じて行う。

4 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬または処分を業として行うものは、廃棄物処理法第7条1項若しくは第6項、または第14条第1項若しくは第6項または第14条の4第1項若しくは第6項の規定に関わらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬または処分を業として行うことができる。

(2) 市長の措置

上記の指定により廃棄物の収集、運搬または処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬または処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬または処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第17節 遺体の搜索及び措置埋葬計画

1 主旨

この計画は、災害により、行方不明になり既に死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体選別等のために遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、市の実施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処することを目的とする。

2 基本方針

- (1) 市は、県が作成した遺体措置計画策定の手引きに基づき遺体措置計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。
- (2) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。
- (3) 市域内の遺体の搜索及び措置は、市が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の搜索及び措置に協力する。
- (4) 市は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。
- (5) 県は、市から要請があった場合は、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。

3 実施主体と実施内容

遺体の搜索は、消防職員、市職員、消防団員、自衛隊、地元関係者の協力により行うものとし、搜索にあたっては、単独行動を慎み組織に基づく作業班単位で行動し、常に警察等関係機関と連携をとりながら実施する。

- (1) 市

ア 遺体の搜索

市職員、消防職員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。

イ 遺体収容施設

(ア) 設置

市は、地震災害等が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設である観光会館別館又は市民体育センターを原則使用する。

(イ) 活動

市は、遺体収容施設において次の活動を行う。

あ 警察の協力を得て遺体措置を行う。

い 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。

う 被災現場、救護所、救護病院(仮設救護病院)、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。

え 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。

お 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。

か 遺体収容にあたっては、極力損傷を与えないよう丁寧に扱うとともに遺体に対し礼が失われることがないように注意する。

ウ 遺体の処置

(ア) 市は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置(洗浄、縫合、消毒、一時保存)を行い、親族等に速やかに引き渡すものとする。

(イ) 身元が判明しない遺体又は引取人がない遺体は、速やかに遺体収容所に引き渡すものとする。この場合、警察官は検視調書を作成し、医師の検案書は、遺族関係者の必要に応じて作成するものとする。

(ウ) 相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。

エ 埋火葬及び広域火葬

(ア) 火葬は、伊東市斎場において措置する。

(イ) 火葬した遺骨は、一時寺院等に安置し、事後において遺骨引取人により、それぞれの墓地に埋葬する。ただし、遺骨引取人がない場合は、市長が指定する墓地に仮埋葬するものとする。

(ウ) 大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、遺族が自らまたは他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。

オ 県への要請

市長は、遺体の搜索、措置、火葬について、市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対し斡旋を要請する。

(ア) 必要な医師数

(イ) 搜索、措置、火葬に必要な職員数

(ウ) 搜索が必要な地域

(エ) 火葬施設の規格(釜の大きさ、燃料等)及び使用可否

(オ) 必要な輸送車両の台数

(カ) 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量

(キ) 広域火葬の応援が必要な遺体数

(2) 市民及び自主防災組織

行方不明者についての情報を、市町に提供するよう努める。

4 災害救助法に基づく実施事項

(1) 遺体搜索対象者

行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

- (2) 遺体の措置内容
 - ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置
 - イ 遺体の一部保存
 - ウ 検案
 - エ 遺体の身元確認
 - (3) 埋葬対象者
 - ア 災害時の混乱の際に死亡した者
 - イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合
 - (4) 実施期間
災害発生から10日以内とする。ただし、期間の延長が必要である場合は最小限度において、知事と協議し延長できるものとする。
 - (5) 費用の限度
資料編「災害救助法費用限度額一覧表」による。
- 5 非常災害時における特例
- 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、政令で指定されたときは、平時の規制の特例措置が講じられる。
- (1) 特例措置
政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬または火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証または火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他の該当死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続きの特例が定められる。

第18節 障害物予防計画

- 1 主旨
この計画は、災害により、土石、竹木等の障害物が住居に運びこまれ日常生活に支障がある者に対し、市及び県の実施事項を定め、障害物除去に支障がないよう措置することを目的とする。
- 2 災害救助法に基づく実施事項
 - (1) 障害物除去の対象者
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することのできない者。
 - (2) 実施期間
災害発生の日から10日以内、ただし、必要に応じ知事と協議し延長することができる。
 - (3) 費用の限度
資料編「災害救助法費用限度額一覧表」による。
- 3 実施事項
 - (1) 障害物除去要員は、市職員、消防職員、消防団員、建設業者、自衛隊、自主防災組織等を対象とし、被害の状況に応じ適宜動員及び動員要請するものとする。
 - (2) 除去用車両及び除去作業用機械器具の調達
資料編「伊東建設関連業者連絡協議会組合名簿」の有する車両及び機械器具を調達し、それでも不足する場合は「第20節輸送計画」により措置する。
 - (3) 除去した障害物は、住民の日常生活に支障のない場合に一時的に集積するよう措置するものとする。
- 4 市長の要請事項
市長が、障害物除去計画について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにしたうえで、知事にその斡旋を要請するものとする。

- (1) 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
- (2) 除去に必要な人員
- (3) 除去に必要な期間
- (4) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (5) 集積場所の有無

5 災害の拡大と二次災害の防止活動

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第 19 節 社会秩序維持計画

1 主旨

社会混乱を鎮め、民心を安定し社会秩序を維持するための活動について、市の実施する対策の概要を示す。

2 市民に対する呼びかけ

市長は、市内に流言飛語をはじめ、各種の混乱が発生し又は混乱が発生する恐れがあるときは、速やかに地域住民のとりべき措置等について呼びかけを実施するよう努める。

3 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策（対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫が、いずれも伊東市の管轄区域内に所在するものに限る。）

(1) 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。

(2) 特定物資の報告徴収、立入検査等

ア 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。

イ 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。

4 県に対する要請

市長は、市内の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは県に対して応急措置又は広報の実施を要請する。

第 20 節 輸送計画

1 主旨

この計画は、災害時における応急対策従事者及び救援物資の輸送を円滑に処理するため、輸送体制を確立し、輸送の万全を期することを目的とする。

災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握し、あらかじめ、運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとし、市は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

また、市は、地域内輸送拠点の効率的な運営及び避難所等への物資の輸送について効率的な運営を図るため、速やかに、運営や輸送に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

更に、市は、物資の調達、輸送に必要な情報項目、単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境設備を推進するものとする。

2 市及び防災関係機関の緊急輸送

(1) 市

ア 市の災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は市が行うことを原則とする。

イ 市長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、輸送の内容に応じて、各計画に

定めるところに従って知事に対し必要な措置を要請する。

ウ 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については県に準ずる。

エ 市は、管内のヘリポートの緊急輸送点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。

(2) 防災関係機関

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する

(3) 国土交通省中部運輸局

中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能数の確認を行うとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

3 実施方法

(1) 陸上輸送

ア 市車両の活用

資料編「市有車両一覧表」により実施する。

イ 輸送業者車両の借上げ

民間保有営業車両の協力により輸送を必要とする場合には、随時借上げるものとする。市で車両の確保が困難な場合又は輸送の都合上他の市町村より調達することが適当と認められるときは、県及び他の市町村に協力を要請する。

ウ 自衛隊の要請

「第27節自衛隊派遣要請要求計画」による。

(2) 海上輸送

ア 民間の船舶への協力要請

東海汽船株式会社及び株式会社富士急マリンリゾート等へ船舶輸送の協力を要請する。

イ 漁船への協力要請

伊東市漁業協同組合等を通じ船舶の輸送の協力を要請する。

ウ 海上自衛隊への要請

「第27節自衛隊派遣要請要求計画」による。

エ 海上保安庁への応援要請

「第28節海上保安庁に対する応援要請要求計画」による。

(3) 航空輸送

災害の状況により航空機による輸送が必要となったときは、市長は、知事に対し防災ヘリコプターの活用及び自衛隊による空輸についての災害派遣要請をするものとする。なお、ヘリコプター離着陸可能場所は、資料編「ヘリポート基地」のとおりである。

4 災害救助法の規定による輸送の範囲

(1) 輸送の範囲

ア 被災者の避難

イ 医療及び助産における輸送

ウ 被災者の救出

エ 飲料水の供給

オ 救助用物資の輸送

カ 遺体の搜索

キ 遺体の措置（埋葬を除く）

ただし、特に必要な場合には事前に知事と協議し、上記以外についても輸送を実施することができる。

(2) 実施期間

前項の各救助の実施期間。ただし、事前に知事と協議し、必要最小限度の期間を延長することができる。

- (3) 費用の限度
当該地域における通常の実費

第2 1 節 交通応急対策計画

1 主旨

この計画は、交通施設に係る災害に際して、自動車運転者、県知事、道路管理者、県公安委員会、鉄道事業者等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業の効率化を図るとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図ることを目的とする。

2 陸上交通の確保

(1) 陸上交通確保の基本方針

- ア 市は、県、国土交通省、中日本高速道路株式会社、市町、自衛隊、鉄道事業者等に協力を求め主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。
- イ 県公安委員会(県警察)は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。
- ウ 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。
この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等を設置する。
- エ 県公安委員会及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。
- オ 道路関係者は、緊急交通路 1510 に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう、道路啓開等必要な措置を行う。

(2) 自動車運転者のとるべき措置

- ア 緊急地震速報を聞いたとき
 - (ア) ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。
 - (イ) 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。
 - (ウ) 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。
- イ 地震等が発生したとき
 - (ア) 走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。
 - あ できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - い 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - う 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
 - (イ) 避難のために車両を使用しないこと。
 - (ウ) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等(交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。)における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間(以下「指定道路区間」という)においても、同様とする。
 - あ 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - (あ) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - (い) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所。

い 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

う 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

(3) 道路管理者等の実施事項

ア 応急体制の確立

道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。

イ 主要交通路等の確保

主要な道路、橋梁及び港湾・漁港の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の際により随時迂回路を設定する。

ウ 災害時における通行の禁止又は制限

(ア) 道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。

(イ) 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当な廻り道を道路標識をもって明示する。

エ 放置車両の移動について

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は災害対策基本法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行うものとする。

オ 道路の応急復旧

(ア) 応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

(イ) 市長の責務

あ 他の道路管理者に対する通報

市長は、自市内の国道、県道等、他の管理者に属する道路が破損等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。

い 緊急の場合における応急復旧

市長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保及びその他付近の住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。

う 知事に対する応援要請

市長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し、応急復旧の応援を求めるものとする。

(ウ) 仮設道路の設置

あ 道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

い 既設道路の全てが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、市及び県が協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。

カ 経費の負担区分

(ア) 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。

(イ) 緊急の場合における応急復旧の経費

市長が自市区域内で他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は、当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は応急復旧を実施した市長が、その経費の一時繰替支弁をすることができるものとする。

(ウ) 仮設道路の設置に要する経費

新たに応急仮設道路を設置した場合の経費はその都度県及び市が協議して、経費の負担区分を定めるものとする。

(4) 県知事又は県公安委員会の実施事項

ア 災害時における交通の規制等

(ア) 県公安委員会は、静岡県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害対策基本法に基づき、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①道路交通法第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

(イ) 県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送路に当てる道路を選定する。

イ 緊急通行車両の通行確保

(ア) 県公安委員会は、前号のため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(イ) 県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

(ウ) 県公安委員会は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。

ウ 警察官、自衛官、消防職員及び道路管理者の措置命令等

(ア) 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

(イ) (ア)による措置をとることが命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他物件を破損することができる。

(ウ) 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、(ア)及び(イ)に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(エ) 警察官がその場にいない場合に限り、消防職員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な行動を確保するため、(ア)及び(イ)に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(オ) 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するため(ア)及び(イ)に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

エ 除去障害物の処分

(ア) 除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所所有者

に対する協力依頼等によって確保した空地、駐車場等に処分する。

(イ) 適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。

オ 通行の禁止又は制限に係る標示

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した標示を設置しなければならない。

カ 交通安全施設の復旧

県公安委員会は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

キ 緊急通行車両の申出

指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して申出をすることができる。

ク 緊急通行車両の確認

県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。

ケ 交通の危険防止のための通行の禁止又は制限

(ア) 警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めたときは、必要な限度において一時通行を禁止又は制限するものとする。

(イ) 道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

(5) 鉄道事業者の実施事項

ア 応急態勢の確立

鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、災害対策本部の設置等により社内の応急態勢の確立を図る。

イ 代行輸送等の実施

路線等の被害により、列車の通行が不能となった時は、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。

ウ 応急復旧の実施

崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等、応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者、防災機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じて崩土除去、路盤の復旧及び仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

3 海上交通の確保

(1) 情報の収集

市は県、運輸局、海上保安部、自衛隊、漁業協同組合等の協力を求め、海岸施設、港湾施設の被害状況、水路、航路標識の異常の有無、港内の状況等について情報の収集を行う。

(2) 海上交通の制限

ア 海上保安庁は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構築物及び流出した船舶、木材、筏等が船舶交通に及ぼす影響を調査し、必要な安全対策を講じる。

イ 海上保安庁は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、これらの所有者に除去を命じ又は勧告を行う。

ウ 海上保安庁は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。

(3) 海上交通確保の措置

ア 海上交通の調整

県は、海上保安庁等、防災関係機関と相互に連絡し、県内の海上交通確保について必要な輸送路の選定等の調整を行う。

イ 港湾施設等の応急措置

港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾、漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講ずる。また、所管する航路等において、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める。

ウ 海上自衛隊及び海上保安庁に対する支援要請

知事は、市又は港湾及び漁港の管理者から、油の流出による火災の鎮圧、水路・航路の確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について、支援要請があったときは、海上自衛隊、海上保安庁等に対し支援を要請する。

エ 海上保安庁等は、水路の水深に異常が生じた時は、必要に応じ調査を行い、標識等の設置により航路の安全を確保する。

オ 海上保安庁等は、航路標識が損壊又は流出した時は、速やかに復旧に努めるほか、必要な措置を講ずる。

カ 海上保安庁は、警報の伝達、排出油の防除、危険物の保安、海難救助等の適切な措置を講ずる。

4 有料道路の通行

災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合は、あらかじめ当該道路の管理者と協議するものとする。

5 交通マネジメント

国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所が組織する、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的とした、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うための「静岡県災害時交通マネジメント検討会」について、市が必要と認めたときは、県に対し開催を要請することができる。

注1 「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。

注2 「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

第22節 応急教育計画

1 主旨

この計画は、小・中学校（以下この章において「学校」という）の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害を受け正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための概要を示すことを目的とする。

2 基本方針

(1) 市教育委員会は、市立学校に対し、県で作成した「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」等を参考に、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施をする。

(2) 市、市教育委員会は、応急教育のための施設又は教職員の確保等について措置が必要な場合、県教育委員会に要請する。

(3) 学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。

(4) 中学生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設、設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救護活動等に、可能な範囲で協力する。

3 計画の作成

(1) 災害応急対策

ア 計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難場所・避難所指定の有無等を考慮する。

イ 計画に定める事項は、次のとおりとする。

(ア) 学校の防災組織と教職員の任務

(イ) 教職員動員計画

(ウ) 情報連絡活動

(エ) 生徒等の安全確保のための措置

(オ) その他、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策。

(2) 応急教育

計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。

ア 被害状況の把握

生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。

イ 施設・設備の確保

(ア) 学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。

(イ) 被害の状況により、必要に応じて地域住民等の協力を求める。

ウ 教育再開の決定・連絡

(ア) 生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。

(イ) 教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時に安全確保に努める。

エ 教育環境の整備

不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。

オ 給食業務の再開

施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。

カ 学校が地域の避難場所及び避難所となる場合の対応

(ア) 各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。

(イ) 避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市等と必要な協議を行う。

キ 生徒等の心のケア

生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。

ク 各学校等は、被災者に対する SNS 等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。

4 災害救助法に基づく実施事項

(1) 学用品の給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊、又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒及び高等部生徒を含む）

(2) 学用品の品目

ア 教科書及び教材

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 学用品給与の時期

災害発生の日から 教科書（教材を含む） 1 か月以内

ただし、知事と協議し延長することができる。

(4) 対象費用の限度

資料編「災害救助法費用限度額一覧表」による。

5 実施方法

(1) 学用品給与の方法

ア 給与の対象となる児童、生徒の人数は、被災者名簿と当該学校における学籍名簿と照合し、被害別、学年別に正確に把握する。

イ 小学校児童及び中学校生徒の判定の時点は、原則として災害発生の日とする。

ウ 教科書は、学年別、学科別、発行所別に調査集計し、購入分配する。

エ 通学用品、文房具は、被害状況別、小・中学校別に学用品購入（配分）計画表を作成し、これにより購入分配する。

オ 給与品目は、各人の被害状況程度等実状に応じ、特定品目に重点を置くことも差し支えない。

カ 教材は、教育委員会に届出又は承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認のうえ給与する。

(2) 学用品の調達

市内学用品取扱業者より調達することを原則とする。

(3) 応急教育等の実施事項

ア 分散授業及び二部授業の実施

イ 市有施設、近隣小中学校の一時借用

ウ 教職員の確保

エ 文教施設の応急復旧対策計画

オ 学校給食

(4) 社会教育施設の応急対策

資料編「社会教育施設一覧表」の各施設管理者は、災害の状況に応じ保全に努めるものと救援を必要とする場合は、直ちに災害対策本部に連絡措置するものとする。

(5) 文化財の応急対策

各文化財の管理者又は所有者は、災害の状況に応じ保全に努めるものとし、救援を必要とする場合は直ちに災害対策本部に連絡措置するものとする。

6 知事への要請事項

市長は、応急教育の実施等困難な場合は、次の事項により、知事に調達斡旋を要請するものとする。

(1) 応急教育施設斡旋確保

(2) 集団移動による応急教育の斡旋及び応急教育の実施指導

(3) 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導

(4) 教職員の派遣充当

(5) 学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達斡旋

第23節 社会福祉計画

1 主旨

この計画は、被災者に対し生活保護法の適用、生活福祉資金等資金貸付を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めることを目的とする。

2 基本方針

(1) 市その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。

(2) 各実施機関の体制をもってしては、援護措置の実施が困難な場合は、知事は、要請

に基づき応援要員を派遣する。

- (3) 市は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、健康福祉センターはこれに協力する。
- (4) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。

3 実施事項

- (1) 罹災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置
 - ア 罹災社会福祉施設の応急復旧
 - イ 罹災社会福祉施設入所者の他施設等への一時受入れ保護の斡旋
 - ウ 臨時保育所の開設の指導及び職員の斡旋
- (2) 罹災低所得者に対する生活保護の適用
- (3) 被災者の生活相談
 - ア 実施機関 伊東市（被害が大きい場合は県と共催）
 - イ 相談種目 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談
 - ウ 協力機関 （福）伊東市社会福祉協議会、伊東市民生委員・児童委員協議会、県、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「（福）県社会福祉協議会」という。）、静岡県災害対策士業連絡会、法テラス静岡、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関
- (4) 罹災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け
 - ア 実施機関 （福）伊東市社会福祉協議会、（福）県社会福祉協議会
 - イ 協力機関 県、伊東市、民生委員、児童委員
 - ウ 貸付対象 罹災低所得者世帯（災害により低所得世帯となった者も含む）
 - エ 貸付額 「生活福祉資金貸付金制度要綱」による
- (5) 罹災母子世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け
 - ア 実施機関 県
 - イ 協力機関 伊東市、民生委員、児童委員、母子協力員
 - ウ 貸付対象 罹災母子世帯・寡婦（災害により母子世帯・寡婦となった者を含む）
 - エ 貸付額 「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額
- (6) 罹災身体障がい児者に対する補装具の交付等
 - ア 実施機関
 - (ア) 児 童 伊東市
 - (イ) 18歳以上 伊東市
 - イ 協力機関
 - (ア) 児 童 県、民生委員、児童委員、身体障害者相談員
 - (イ) 18歳以上 民生委員、児童委員、身体障害者相談員、身体障害者相談センター
 - ウ 対象 罹災身体障がい児者
 - エ 交付等の内容
 - (ア) 災害により補装具を忘失又はき損した者に対する修理又は交付
 - (イ) 災害により負傷又は疾病にかかった者の更生医療の給付
 - (ウ) 罹災身体障がい者の更生相談
- (7) 災害弔慰金等の支給及び災害救護資金の貸付け
 - ア 実施機関 伊東市
 - イ 支給及び貸付対象
 - (ア) 災害弔慰金 自然災害により死亡した者の遺族
 - (イ) 災害障害見舞金 自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者
 - (ウ) 災害救援資金 罹災世帯
 - ウ 支給及び貸付額 「災害弔慰金の支給等に関する法律」第3条、第8条及び第10条の規定に基づき市が条例で定める額
- (8) 被災者(自立)再建支援制度

- ア 実施機関 (財)都道府県会館(県単制度は県)
- イ 支給対象 住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯
- ウ 支給額 「被災者生活再建支援法」第3条に定める額
- (9) 義援金の募集及び配分
 - ア 実施機関 県、伊東市
 - イ 協力機関 伊東市教育委員会、県教育委員会、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、(福)伊東市社会福祉協議会、(福)県社会福祉協議会、報道機関、その他関係機関
 - ウ 募集方法 災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け、協議決定
 - エ 配分方法 関係機関で配分委員会を設け、協議決定
- (10) 義援品の受け入れ
 - ア 実施機関 伊東市、県
 - イ 協力機関 報道機関、その他関係機関
 - ウ 受入方法 被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。

第24節 消防計画

1 主旨

この計画は、各種災害に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

2 消防活動

(1) 消防活動体制

市は、その地域に係る各種災害が発生した場合においては、これら災害による被害の軽減を図るため、消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。

なお、地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処しうるよう特に配慮するものとする。

また、消防本部は、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県や市町の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努めるものとする。

(2) 広域協力活動体制

市長は、災害が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対して応援要請を行うものとする。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。

ア 発災市町等において発生した災害が応援市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ その災害が本市の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合

ウ 発災市町等を災害から防御するため、応援市町等の消防機関が保有する車両、資機材等を必要とする場合

(3) 大規模林野火災対策

市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となる恐れのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町村の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。

(4) 危険物施設の災害対策

危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊等）と協力して、初期消火活動に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。なお、消火活動を行うにあたっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。

(5) ガス災害対策

市は、都市ガス及び高圧ガスによる災害の特殊性にかんがみ、都市ガス事業者及び高圧ガス事業者等関係者と協力してガス災害発生の防止及びその拡大の防止のための応急措置を講ずるものとする。

3 地震発生時の火災

地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって、次の基本方針により消防活動を行う。

(1) 基本方針

ア 市民、自主防災組織、事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。

イ 地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。

ウ 消防署及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための伊東市消防計画の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。

エ 消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 実施主体及び内容

ア 消防署及び消防団

(ア) 火災発生状況等の把握

消防長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、伊東市災害対策本部及び伊東警察署と相互に連絡を行う。

あ 延焼火災の状況

い 自主防災組織の活動状況

う 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

え 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

(イ) 消防活動の留意事項

消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。

あ 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。

い 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

う 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

え 救護活動の拠点となる病院、避難場所、避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

お 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

イ 事業所(研究室、実験室を含む)

(ア) 火災予防措置

火気の消火、L P ガス・都市ガス・高圧ガス・石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(イ) 火災が発生した場合の措置

あ 自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動行う。

い 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(ウ) 災害拡大防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所におい

- て、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。
- あ 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- い 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。
- う 立ち入り禁止等の必要な防災措置を講ずる。
- ウ 自主防災組織
 - (ア) 各家庭におけるガス栓の閉止、ＬＰガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。
 - (イ) 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。
 - (ウ) 消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。
- エ 市民
 - (ア) 火気の遮断
 - 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、ＬＰガスは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。
 - (イ) 初期消火活動
 - 火災が発生した場合は消火器。くみおき水等で消火活動を行う。

第２５節 応援協力計画

１ 主旨

この計画は、被災地の応急作業を助け、かつ復興意欲の振興を図るため市長が民間団体等の応援協力を必要とする場合の実施事項を定めるものとする。

２ 実施基準

- (１) 県への要求
 - 他の計画の定めるところにより、県知事に対し協力要請対象団体のうちから適宜、指定して要請をするものとする。
- (２) 協力要請対象団体
 - ア 男女共同参画団体
 - イ 大学及び高校の学生・生徒
 - ウ 県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒
 - エ 赤十字奉仕団
 - オ その他奉仕活動を申し出たボランティア団体等

３ 実施方法

- (１) 男女共同参画団体に対する応援協力要請
 - ア 要請は、県を通じて男女共同参画団体の長に対して行うものとする。
 - イ 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所、その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。
- (２) 大学及び高校の学生・生徒に対する応援協力要請
 - ア 要請は、県を通じて、当該学生・生徒の所属する学校の長に対して行うものとする。
 - イ 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所、その他必要事項を連絡するものとする。
- (３) 県立専修学校及び各種講習施設等の学生・生徒の活用
 - 活用人員、作業内容、作業場所、集合場所、その他必要事項を連絡し、活動に支障のないよう措置するものとする。
- (４) 赤十字奉仕団への協力要請
 - 要請は県を通じ、日本赤十字社静岡県支部に対して行い、作業内容、作業場所、集合場所、その他必要事項を連絡し、活動に支障のないよう措置するものとする。
- (５) 市職員の応援
 - ア 市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化する

るなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。
イ 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

第26節 ボランティア活動支援計画

1 主旨

この計画は、災害時におけるボランティア活動に対し、市が支援を行う場合の必要事項を明らかにすることを目的とする。

2 実施事項

市は、次のとおりボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重し、（福）伊東市社会福祉協議会や（特活）静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながら、ボランティアの受け入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、ライフライン・公共交通機関の復旧、通行規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供するものとする。

（1）災害ボランティアセンターの設置及び運用

ア 市は、災害ボランティアの必要性及び被災状況に応じ、市健康福祉センターに伊東市災害ボランティアセンターを（福）伊東市社会福祉協議会と連携し設置する。なお、当該施設が被災し利用できない場合は、代替場所として市役所庁舎内（場所は設置時に庁舎管理担当課と協議）に設置する。

伊東市災害ボランティアセンターでは、ボランティアの受付、活動場所の斡旋及び配置調整等を行う。

イ 伊東市災害ボランティアセンターは、（福）伊東市社会福祉協議会の職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。

ウ 市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整員として伊東市災害ボランティアセンターに配置するなどし、その活動を支援する。

（2）ボランティア活動拠点の設置

市は、被害の大きい区域などの適当な施設又は敷地に、（福）伊東市社会福祉協議会及び災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。

なお、ボランティアの宿営地の候補場所（施設等含む）を（福）伊東市社会福祉協議会及び災害ボランティア・コーディネーター等と連携してあらかじめ定めるよう努める。

（3）ボランティア団体等に対する情報の提供

市は、ライフライン・公共交通機関の復旧、通行規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

（4）ボランティア活動資機材の提供

市は、ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第27節 自衛隊派遣要請要求計画

1 主旨

この計画は、災害時における自衛隊派遣要請の要求を行う場合等の必要事項を明らかにすることを目的とする。

2 災害派遣要請の要求範囲

自衛隊の災害派遣の要請を要求できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、

人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、(1)の3要件を満たすもので、具体的内容は、災害の状況、他の機関の活動状況の他、市長等の要求内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常(2)のとおりとする。

(1) 災害派遣要請の要求要件

- ア 緊急性 差し迫った必要性があること
- イ 公共性 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要があること
- ウ 非代替性 自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと

(2) 災害派遣要請の要求内容

- ア 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
- イ 避難の援助
避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助
- ウ 遭難者等の搜索援助
- エ 水防活動
土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
- オ 消防活動
利用可能な消防車その他防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火活動（消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）
- カ 道路又は水路の啓開
道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
- キ 応急医療、救護及び防疫
被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）
- ク 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他の救護活動に必要な人員および救援物資の緊急輸送
- ケ 給食、給水及び入浴支援
被災者に対する給食、給水及び入浴支援
- コ 物資の無償貸付及び譲与
「防衛省の所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与
- サ 危険物の保安及び除去
自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
- シ 防災要員等の輸送
- ス 連絡幹部の派遣
- セ その他
その他市長が必要と認めるものについては、知事及び部隊の長と協議し決定する。

3 市長の災害派遣要請の要求手続

(1) 知事に対する自衛隊派遣要請の手続

原則として市長が行うものとする。

(2) 災害派遣要請の要求手続

災害派遣要請をしようとするときは、知事に対し次の事項を明記した要請書をもって行う。ただし、突発的事態等において、人命の救助、財産の保護等の時間の余裕がなく、緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後、速やかに文書により要請する。緊急を要する場合、要請書をもってすることができないときは、電話等により依頼するものとする。この場合においても、事後速やかに要請書をもって行うものとする。また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

ア 提出先（連絡先） 静岡県災害対策室
この場合、県災害対策本部東部方面本部（東部危機管理局）を経由する。

イ 提出部数 1 部

ウ 記載事項

- （ア） 災害の状況及び派遣を要請する事由
- （イ） 派遣を必要とする期間
- （ウ） 派遣を必要とする区域及び活動内容
- （エ） その他参考となるべき事項

4 災害派遣部隊の受入れ体制

（1） 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関との競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

（2） 作業計画及び資材等の準備

市長は自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するにあたっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に係る管理者の理解を取り付けるよう配慮するものとする。

（3） 作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は他の計画に定めるところにより県へ要請するものとする。

（4） 自衛隊との連絡交渉の窓口の一体化

市長は派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

（5） 派遣部隊の受入れ

市長は派遣された部隊に対し次の基準により各種施設等を準備するものとする。

本 部 事 務 室 派遣人員の約 1 割が事務をとるのに必要な室、机、椅子
など

宿 舎 屋内宿泊施設（学校、公民館等）とし、隊員の宿泊は一人一畳の基準

材料置場炊事場 屋外の適当な広場

駐 車 場 適当な広場（車一台の基準は 3 m × 8 m）

5 災害派遣部隊の撤収要請の要求

市長は、知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認められる場合は、知事に対し、派遣部隊の撤収を要求する。

6 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業のため、必要とする資機材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は原則として市が負担するものとする。

7 その他

市以外の防災関係機関は、自衛隊の災害派遣要請に関し、知事に必要な情報提供を行うよう努めるものとする。

第 28 節 海上保安庁に対する支援要請要求計画

1 主旨

この計画は、災害時における海上保安庁に対する支援要請の要求を行う場合の必要事項を明らかにすることを目的とする。

2 支援要請の範囲

海上保安庁に支援を要請する場合は、原則として次の場合とする。

- （1） 傷病者、医師、避難者等又は救護物資等の緊急輸送
- （2） 船舶を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供

(3) その他、市が行う災害応急対策の支援

3 市長の支援要請の依頼手続

(1) 知事に対する支援要求手続

原則として市長が行うものとする。

(2) 支援要求の手続

支援要求は知事に対し次に掲げる事項を明記した要請書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により知事に依頼する。

また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を下田海上保安部又は沖合に配備された海上保安庁の船舶若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

ア 提出先（連絡先） 静岡県危機対策課

この場合、県災害対策本部東部方面本部（東部危機管理局）を経由する。

イ 提出部数 1 部

ウ 記載事項

(ア) 災害の状況及び支援を要請する事由

(イ) 支援を必要とする期間

(ウ) 支援を必要とする区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

第 29 節 電力施設災害応急計画

1 主旨

この計画は、災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制、連絡方法等について定めるものとする。

2 電力会社の地域分担

伊東市 東京電力パワーグリッド株式会社伊豆支社

3 応急措置の実施

応急措置の実施は電力会社の定める「東京電力パワーグリッド株式会社防災業務計画」により実施する。

4 県との連絡協議

被災地に対する電力供給を確保するための電力施設復旧の処理にあつては市と十分連絡をとるとともに、必要に応じ県と協議して措置するものとする。

第 30 節 ガス災害応急対策計画

1 主旨

この計画は、ガス災害の発生に際し、市民等の安全を図るためのガス災害応急対策について定める。

2 非常体制組織の確立

(1) 緊急出動に関する相互協力

消防、警察、都市ガス事業者、高圧ガス事業者、電力会社、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について相互協力する。

(2) ガス事業者の緊急体制の整備

ア ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。

イ 非常体制組織は夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

3 応急対策

応急措置の実施については、資料編「市内ガス事業者・燃料・LPG商一覧表」による

業者及び各関係機関において別に定める「非常災害対策要綱」により実施するものとする。

4 市、関係機関との連絡協議

都市ガス事業者及び高圧ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、県、市、消防機関及び警察と十分連絡、協議する。

5 事故の報告

都市ガス事業者は、ガス事故の報告を市、消防機関及び警察に行う。

第31節 危険物応急対策計画

1 主旨

市内における危険物製造所等の現状と災害応急対策を示し、災害時における被害の拡大防止を図るものとする。

2 実施方法

(1) 火薬類

ア 火薬庫、火薬類の所有者又は占有者の措置（法令による）

(ア) 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合にはこれに移し、見張り人をつける。

(イ) 道路が危険であるか又は輸送の余裕のない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講ずる。

(ウ) 火薬庫の入口、窓等を完全に密封し、木の部分は防水の措置を講じ、必要によっては付近住民に避難するよう警告する。

(エ) 吸湿、変質不発、半爆等のために著しく原性能又は原形を失った火薬類若しくは著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄する。

イ 市長の措置

(ア) 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合にはこれに移し、見張り人をつける。

(イ) 爆発又はその恐れのあると判断したときは、関係機関と連携を取り、販売業者、消費者その他火薬を取扱う者に対して火薬庫又は物件の保安その他必要な措置を指示するものとする。

(ウ) 爆発又はその恐れのあると判断したときは、関係機関と連携を取り、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設の関係者以外の立ち入りの制限並びに禁止若しくは退去を命ずるものとする。

この場合避難者については、その立ち退き先を指示するものとする。

(エ) 被災者の救出救護並びにその他必要な措置を講ずるものとする。

(オ) 爆発又はその恐れがあると認めたときは、関係機関と連携を取り、消防の人員、機材を動員し、災害の防御又は災害の拡大を防止するものとする。

(2) 石油類

ア 出火防止等の措置

(ア) 出火防止の措置

あ 設内の使用火、作業火気を完全に消火し、発火源を除去する。

い 施設内の電源は、状況により保安系統を除き切断する。ただし、断線の場合は、自家発電装置等により保安系統の電源の確保を図る。

う 出火防止上危険と認められる作業は中止する。

え その他施設内の巡回を強化し警戒の万全を図る。

(イ) 消防施設の確保

あ 消火設備の点検及び起動を行い、機能を確保する。

い 消防設備を点検し、機能を確保する。

う 消防ポンプ車等の確保につとめ自衛要員を増強し、自衛消防力を強化する。

(ウ) 災害防止の措置

あ 危険物貯蔵タンク、容器等の損傷、転倒による漏油、流出の積土のう、その他

必要な処置を実施して、流出区域の拡大を防止する。また、付属施設には、防水等防護装置を完全を実施する。

い 貯蔵危険物には保安装置を強化する。

う 保安資機材を確保する。

イ 市長の措置

(ア) 施設内における一切の火気の使用を禁止する。

(イ) 状況により立入検査を実施し、保安に必要な強化措置を実施させるものとする。

(ウ) 被害が広範囲にわたり引火、爆発又はその恐れがあると判断した場合は、施設関係者、関係機関と連携を取り、警戒区域を設定し、区域内居住者に避難を指示する。この場合避難先を指示するものとする。

(エ) 引火、爆発又はその恐れがあるときは、消防の人員、機材を動員し、災害を防御又は災害の拡大を防止するものとする。災害の状況規模により、自衛隊（科学消防車等）に出動を要請するものとする。

第32節 突発的災害に係る応急対策計画

1 主旨

この計画は、航空機の墜落、列車の転覆、船舶の海難、ガス爆発や大規模な排出油等事故などの突発的災害により多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定めるものとする。

2 市の体制

市は、緊急時の応急対策が遅滞なく行えるよう、「突発的災害応急体制」により、初期の情報収集に当たる。

事態の推移により必要な場合には速やかに「伊東市災害対策本部」を設置し、救出・救助等の応急対策を実施する。

(1) 突発的災害応急体制

ア 設置基準

(ア) 多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応困難と思われる事故が発生したとき（航空機の墜落、列車の転覆、船舶の海難又はガス爆発などの事故）

(イ) その他市長が指令したとき

イ 組織

伊東市災害対策本部運営規程の定めるところによる。

ウ 任務

応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。なお、災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握するため概括的な情報を収集するよう特に留意する。また、必要に応じ、伊東市災害対策本部の設置までの間、物資の集積場所、臨時ヘリポートの確保など事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。

エ 消防本部の県、国への報告

消防本部は多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、「火災・災害等即報要領」様式1～4（資料編参照）により、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。

(ア) 発生日時、場所

(イ) 被害の状況

(ウ) 応急対策の状況

(エ) 自衛隊、日本赤十字社又は医師の派遣の必要性

（派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な救助活動などを明らかにすること。）

（県危機管理部）

	NTT有線	静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室))
--	-------	------------------------------

電 話	0 5 4 - 2 2 1 - 2 0 7 2	5※（又は8※） - 1 0 0 - 6 0 3 0
F A X	0 5 4 - 2 2 1 - 3 2 5 2	5※（又は8※） - 1 0 0 - 6 2 5 0

※ 5は地上系、8は衛星系

（消防庁応急対策室）

		地域衛星通信ネットワーク	N T T有線
平 日 (9:30～ 18:30)	電 話	8 - 0 4 8 - 5 0 0 - 7 5 2 7	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 2 7
	F A X	8 - 0 4 8 - 5 0 0 - 7 5 3 7	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 3 7
上記以外 (宿直室)	電 話	8 - 0 4 8 - 5 0 0 - 7 7 8 2	0 3 - 5 2 5 3 - 7 7 7 7
	F A X	8 - 0 4 8 - 5 0 0 - 7 7 8 9	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 5 3

（２） 伊東市災害対策本部の設置

ア 設置

突発的災害応急体制による情報収集の結果、本部長を中心とした本格的な支援体制を組む必要があると判断した場合。

イ 組織

伊東市災害対策本部条例及び伊東市災害対策本部運営規程の定めるところによる。

ウ 任務

事故現場に職員を派遣し、正確な情報を迅速に本部に伝達、情報を基に速やかに関係機関に必要な要請をし、被災者の迅速な救助活動を最優先に実施する。

エ 設置の連絡

伊東市災害対策本部を設置したときは、災害対策関係機関及び伊東市災害対策本部運営規程に定めるもののうち、必要と認めるものに連絡する。

（３） 災害対策本部の実施する応急対策

ア 情報の収集、伝達等

迅速な初期情報の収集に努める。

イ 自衛隊への災害派遣要請の要求

自衛隊への災害派遣要請の要求は「第２７節自衛隊派遣要請要求計画」による。

ウ 海上保安庁への応援要請の要求

海上保安庁への応援要請の要求は「第２８節海上保安庁に対する応援要請要求計画」による。

エ 緊急医療活動実施のための要請

（ア） 日本赤十字社静岡県支部（伊東市地区）

緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、保健福祉部保健班を通じて要請する。

（イ） 伊東市医師会等への要請

現地での医療救護活動の実施などが必要な場合には、保健福祉部保健班を通じて要請する。

（４） 伊東市災害対策本部第３次配備態勢への移行

被災の規模が大きく、救護業務等における迅速な対応が困難と判断される場合には、本部長（市長）の指令に基づき、伊東市災害対策本部の態勢を「第２次配備態勢」から市職員全員を動員する「第３次配備態勢」に切り替える。

（５） 伊東市災害対策本部第３次配備態勢の実施する応急対策

ア 任務

「第3次配備態勢」は「第2次配備態勢」に引き続き、被災者の迅速な救助活動を最優先に実施するものとする。

イ 他市町への応援要請

被災者を迅速に救助するため必要な場合には、静岡県東部市町（災害時等の相互応援に関する協定）等に応援要請をするものとする。

(6) 2次災害防止のための措置

事故の態様により、2次災害の発生の恐れがある場合は速やかに関係機関と連絡をとり、防止のために必要な措置をとる。

(7) 伊東市災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生時における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。その際、本部設置時に連絡した機関に連絡する。

第33節 市有施設及び設備等の対策計画

計画作成の主旨

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設・設備等の、速やかな機能回復を図るための措置を示す。

計画の内容

1 無線通信施設

(1) 県総合情報ネットワーク

県総合情報ネットワーク（ファクシミリ等を含む。）についても作動状態を確認し、障害がある場合は速やかな復旧措置を講ずるよう県支部に要請するとともに、県支部との連絡に障害がある場合には防災相互無線等を活用し、緊急連絡を行う。

(2) 同報無線

基地局及び受信局の作動状態を確認し、障害がある場合はあらかじめ定めた業者等に依頼し速やかに措置を講ずる。

(3) 防災行政無線、消防無線

基地局施設等の作動状態を確認し、障害がある場合はあらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかな措置を講じ、携帯局との通信を確保する。

2 公共施設

(1) 道路

ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

イ 応急措置の実施、2次災害の防止

県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を最重要とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。

ウ 緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施

緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき伊東建設関連業者連絡協議会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

(2) 河川及び海岸保全施設

ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

イ 応急措置の実施、2次災害の防止

従前の防災機能が損なわれ2次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。

ウ 資機材の確保、応急復旧工事の実施

施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき伊東建設関連業者連絡協議会等に協力を求め、資機材を確保し仮工事等の応急復旧工事を実施する。

エ 市民への連絡

避難等が必要な場合は、被害がおよぶおそれのある市民に対し、避難指示等必要な措置をとる。

(3) 砂防、地すべり、急傾斜地等

ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロールや自主防災組織からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集を行うとともに、施設管理者等関係機関に情報を連絡する。

イ 応急措置の実施、2次災害の防止

2次災害のおそれのある場合、危険箇所への立ち入り禁止措置等可能なかぎりの応急措置を講ずる。

ウ 資機材の確保、応急復旧工事の実施

2次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ施設管理者等関係機関に連絡するとともに、資機材の確保等可能な限り応急工事に協力する。

エ 市民への連絡

避難等が必要な場合は、被害がおよぶおそれのある市民に対し避難指示等必要な措置をとる。

(4) 漁港施設等

ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により岸壁等漁港施設の被害情報の収集、施設機能の点検を行うとともに、漁港施設利用者に対し被害状況の調査及び点検の実施を要請する。

また、関係機関に情報を伝達する。

イ 応急措置の実施、2次災害の防止

危険箇所の立ち入り禁止措置や、水閘門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。

ウ 緊急輸送岸壁の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施

緊急輸送岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき伊東建設関連業者連絡協議会等に協力を求め、資機材を確保し必要な応急工事を実施する。また、漁港施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。

(6) 災害応急対策上重要な庁舎等

市庁舎、消防庁舎及びその他市の防災上重要な庁舎等の施設及び設備を点検し、防災機関としての機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。

(7) 工事中の公共施設、建築物、その他

津波の危険のある地域においては、工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講ずる。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

(8) 危険物保有施設

発火危険物、有毒薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な応急措置を講ずる。

(9) 水道関係施設

ア 災害の発生状況に応じて、取水、送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。

イ 被害の拡大防止と応急復旧を行い、用水の確保に努める。

(10) コンピュータ

ア コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。

イ コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

第 4 章 災害復旧計画

第4章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第3章災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、概ね次に掲げる事業について計画を図るものとする。

なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等の活用も含めて検討するものとする。

1 公共土木施設災害復旧計画

- (1) 道路橋りょう災害復旧事業計画
- (2) 河川災害復旧事業計画
- (3) 都市計画災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

3 福祉施設災害復旧事業計画

4 文教施設災害復旧事業計画

5 上下水道災害復旧事業計画

6 公共用地災害復旧事業計画

7 その他の災害復旧事業計画

伊東市地域防災計画

地震対策編

令和 7 年度修正

伊東市防災会議

目 次

第 1 編 総論

第 1 章	計画の主旨	I - 1
第 2 章	予想される災害	I - 2
第 3 章	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	I - 1 3

第 2 編 平時対策

第 1 章	防災思想の普及	II - 1
第 2 章	自主防災活動	II - 1
第 3 章	地震防災訓練の実施	II - 1
第 4 章	地震災害予防対策の推進	II - 3
第 5 章	要配慮者の安全対策	II - 1 0

第 3 編 地震防災施設緊急整備計画

第 1 章	防災業務施設の整備	III - 1
第 2 章	無線通信施設等の整備	III - 1
第 3 章	避難場所、避難路の整備	III - 2
第 4 章	緊急輸送路の整備	III - 2
第 5 章	防災上重要な建物の整備	III - 3
第 6 章	災害防止事業	III - 3
第 7 章	水道施設等の整備	III - 4
第 8 章	市有施設等の整備	III - 4

第 4 編 南海トラフ地震臨時情報発表時の市の防災対応

IV - 1

第 5 編 災害応急対策

第 1 章	市及び防災関係機関の活動	V - 1
第 2 章	情報活動	V - 2
第 3 章	広報活動	V - 2
第 4 章	緊急輸送活動	V - 2
第 5 章	広域応援活動	V - 2
第 6 章	災害の拡大及び二次災害防止活動	V - 2
第 7 章	避難活動	V - 3
第 8 章	社会秩序を維持する活動	V - 3

第 9 章	交通の確保対策	V - 3
第 1 0 章	地域への救援活動	V - 3
第 1 1 章	学校における災害応急対策及び応急教育	V - 4
第 1 2 章	被災者の生活再建等への支援	V - 4
第 1 3 章	市有施設及び設備等の対策	V - 4
第 1 4 章	防災関係機関等の講ずる災害応急対策	V - 4
第 1 5 章	地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき 施設・事業所の災害応急対策	V - 6

第 6 編 復旧・復興計画

第 1 章	市及び防災関係機関等の活動	VI - 1
第 2 章	激甚災害の指定	VI - 3
第 3 章	震災復興計画の策定	VI - 4
第 4 章	復興財源の確保	VI - 4
第 5 章	震災復興基金の設立	VI - 5
第 6 章	復旧事業の推進	VI - 5
第 7 章	都市・農山漁村の復興	VI - 6
第 8 章	被災者の生活再建支援	VI - 7
第 9 章	地域経済復興支援	VI - 1 0

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

第 1 章	市及び防災関係機関の活動	別紙－ 1
第 2 章	情報活動	別紙－ 8
第 3 章	広報活動	別紙－ 9
第 4 章	自主防災活動	別紙－ 1 0
第 5 章	緊急輸送活動	別紙－ 1 1
第 6 章	自衛隊の支援活動	別紙－ 1 2
第 7 章	避難活動	別紙－ 1 3
第 8 章	社会秩序を維持する活動	別紙－ 1 5
第 9 章	交通の確保活動	別紙－ 1 6
第 1 0 章	地域への救援活動	別紙－ 1 8
第 1 1 章	市有施設設備の防災措置	別紙－ 2 0
第 1 2 章	防災関係機関が講ずる生活及び安全確保等の措置	別紙－ 2 3
第 1 3 章	地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策	別紙－ 2 7
第 1 4 章	市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策	別紙－ 3 1

第 1 編 総 論

第 1 編 総 論

この計画の目的、性格、構成を明らかにし、市、防災関係機関、事業所、市民等がそれぞれ果たすべき役割を示す。また、この計画の基礎となる静岡県第 4 次地震被害想定による危険度の試算の概要を示す。

第 1 章 計画の主旨

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき作成する。「伊東市地域防災計画」の「地震対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）」第 6 条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）」第 5 条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含むものである。

1 計画の目的

この計画は、平時に実施する地震防災対策（以下「平時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、市民等の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

- (1) この計画は、伊東市の地域に係る地震対策について定めるものである。
- (2) この計画は、市、県、防災関係機関、事業所、市民等が地震対策に取り組むための基本方針となるものである。
- (3) この計画のうち、第 3 編は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和 55 年法律第 63 号）、「地震防災対策特別措置法」（平成 7 年法律第 11 号）に基づく地震対策事業について定めるものである。
- (4) この計画は、「静岡県地震対策推進条例」に規定している対策について、特に緊急に実施するものである。
- (5) この計画は、状況の変化に対応できるよう、必要に応じ、見直しを行うものである。

3 計画の構成

この計画は計画編と資料編から構成する。

計画編の構成は次の 6 編及び別紙からなる。

- (1) 第 1 編 総論
この計画の目的、性格、構成、危険度の試算など計画の基本となる事項を示す。
- (2) 第 2 編 平時対策
平時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。
- (3) 第 3 編 地震防災施設緊急整備計画
整備すべき防災事業の種類、目的、内容等を示す。
- (4) 第 4 編 南海トラフ地震臨時情報発表時の市の防災対応
南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における市の災害応急対策を示す。
- (5) 第 5 編 災害応急対策
地震災害が発生した場合の対策を示す。
- (6) 第 6 編 復旧・復興対策
災害応急対策に一定の目途が立った後の早期復旧・復興対策を示す。
- (7) 別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策
東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策を示す。

第2章 予想される災害

わが国の太平洋側は、周期的に海洋を震源とする大地震が発生しているが、1633年寛永地震以降、相模トラフ周辺の断層の活動により、特に神奈川県西部地域を震源とする地震が繰り返し発生しているが、1923年大正関東地震以降すでに100年余を経過し、周期的には発生の危険性が高まっているものと推察されることから、近い将来駿河湾及び相模湾で大地震が発生するおそれ大きいといわれている。また、遠州灘東部から駿河湾奥にかけて、1854年の安政東海地震以降すでに約170年このような地震がなく、地殻の歪みが蓄積している。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震があり、これらの地震が連動してあるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。

また、東日本大震災の教訓として、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震として、南海トラフ巨大地震や相模トラフ沿いの最大クラスの地震などの巨大地震についても想定する必要がある。

相模トラフ沿いで地震が発生すれば、最大規模でマグニチュード8クラスの巨大地震であり、本市は震度5強～6弱の激烈な揺れとなり、短時間で津波が来襲すると予想されている。また、南海トラフ地震が発生すれば、その最大規模はマグニチュード9クラスの巨大地震であり、相模トラフ沿いの地震と同程度の地震動とともに津波発生による被害も予想される。

市及び県は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。

また、津波については、上記地震によるもののほか、四国沖などの南海トラフ沿いの地震に伴うものや、南北アメリカ大陸沿岸などの環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

これらの地震に対して有効な対策を講じなければ、地震動による家屋の倒壊、山崩れ、津波等の直接被害に加え、社会状況の変化に伴う災害拡大要因の増大と相まって、災害は未曾有の規模となる恐れがある。

1 危険度の試算

地震によって、市内の各地でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、合理的な防災対策の樹立に資するものである。試算については、静岡県が行った「静岡県第4次地震被害想定」（平成25年6月27日発表）から、本市が被る被害の想定を参照した。なお、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに市民等の防災への自助努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震の危険度の試算

危険度試算作成の主旨

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震）によって、市内各地区でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に把握し、予想される地震被害を最小限にとどめる合理的な防災対策の推進に資するものとする。

試算の内容

(1) 建物被害に係る想定結果

建物棟数（平成 24. 1. 1 現在）（単位：棟）

項 目	被 害 区 分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地 震 動	全 壊	約 5 0	約 5 0	約 5 0	約 5 0
	半 壊	約 1, 3 0 0	約 1, 3 0 0	約 1, 3 0 0	約 1, 3 0 0
液 状 化	全 壊	約 1 0 0	約 1 0 0	約 1 0 0	約 1 0 0
	半 壊	約 3 0 0	約 3 0 0	約 3 0 0	約 3 0 0
人 口 造 成 地	全 壊	—	—	—	—
	半 壊	—	—	—	—
津 波	全 壊	—	—	—	—
	半 壊	約 6 0	約 6 0	約 6 0	約 6 0
山・崖崩れ	全 壊	約 2 0	約 2 0	約 2 0	約 2 0
	半 壊	約 5 0	約 5 0	約 5 0	約 5 0
火 災	焼 失	—	—	—	—
建物棟数(平成 24. 4. 1 現在)		4 4, 2 2 2	4 4, 2 2 2	4 4, 2 2 2	4 4, 2 2 2
建物被害総数	全壊及び焼失	約 2 0 0	約 2 0 0	約 2 0 0	約 2 0 0
	半 壊	約 1, 7 0 0	約 1, 7 0 0	約 1, 7 0 0	約 1, 7 0 0
建 物 被 害 率	全壊及び焼失	約 0. 5 %	約 0. 5 %	約 0. 5 %	約 0. 5 %
	半 壊	約 3. 8 %	約 3. 8 %	約 3. 8 %	約 3. 8 %

※数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。「—」は、被害わずか（5未満）。

(2) 人的被害に係る想定結果

死者が最大となる冬・深夜のケースと負傷者が最大となる夏・昼のケースを取りまとめた。

なお、津波避難ビルの効果及び海水浴客被害は考慮していない。

(単位：人)

項 目	被害区分	予知なし		予知あり	
		冬・深夜	夏・昼	冬・深夜	夏・昼
建 物 倒 壊	死 者 数	—	—	—	—
	重 傷 者 数	約 1 0	約 3 0	—	約 1 0
	軽 傷 者 数	約 2 0 0	約 4 0 0	約 7 0	約 1 0 0
津 波	死 者 数	—	—	—	—
	重 傷 者 数	—	—	—	—
	軽 傷 者 数	—	—	—	—
山 ・ 崖 崩 れ	死 者 数	—	—	—	—
	重 傷 者 数	—	—	—	—
	軽 傷 者 数	—	—	—	—
火 災	死 者 数	—	—	—	—
	重 傷 者 数	—	—	—	—
	軽 傷 者 数	—	—	—	—
ブロック塀の転倒、 屋 外 落 下 物	死 者 数	—	—	—	—
	重 傷 者 数	—	—	—	—
	軽 傷 者 数	—	—	—	—
死 傷 者 数 合 計	死 者 数	約 1 0	—	—	—
	重 傷 者 数	約 1 0	約 3 0	—	約 1 0
	軽 傷 者 数	約 2 0 0	約 4 0 0	約 7 0	約 1 0 0

※数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。「—」は、被害わずか（5未満）。

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震の危険度の試算

危険度試算作成の主旨

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震（南海トラフ巨大地震）によって、市内各地区でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に把握し、予想される地震被害を最小限にとどめる合理的な防災対策の推進に資するものとする。

試算の内容

（1）建物被害に係る想定結果

地震動：基本ケース、津波：ケース①

建物棟数（平成24.1.1現在）（単位：棟）

項 目	被 害 区 分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地 震 動	全 壊	約50	約50	約50	約50
	半 壊	約1,300	約1,300	約1,300	約1,300
液 状 化	全 壊	約100	約100	約100	約100
	半 壊	約300	約300	約300	約300
人 口 造 成 地	全 壊	—	—	—	—
	半 壊	—	—	—	—
津 波	全 壊	約200	約200	約200	約200
	半 壊	約300	約300	約300	約300
山・崖崩れ	全 壊	約20	約20	約20	約20
	半 壊	約50	約50	約50	約50
火 災	焼 失	—	—	—	—
建物棟数(平成24.4.1現在)		44,222	44,222	44,222	44,222
建物被害総数	全壊及び焼失	約400	約400	約400	約400
	半 壊	約2,000	約2,000	約2,000	約2,000
建 物 被 害 率	全壊及び焼失	約0.9%	約0.9%	約0.9%	約0.9%
	半 壊	約4.5%	約4.5%	約4.5%	約4.5%

※数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。「—」は、被害わずか（5未満）。

地震動：陸側ケース、津波：ケース①

建物棟数（平成 24. 1. 1 現在）（単位：棟）

項 目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地 震 動	全 壊	—	—	—	—
	半 壊	約 3 0 0	約 3 0 0	約 3 0 0	約 3 0 0
液 状 化	全 壊	約 1 0 0	約 1 0 0	約 1 0 0	約 1 0 0
	半 壊	約 3 0 0	約 3 0 0	約 3 0 0	約 3 0 0
人 口 造 成 地	全 壊	—	—	—	—
	半 壊	—	—	—	—
津 波	全 壊	約 2 0 0	約 2 0 0	約 2 0 0	約 2 0 0
	半 壊	約 3 0 0	約 3 0 0	約 3 0 0	約 3 0 0
山・崖崩れ	全 壊	約 1 0	約 1 0	約 1 0	約 1 0
	半 壊	約 3 0	約 3 0	約 3 0	約 3 0
火 災	焼 失	—	—	—	—
建物棟数(平成 24. 4. 1 現在)		4 4, 2 2 2	4 4, 2 2 2	4 4, 2 2 2	4 4, 2 2 2
建物被害総数	全壊及び焼失	約 4 0 0	約 4 0 0	約 4 0 0	約 4 0 0
	半 壊	約 9 0 0	約 9 0 0	約 9 0 0	約 9 0 0
建 物 被 害 率	全壊及び焼失	約 0. 9 %	約 0. 9 %	約 0. 9 %	約 0. 9 %
	半 壊	約 2. 0 %	約 2. 0 %	約 2. 0 %	約 2. 0 %

※数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。「—」は、被害わずか（5未満）。

地震動：東側ケース、津波：ケース①

建物棟数（平成 24. 1. 1 現在）（単位：棟）

項 目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地 震 動	全 壊	約 2 0 0	約 2 0 0	約 2 0 0	約 2 0 0
	半 壊	約 2, 8 0 0	約 2, 8 0 0	約 2, 8 0 0	約 2, 8 0 0
液 状 化	全 壊	約 2 0 0	約 2 0 0	約 2 0 0	約 2 0 0
	半 壊	約 3 0 0	約 3 0 0	約 3 0 0	約 3 0 0
人 口 造 成 地	全 壊	—	—	—	—
	半 壊	—	—	—	—
津 波	全 壊	約 2 0 0	約 2 0 0	約 2 0 0	約 2 0 0
	半 壊	約 3 0 0	約 3 0 0	約 3 0 0	約 3 0 0
山・崖崩れ	全 壊	約 3 0	約 3 0	約 3 0	約 3 0
	半 壊	約 7 0	約 7 0	約 7 0	約 7 0
火 災	焼 失	—	—	約 1 0	—
建物棟数(平成 24. 4. 1 現在)		4 4, 2 2 2	4 4, 2 2 2	4 4, 2 2 2	4 4, 2 2 2
建物被害総数	全壊及び焼失	約 6 0 0	約 6 0 0	約 6 0 0	約 6 0 0
	半 壊	約 3, 5 0 0	約 3, 5 0 0	約 3, 5 0 0	約 3, 5 0 0
建 物 被 害 率	全壊及び焼失	約 1. 4 %	約 1. 4 %	約 1. 4 %	約 1. 4 %
	半 壊	約 7. 9 %	約 7. 9 %	約 7. 9 %	約 7. 9 %

※数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。「—」は、被害わずか（5未満）。

(2) 人的被害に係る想定結果

死者が最大となる冬・深夜のケースと負傷者が最大となる夏・昼のケースを取りまとめた。

なお、津波避難ビルの効果及び海水浴客被害は考慮していない。

地震動：基本ケース、津波：ケース①

(単位：人)

項 目	被害区分	予知なし		予知あり	
		冬・深夜	夏・昼	冬・深夜	夏・昼
建 物 倒 壊	死 者 数	—	—	—	—
	重傷者数	約 1 0	約 3 0	—	約 1 0
	軽傷者数	約 2 0 0	約 4 0 0	約 7 0	約 1 0 0
津 波	死 者 数	約 2 0 0	約 1 0 0	約 2 0	約 1 0
	重傷者数	約 1 0	約 1 0	—	—
	軽傷者数	約 3 0	約 2 0	—	—
山 ・ 崖 崩 れ	死 者 数	—	—	—	—
	重傷者数	—	—	—	—
	軽傷者数	—	—	—	—
火 災	死 者 数	—	—	—	—
	重傷者数	—	—	—	—
	軽傷者数	—	—	—	—
ブロック塀の転倒、 屋 外 落 下 物	死 者 数	—	—	—	—
	重傷者数	—	—	—	—
	軽傷者数	—	—	—	—
死 傷 者 数 合 計	死 者 数	約 2 0 0	約 1 0 0	約 2 0	約 1 0
	重傷者数	約 2 0	約 4 0	—	約 1 0
	軽傷者数	約 3 0 0	約 4 0 0	約 7 0	約 1 0 0

※数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。「—」は、被害わずか（5未満）。

地震動：陸側ケース、津波：ケース①

(単位：人)

項 目	被害区分	予知なし		予知あり	
		冬・深夜	夏・昼	冬・深夜	夏・昼
建 物 倒 壊	死 者 数	—	—	—	—
	重傷者数	—	約 1 0	—	—
	軽傷者数	約 6 0	約 3 0 0	約 2 0	約 7 0
津 波	死 者 数	約 2 0 0	約 1 0 0	約 2 0	約 1 0
	重傷者数	約 1 0	約 1 0	—	—
	軽傷者数	約 3 0	約 2 0	—	—
山 ・ 崖 崩 れ	死 者 数	—	—	—	—
	重傷者数	—	—	—	—
	軽傷者数	—	—	—	—
火 災	死 者 数	—	—	—	—
	重傷者数	—	—	—	—
	軽傷者数	—	—	—	—
ブロック塀の転倒、 屋 外 落 下 物	死 者 数	—	—	—	—
	重傷者数	—	—	—	—
	軽傷者数	—	—	—	—
死 傷 者 数 合 計	死 者 数	約 2 0 0	約 1 0 0	約 2 0	約 1 0
	重傷者数	約 1 0	約 1 0	—	—
	軽傷者数	約 9 0	約 3 0 0	約 2 0	約 8 0

※数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。「—」は、被害わずか（5未満）。

地震動：東側ケース、津波：ケース①

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし		予知あり	
		冬・深夜	夏・昼	冬・深夜	夏・昼
建 物 倒 壊	死 者 数	約 1 0	—	—	—
	重傷者数	約 2 0	約 9 0	約 1 0	約 3 0
	軽傷者数	約 5 0 0	約 6 0 0	約 1 0 0	約 2 0 0
津 波	死 者 数	約 2 0 0	約 1 0 0	約 2 0	約 1 0
	重傷者数	約 1 0	約 1 0	—	—
	軽傷者数	約 3 0	約 2 0	—	—
山 ・ 崖 崩 れ	死 者 数	—	—	—	—
	重傷者数	—	—	—	—
	軽傷者数	—	—	—	—
火 災	死 者 数	—	—	—	—
	重傷者数	—	—	—	—
	軽傷者数	—	—	—	—
ブロック塀の転倒、 屋 外 落 下 物	死 者 数	—	—	—	—
	重傷者数	—	—	—	—
	軽傷者数	—	—	—	—
死 傷 者 数 合 計	死 者 数	約 2 0 0	約 1 0 0	約 2 0	約 1 0
	重傷者数	約 4 0	約 1 0 0	約 1 0	約 3 0
	軽傷者数	約 5 0 0	約 6 0 0	約 1 0 0	約 2 0 0

※数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。「—」は、被害わずか（5未満）。

4 相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震の危険度の試算

危険度試算作成の主旨

相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震（大正型関東地震）によって、市内各地区でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に把握し、予想される地震被害を最小限にとどめる合理的な防災対策の推進に資するものとする。

試算の内容

(1) 建物被害に係る想定結果

		建物棟数（平成 24. 1. 1 現在）（単位：棟）		
項 目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地 震 動	全 壊	約 4 0 0	約 4 0 0	約 4 0 0
	半 壊	約 4, 0 0 0	約 4, 0 0 0	約 4, 0 0 0
液 状 化	全 壊	約 1 0 0	約 1 0 0	約 1 0 0
	半 壊	約 3 0 0	約 3 0 0	約 3 0 0
人 口 造 成 地	全 壊	—	—	—
	半 壊	—	—	—
津 波	全 壊	約 5 0 0	約 5 0 0	約 5 0 0
	半 壊	約 8 0 0	約 8 0 0	約 8 0 0
山 ・ 崖 崩 れ	全 壊	約 3 0	約 3 0	約 3 0
	半 壊	約 8 0	約 8 0	約 8 0
火 災	焼 失	—	—	約 1 0
建物棟数(平成 24. 4. 1 現在)			4 4, 2 2 2	4 4, 2 2 2
建 物 被 害 総 数	全壊及び焼失	約 1, 1 0 0	約 1, 1 0 0	約 1, 1 0 0
	半 壊	約 5, 2 0 0	約 5, 2 0 0	約 5, 2 0 0
建 物 被 害 率	全壊及び焼失	約 2. 5 %	約 2. 5 %	約 2. 5 %
	半 壊	約 1 1. 8 %	約 1 1. 8 %	約 1 1. 8 %

※数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。「—」は、被害わずか（5未満）。

(2) 人的被害に係る想定結果

死者が最大となる冬・深夜のケースと負傷者が最大となる夏・昼のケースを取りまとめた。

なお、津波避難ビルの効果及び海水浴客被害は考慮していない。

(単位：人)

項 目	被害区分	冬・深夜	夏・昼
建 物 倒 壊	死 者 数	約 1 0	—
	重 傷 者 数	約 4 0	約 8 0
	軽 傷 者 数	約 7 0 0	約 6 0 0
津 波	死 者 数	約 1, 4 0 0	約 8 0 0
	重 傷 者 数	約 1 0 0	約 1 0 0
	軽 傷 者 数	約 2 0 0	約 2 0 0
山 ・ 崖 崩 れ	死 者 数	—	—
	重 傷 者 数	—	—
	軽 傷 者 数	—	—
火 災	死 者 数	—	—
	重 傷 者 数	—	—
	軽 傷 者 数	—	—
ブロック塀の転倒、 屋 外 落 下 物	死 者 数	—	—
	重 傷 者 数	—	—
	軽 傷 者 数	—	—
死 傷 者 数 合 計	死 者 数	約 1, 4 0 0	約 8 0 0
	重 傷 者 数	約 2 0 0	約 2 0 0
	軽 傷 者 数	約 9 0 0	約 8 0 0

※数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。「—」は、被害わずか（5未満）。

5 相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震の危険度の試算

危険度試算作成の主旨

相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震（元禄型関東地震）によって、市内各地区でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に把握し、予想される地震被害を最小限にとどめる合理的な防災対策の推進に資するものとする。

試算の内容

(1) 建物被害に係る想定結果

建物棟数（平成 24. 1. 1 現在）（単位：棟）

項 目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地 震 動	全 壊	約 2, 5 0 0	約 2, 5 0 0	約 2, 5 0 0
	半 壊	約 8, 8 0 0	約 8, 8 0 0	約 8, 7 0 0
液 状 化	全 壊	約 2 0 0	約 2 0 0	約 2 0 0
	半 壊	約 3 0 0	約 3 0 0	約 3 0 0
人 口 造 成 地	全 壊	—	—	—
	半 壊	—	—	—
津 波	全 壊	約 1, 0 0 0	約 1, 0 0 0	約 1, 0 0 0
	半 壊	約 1, 0 0 0	約 1, 0 0 0	約 9 0 0
山 ・ 崖 崩 れ	全 壊	約 5 0	約 5 0	約 5 0
	半 壊	約 1 0 0	約 1 0 0	約 1 0 0
火 災	焼 失	約 1 0	約 1 0	約 3 0 0
建物棟数(平成 24. 4. 1 現在)		4 4, 2 2 2	4 4, 2 2 2	4 4, 2 2 2
建 物 被 害 総 数	全壊及び焼失	約 3, 7 0 0	約 3, 7 0 0	約 4, 0 0 0
	半 壊	約 1 0, 0 0 0	約 1 0, 0 0 0	約 1 0, 0 0 0
建 物 被 害 率	全壊及び焼失	約 8. 4 %	約 8. 4 %	約 9. 0 %
	半 壊	約 2 2. 6 %	約 2 2. 6 %	約 2 2. 6 %

※数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。「—」は、被害わずか（5未満）。

(2) 人的被害に係る想定結果

死者が最大となる冬・深夜のケースと負傷者が最大となる夏・昼のケースを取りまとめた。

なお、津波避難ビルの効果及び海水浴客被害は考慮していない。

(単位：人)

項 目	被害区分	冬・深夜	夏・昼
建 物 倒 壊	死 者 数	約 3 0	約 1 0
	重 傷 者 数	約 2 0 0	約 3 0 0
	軽 傷 者 数	約 1, 6 0 0	約 1, 2 0 0
津 波	死 者 数	約 2, 8 0 0	約 1, 7 0 0
	重 傷 者 数	約 1 0 0	約 9 0
	軽 傷 者 数	約 2 0 0	約 2 0 0
山 ・ 崖 崩 れ	死 者 数	—	—
	重 傷 者 数	—	—
	軽 傷 者 数	—	—
火 災	死 者 数	—	—
	重 傷 者 数	—	—
	軽 傷 者 数	—	—
ブロック塀の転倒、 屋 外 落 下 物	死 者 数	—	—
	重 傷 者 数	—	—
	軽 傷 者 数	—	—
死 傷 者 数 合 計	死 者 数	約 2, 8 0 0	約 1, 7 0 0
	重 傷 者 数	約 3 0 0	約 4 0 0
	軽 傷 者 数	約 1, 8 0 0	約 1, 4 0 0

※数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。「—」は、被害わずか（5未満）。

第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

計画作成の主旨

市及び防災関係機関が、南海トラフ地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。

計画の内容

市、市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設管理者及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれ実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

なお、本章に定めのない事項については、共通対策編 第1章総論 第3節「防災上重要な関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

1 市

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 市民の地震対策の促進
- (3) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
- (4) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報に関する情報の収集、伝達及び広報
- (5) 南海トラフ地震臨時情報発表時における市有施設及び設備の整備又は点検

2 静岡県

- (1) 静岡県地域防災計画に掲げられている所掌事務
- (2) 市町及び防災関係機関の災害事務及び業務の実施についての総合調整

3 静岡県警察（伊東警察署）

- (1) 南海トラフ地震臨時情報等の受理及び伝達
- (2) 南海トラフ地震臨時情報等の広報

4 防災関係機関

(1) 指定地方行政機関

ア 海上保安庁第三管区海上保安本部（下田海上保安部）

- (ア) 船舶等に対する南海トラフ地震に関連する情報伝達、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導
- (イ) 海水浴客等に対する南海トラフ地震に関連する情報伝達
- (ウ) 海難等の海上における災害に係る救助救出活動
- (エ) 危険物及び油の流出等海上災害に対する防除措置

イ 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

- (ア) 県知事に対し速やかに南海トラフ地震に関連する情報の通報を行うこと
- (イ) 気象庁が発表する緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（南海トラフ地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説
- (ウ) 観測施設の整備並びに観測機器の保守
- (エ) 地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力

ウ 総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）

- (ア) 被災者への生活支援情報の提供
- (イ) 専用電話を備えた相談窓口の開設
- (ウ) 特別行政相談所の開設

(2) 指定公共機関

ア 東日本旅客鉄道株式会社

- (ア) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報等の伝達
- (イ) 列車の運転規制措置
- (ウ) 旅客の避難、救護
- (エ) 南海トラフ地震臨時情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報

- (オ) 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
- イ N T T西日本株式会社、株式会社N T Tドコモ東海支社
 - (ア) 南海トラフ地震臨時情報発表時における重要通信の確保
 - (イ) 南海トラフ地震臨時情報発表時における通信疎通状況等の広報
- ウ 日本放送協会静岡放送局（伊東支局）
 - (ア) 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上
 - (イ) 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること
 - (ウ) 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと
- エ 東京電力パワーグリッド株式会社
 - 南海トラフ地震臨時情報発表時における電力の緊急融通等による電力供給の確保
- (3) 指定地方公共機関
 - ア 伊東ガス株式会社
 - (ア) 南海トラフ地震臨時情報発表時におけるガス供給の確保
 - (イ) 南海トラフ地震臨時情報発表時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
 - イ 伊豆急行株式会社
 - (ア) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報等の伝達
 - (イ) 列車の運転規制の措置
 - (ウ) 旅客の避難救護対策
 - (エ) 南海トラフ地震臨時情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
 - (オ) 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
 - ウ 一般社団法人静岡県L Pガス協会伊東地区会
 - 南海トラフ地震臨時情報発表時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施
 - エ 株式会社富士急マリリゾート、東海汽船株式会社
 - 災害時における緊急海上輸送の確保
 - オ 東海自動車株式会社
 - 災害時における緊急陸上輸送の確保
- (4) 公共的団体及び防災上重要な施設管理者
 - 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、市の行う防災活動に協力するものとする。
 - ア 伊東商工会議所
 - (ア) 市が行う商工業関係の被害調査についての協力
 - (イ) 災害時における物価安定についての協力
 - (ウ) 救済用物資、復旧資材等の確保についての協力
 - イ ふじ伊豆農業協同組合（あいら伊豆地区）
 - (ア) 農林水産物の被害調査についての協力
 - (イ) 災害時における農産物の確保
 - (ウ) 農林水産物等の災害応急対策についての指導
 - ウ 伊東市富戸吉田土地改良区
 - (ア) 災害予防のため所管施設の耐震性を確保
 - (イ) 南海トラフ地震臨時情報発表時
 - 関係機関等に対する用水状況の情報提供
 - (ウ) 応急・復旧
 - あ 関係機関との連携による応急対策の実施
 - い 所管施設の緊急点検
 - う 農業用水及び非常用水の確保

- エ 伊東建設関連業者連絡協議会
災害時における応急復旧対策についての協力
- オ 防災上重要な施設の管理者
 - (ア) 所管に係る施設についての防火管理
 - (イ) 防災に関する保安措置、応急措置の実施
 - (ウ) 当該施設に係る災害復旧
- (5) 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者
 - ア 地震防災訓練
 - イ 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知
 - ウ 従業員等に対する防災教育及び広報
 - エ 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置
 - オ 防災組織の整備
 - カ 南海トラフ地震臨時情報等の収集及び伝達
 - キ 南海トラフ地震臨時情報発表時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
 - ク 南海トラフ地震臨時情報発表時における火気の規制、施設・整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措置
 - ケ 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
 - コ 上記のほか、津波の危険が予想される避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は次のとおりである。
 - (ア) 従業員及び施設利用者等に対する津波避難方法等の周知
 - (イ) 津波警報等の収集及び伝達
 - (ウ) 地震発生時における津波からの円滑な避難を確保するための安全措置

第 2 編 平時対策

第 2 編 平時対策

地震発生時及び南海トラフ地震臨時情報発表時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

第 1 章 防災思想の普及

(共通対策編 第 2 章災害予防計画 第 9 節「防災知識の普及計画」に準ずる。)

第 2 章 自主防災活動

(共通対策編 第 2 章災害予防計画 第 1 3 節「自主防災組織の育成」及び第 1 4 節「事業所等の防災活動」に準ずる。)

第 3 章 地震防災訓練の実施

計画作成の主旨

南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。市民は自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として、市や県、地区等で実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

なお、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

計画の内容

1 市

市は、国、県、他市町及び防災関係機関と共同し、又は単独で次の訓練を行う。

訓練に当たっては、南海トラフ地震臨時情報が発表される場合及び突然地震が発生する場合それぞれ各種の時間帯を想定して実施するほか、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容を高度化し、初動体制、情報収集・伝達体制の充実等により実効性のあがる訓練を行うものとする。

訓練にあたっては、要配慮者の避難誘導等、救出、救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。

なお、訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

また随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資するものとする。

(1) 総合防災訓練

南海トラフ地震臨時情報発表、災害発生を経て応急復旧に至る防災対策、又は突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応について、次の事項に重点をおいて行う。

なお、この訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練に参加して行うことを原則とする。この場合は、国、県、市の防災関係機関、自主防災組織、事業所等全市民の協力により合同で実施する。

ア 職員の動員

イ 南海トラフ地震臨時情報、地震情報その他防災上必要な情報の収集及び伝達

ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の広報活動並びに避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定

エ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動

オ 食料、飲料水、医療、その他の救援活動

カ 消防・水防活動

キ 救出救助活動

ク 避難生活

ケ 道路啓開

- コ 応急復旧活動
- サ 津波避難

(2) 地域防災訓練

1 2月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。この訓練は、突然発生の地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に津波避難や要配慮者等に配慮した訓練を実施する。

(3) 情報の収集伝達訓練

南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時は、情報の正確かつ迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることに鑑み、県、防災関係機関と協力して実施する。

訓練に当たっては、電話がふくそう又は途絶した時、勤務時間外等の条件を適宜加えるものとする。

(4) 職員の動員訓練

災害発生時の初動体制の確立を図るために、交通機関又は自動車等の使用を制限又は禁止し、勤務時間内外を条件に訓練を実施する。

(5) 訓練の実施回数

総合防災訓練は、年1回以上実施する。

その他地震防災訓練は、年1回以上実施する。

(6) 防災訓練の広報

訓練に住民等の積極的参加を周知し、又は訓練に伴う混乱を防止するため、必要な広報を行う。

2 学校教育機関（幼稚園、小学校、中学校）の実施

授業中、休憩中、放課後、登下校時等の時間を想定し、生徒等の安全確保を図るため次の項目について訓練を行う。

(1) 情報の収集伝達、確認、報告及び広報活動

(2) 避難誘導

(3) 火気の安全管理等災害発生防止措置

(4) 初期消火活動

(5) 負傷者等の救出、応急救護

(6) 集団下校及び保護者への引き渡し方法

全校単位の訓練は各学期に1回以上実施し、PTAとの合同訓練を計画するほか、総合防災訓練、地域防災訓練にも積極的に参加する。

3 防災関係機関等

防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画に基づき訓練を行う。

その主要な機関及び重点事項は次のとおりである。

(1) 東日本旅客鉄道株式会社

ア 南海トラフ地震臨時情報の伝達

イ 列車の運行規制及び運転再開方法

ウ 旅客の避難誘導

(2) NTT西日本株式会社(沼津支店)、株式会社NTTドコモ東海支社

ア 南海トラフ地震臨時情報の伝達

イ 南海トラフ地震臨時情報発表を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策

ウ 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策

(3) 東京電力パワーグリッド株式会社

ア 情報伝達、災害復旧資機材の整備点検及び復旧

イ 地震防災応急対策

ウ 災害復旧

(4) 伊東ガス株式会社

ア ガス供給停止等非常態勢の確立

- イ 防災に関する整備、資材等の確保、点検
- ウ 安全について供給世帯等に対する広報
- (5) 伊豆急行株式会社
 - ア 南海トラフ地震臨時情報の伝達
 - イ 列車の運行規制及び運転再開方法
 - ウ 乗客の避難誘導
- (6) 東海自動車株式会社
 - ア 南海トラフ地震臨時情報の伝達
 - イ 乗客に対する広報
 - ウ 防災施設、資機材の点検
- (7) 株式会社シーブイエー、株式会社伊豆急ケーブルネットワーク、エフエム伊東株式会社
 - ア 組織動員
 - イ 情報連絡
 - ウ 視聴者対応等
- (8) 東海汽船株式会社
 - ア 南海トラフ地震臨時情報の伝達
 - イ 船舶の運航規制及び運航の再開
 - ウ 旅客の避難誘導
- 4 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者
 - (1) 情報の収集及び伝達
 - (2) 避難誘導
 - (3) 火災予防措置及び施設設備等の点検
 - (4) その他施設、事業の特性に応じた事項

第4章 地震災害予防対策の推進

計画作成の主旨

地震災害対策の検討に当たり、科学的な知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。また、地震による火災の発生や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等平時における予防対策を定める。

市は、国の地震防災戦略及び県の「地震・津波対策アクションプログラム 2023」を踏まえ、地域目標の策定を行い、その目標等に基づき対策を推進するよう努める。

計画等の内容

- 1 業務継続計画（BCP）の作成

業務継続性を図ることができるよう業務継続計画（BCP）の策定に努め、訓練等を通じた経験の累積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改定などに努める。
- 2 緊急消防援助隊の受援体制

市は、消防組織の確立及び消防施設の強化拡充並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努める。
- 3 消防用施設の整備

市は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消防活動の拠点となる以下の施設の整備に努めるものとする。

 - (1) 消防団による避難誘導のための拠点施設
 - (2) 緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
 - (3) 消防本部または消防署若しくはその出張所の庁舎のうち耐震改修が必要であるもの。
 - (4) 消防の用に供する自家発電設備または自家給油設備
 - (5) 地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両、航空機ま

たは資機材

(6) 消防救急デジタル無線または高機能指令センター

(7) その他、地震災害等に対応するために特に必要と認められる消防用施設

4 火災の予防対策

市は、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び市民に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために次の取組を進める。

また、津波に対する安全性の確保、防災訓練の積極的实施等を促進するものとする。

(1) 危険物施設、少量危険物取扱所

県が作成した「危険物製造所等の地震対策指針」等に基づき、必要な安全対策を関係事業所に周知し、その実施を促進する。

(2) 高圧ガス（プロパンガスを含む。）施設

高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導するとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し安全対策を促進する。

特に、可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止装置の実施を徹底する。

(3) プロパンガス消費設備

プロパンガスボンベについては、鎖等により転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付を促進する。

(4) 都市ガスの安全対策

雑居ビル、建築物の地下階、地下街等における点検の強化、ガス漏れ警報設備の設置、通報体制の整備、ガス遮断装置の設置等を指導する。

(5) 研究室、実験室等薬品類を保有する施設

次のような混合発火が生じないように予防措置を講ずることを指導する。

ア 可燃物と酸化剤の接触による発火

イ 黄りん、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

ウ 金属粉、カーバイド、その他浸水による発火

(6) 不特定多数の者が出入りする施設

スーパー、旅館・ホテル等の不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策について、特に指導を強化する。

(7) 石油ストーブ

対震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。

(8) 家庭用小型燃料タンク

燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。

(9) その他の出火危険物

アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導するものとする。

(10) 防災関連設備等

住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及に努めるものとする。

5 建築物等の耐震対策

(1) 建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。

ア 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。

イ 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震改修を実施する。

(2) 市は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。

ア 市民向けに「建築相談」を実施し、耐震診断や耐震補強に対する必要性を啓発する。

イ 自主防災組織活動等と連携して耐震補強等の説明会等を実施する。

ウ 建築主、建築設計者等への下記についての啓発

(ア) 新築建築物

「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」、「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底

- (イ) 既存建築物
「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強
- (ウ) 建築設備
「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強
- エ 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の促進
プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。
- (3) 公共建築物の耐震性能の公表
市は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。
また、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。
- (4) コンピュータの安全対策
市は、自ら保有するコンピュータシステムについて、「行政情報システムの安全対策に関するガイドライン」（平成元年4月自治省）などの各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、コンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施について啓発を行う。
- (5) 家具等の転倒防止
市は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のための家具の転倒防止について、市民に対する啓発指導に努める。また、事務所などのスチール製の書棚、ロッカー等についても「事務所などの鋼製家具とガラスの地震対策」により安全対策等の実施を指導する。
- (6) ブロック塀等の倒壊防止
ア 市有施設の既存のブロック塀等については、建築基準法第12条に基づく定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。
イ 市は、民間のブロック塀等について、自治会や自主防災組織の協力を得ながら、避難路などの道路沿いにある危険なブロック塀等を把握するための点検を実施するなど安全確保に向けた取組を進める。
- (7) ガラスの飛散防止
市は県が定める「ガラス類等安全対策指針」により、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の安全対策の実施を指導する。
- (8) 住宅の耐震化促進支援
ア 昭和56年5月以前に建築した木造住宅の耐震性の向上を図るため、木造住宅耐震補強助成制度の活用を促進する。
イ 住宅の新築増改築等（補強を含む）により、その耐震化を促進するため、住宅金融公庫融資の利用について適切な啓発指導を行うとともに、さらに耐震性の向上を図るため静岡県個人住宅建設資金の活用を促進する。
- (9) 耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置などの、耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。
- (10) 供給ライフラインの耐震化
ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点分散等による代替性の確保を進めるものとする。災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。
ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。
- (11) 拠点施設の整備
市は、災害時の地域における拠点となる施設の整備に努めるものとする。

6 被災建築物等に対する安全対策

- (1) 市は、「静岡県地震対策推進条例」に基づき、応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、市民に対する啓発を行う。
- (2) 震災建築物の被災度区分判定復旧技術者が積極的に活用されるよう、市民に対する啓発を行う。

7 地盤災害の予防対策

市は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、市民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。

- (1) 山・がけ崩れ防止対策の推進
山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害ハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表により、当該地域の危険性を広報する。
- (2) 軟弱地盤対策の推進
軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、必要な対策を講ずるよう指導する。
- (3) 液状化対策の推進
液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成、公表するとともに、地盤の液状化が予想される地域では、地震により大きな被害を受けやすいこと等、液状化に関する知識の普及と液状化対策の必要性の周知に努める。
- (4) 大規模盛土造成地対策の推進
地震時に滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、宅地の安全性の把握に努める。

8 落下倒壊危険物対策

地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、当該構築物等の設置者、所有者、管理者等は、点検、補修、補強を行う。

また、市は当該構築物等の設置者等に対し、必要な措置等を実施するよう指導する。

物 件 名	措 置 等
横断歩道橋	耐震診断等を行い落橋防止を図り道路の安全確保に努める。
道路標識・交通信号機等	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
電柱・街路灯	設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード バス停上屋等	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは各施設管理者による点検、補強等を進める。設置者又は管理者はこれらの対策・措置に努める。
看板、広告物	許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。設置者又は管理者は許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。

ガラス窓等	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	転倒により道路に通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木・煙突	倒壊等の恐れのあるもの、不要なものは除去に努める。

9 危険予想地域における災害の予防

(1) 避難計画の策定

市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

ア 要避難地区の指定

市長は、第4次地震被害想定等による地震災害の危険度から判断して山・がけ崩れ及び延焼火災の発生危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。

イ 避難対象地区の指定

市長は、避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、山・がけ崩れの発生危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。

ウ 避難場所、避難路の指定

市長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難場所、避難路等の指定を行う。

(ア) 避難対象地区の住民の避難のため、避難場所を指定する。

(イ) 延焼火災発生時における避難のため、広域避難場所、避難路を指定する。

また、必要に応じ一次避難場所を指定する。

エ 避難所の指定

市長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。

(2) 平時に実施する災害予防措置

ア 要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難場所、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障がいのある人等の要配慮者等を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、「要配慮者一人ひとりに対する避難支援計画」（以下「個別計画」という。）を作成するなど平時からこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

イ 要避難地区については次の予防措置を講ずる。

(ア) 県と協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例、現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。

(イ) 地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。

(ウ) 当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難施設や避難場所へ避難する等、地域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

10 被災者の救出活動対策

建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速、的確に行えるよう、平時から次の措置を行う。

(1) 市が実施すべき事項

ア 自主防災組織、事業所等及び住民に対する、地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発

- イ 自主防災組織の救出活動用資機材の配備の推進
- ウ 救出技術の教育、救出活動の指導
- エ 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

(2) 自主防災組織、事業所等が実施すべき事項

- ア 救出技術、救出活動の習得
- イ 救出活動用資機材の点検及び訓練の実施
- ウ 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

1 1 要配慮者の支援

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人、観光客等の要配慮者に対し、その障がいの内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、共通対策編 第2章災害予防計画 第17節「要配慮者支援計画」に準ずる。

1 2 生活の確保

地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平時から次の措置を行う。

(1) 食料及び生活必需品の確保

ア 市

- (ア) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄
- (イ) 緊急物資流通在庫調査の実施
- (ウ) 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄
- (エ) 緊急物資調達及び配分計画の策定（大量調達が可能であり、市内流通の混乱の比較的少ない製造業者、卸売業者、大型店を中心に調達に関する協定を締結する。）
- (オ) 緊急物資の集積場所の選定及び運営管理等の検討
- (カ) 住民が実施する緊急物資確保対策の指導
- (キ) 給食計画の策定

イ 市民

- (ア) 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- (イ) 避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の非常持出品の準備
- (ウ) 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進
- (エ) 緊急物資の共同備蓄の推進

(2) 飲料水の確保

ア 市が実施すべき事項

- (ア) 復旧資材の備蓄を行う。
- (イ) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応援給水計画を作成する。
- (ウ) 給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水資機材を整備するとともに貯水槽を設置する。
- (エ) 工事業者等との協力体制を確立する。

イ 市民が実施すべき事項

- (ア) 家庭における貯水（飲料水）
 - あ 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。
 - い 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
 - う 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。
- (イ) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
 - あ 応急給水を円滑に実施するために、給水班の編成を準備しておく。
 - い 災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、市の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
 - う ろ水機、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム、燃料等応急給水

に必要とされる資機材等を整備する。

(3) 医療救護

ア 市が実施すべき事項

- (ア) 直接地域住民の生命、健康を守るため、市医療救護計画を策定し、大規模災害時に地域住民の協力のもと、医療救護活動を実施する。
- (イ) 大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定し、その機能が十分発揮できるよう、施設、設備、運営体制を整備する。
- (ウ) 医療救護用の資機材の備蓄及び調達の計画を作成する。
- (エ) 救護班（DMA T等医療チーム）の要請、重症患者の広域医療搬送等の対応策を作成する。
- (オ) 家庭救護の普及を図る。

イ 自主防災組織が中心となって実施すべき事項

- (ア) 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。
- (イ) 医療関係団体等の協力により、応急手当等救護に関する講習会を開催する。

ウ 市民が実施すべき事項

- (ア) 軽度の傷病については、自分の手当を行える程度の医薬品を準備する。
- (イ) 医療救護を受けるまでの応急手当等の技術を習得する。
- (ウ) 献血予約登録及び供血に協力する。

(4) 防疫及び保健衛生活動

ア 市が実施すべき事項

- (ア) し尿処理及び防疫実施計画を作成する。
- (イ) し尿処分地の選定及び仮設便所の資機材を準備する。
- (ウ) 防疫用薬品の調達計画を作成する。
- (エ) 市民が行う防疫及び保健活動の指導をする。
- (オ) 避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。

(5) 清掃活動

ア 市が実施すべき事項

県が定める「静岡県災害廃棄物処理計画」に基づき次の事項を実施する。

- (ア) 被害想定に基づき災害廃棄物処理計画を定める。
- (イ) 市民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理するうえでの役割分担を明示し協力を求める。

(6) 避難所の設備及び資機材の配備又は準備

避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

なお、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者にも配慮した配備又は準備に努めるものとする。

ア 通信機材

イ 放送設備

ウ 照明設備（非常用発電機を含む。）

エ 炊き出しに必要な機材及び燃料

オ 給水用機材

カ 救護所及び医療資機材

キ 物資の集積所

ク 仮設の小屋又はテント

ケ 仮設トイレ、ポータブルトイレ及び携帯トイレ

コ 防疫用資機材

サ 清掃用資機材

シ 工具類

(7) 救援・救護のための標示

ア 地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行う

ため、小中学校等の公共施設及び指定した病院の屋上に番号を標示する。

イ 孤立する恐れがある地域について地名標示シート、無線施設等の整備を実施、促進する。

(8) 応急住宅

ア 市は、災害に対する安全性を配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を配備する。

イ 市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時において迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

1 3 緊急輸送活動体制の整備

(1) 道路管理者、漁港管理者、港湾管理者は、発災後の道路、漁港、港湾の障害物除去(路面変状の補修や迂回路の整備含む)、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、道路管理者は道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開等の計画も踏まえて、建設業者との協定の締結に努める。

(2) 災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性及び信頼性の高い道路整備の他、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。

(3) 障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。

1 4 災害廃棄物、がれき、残骸物の処理体制の整備

県が定める「静岡県災害廃棄物処理計画」に基づき次の事項を実施する。

(1) 災害廃棄物処理計画を定める。

(2) 災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。

1 5 公共土木施設等の応急復旧

市は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

1 6 情報システムの整備

災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化及び多重化を図る。

1 7 緊急輸送用車両等の整備

災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

1 8 文化財等の耐震対策

文化財の地震対策は、文化財ごとに建造物の管理状況、特に危険な建物等の実態を把握し、防災施設の点検、耐震性の向上等、常に安全確保に留意し、可能な修理補強等として次の対策を講ずる。

(1) 文化財等の耐震措置の実施

(2) 安全な公開方法、避難方法の設定

(3) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時における連絡体制の事前整備

(4) 地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備

(5) 文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備

(6) 地震発生後の火災発生防止のための防災設備整備

また、史跡、名勝等については崩壊倒木等の危険箇所の整備を促進し、安全を確保する。市内文化財の実態を把握するとともに、防災対策について文化財所有者、管理者に対し、防災施設の点検や可能な修理補強等を指導し、安全の確保と文化財に対する防災意識の啓発を図る。

第5章 要配慮者の安全対策

計画作成の主旨

地震災害時における高齢者、障がいのある人、乳幼児、傷病者、外国人、観光客等の弱い立場におかれるいわゆる要配慮者等の安全確保体制を確立するための対策を定める。

1 社会福祉施設等入所者の対策

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設入所者について、平時からその実態を把握するとともに、緊急時に保護、移送の体制を整えておくものとする。

2 在宅要配慮者の対策

自主防災組織等は、独居高齢者など在宅要配慮者などについて、平時からその実態を把握し個別計画や要配慮者台帳等の作成など災害発生時の対応を考慮しておくものとする。

3 観光客への対策

宿泊施設、観光施設等は自主防災組織等と協力して、災害発生時に備え避難場所、経路等の表示や避難誘導などの体制を整えておくものとする。

4 外国人への対策

本市における外国人の就業・居住実態を把握するとともに、災害発生時に備え、避難場所、避難経路等の表示、防災知識の普及、防災意識の啓発などを行うものとする。

第 3 編 地震防災施設緊急整備計画

第 3 編 地震防災施設緊急整備計画

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）」に基づく地震対策緊急整備事業、「地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）」に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。

- 1 多数の人的被害が発生する恐れのある地域における被害要因をあらかじめ除去又は軽減する事業。
- 2 地震発生後の被災住民等の最低生活を確保するための事業。
- 3 地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保する事業。

第 1 章 防災業務施設の整備

1 消防用施設の整備

(1) 地震の発生時に予想される火災から人命・財産の保護をするとともに、被害を最小限に止めるため、消防水利の充実、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプの配備等、消防用施設を整備し、消防力の強化を図る。

(2) 整備の水準

ア 消防水利施設の整備（耐震性貯水槽）は、消防水利の基準充足を重点に 60 m³型貯水槽の新設をはじめ、消火栓設備の推進等、大規模火災に対応できる施設の充実を図る。

イ 可搬式小型動力ポンプの整備は、60 m³型貯水槽の新設に併せ配置する等、自主防災組織を含め消火活動資機材として整備する。

(3) 事業総括表

事業名	事業概要	備考
耐震火災対策施設整備事業	消防水利整備事業耐震性貯水槽	
	100 m ³ 型 49 基	
	60 m ³ 型 7 基	
	40 m ³ 型 27 基	
	可搬式小型動力ポンプ整備事業	
	B2 級 4 台	
	C1 級 78 台	

第 2 章 無線通信施設等の整備

1 事業の目的

地震発生時には、電話のふくそう、途絶が予想される。このため防災関係機関の情報収集、伝達を円滑に実施するため、同報無線のデジタル化など、必要な無線通信施設を整備するとともに、同報無線、J-ALERT、緊急速報メール（エリアメール）、FMコミュニティラジオ、地域衛星通信ネットワーク、市防災行政無線等を相互に接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

2 整備の計画

市民に対して的確な情報を迅速に伝達するため、市全域に同報無線をデジタル化するとともに、市（警戒、災害対策）本部、消防署等の防災関係機関との情報連絡を強化するため無線通信施設等を整備する。

3 事業総括表

		全体計画	令和3年度 までの整備状況
同報無線	固定局（親局）	1	1
	中継局	1	1
	屋外子局	1 5 0	1 4 8
	戸別受信機	未定	3 0
行政無線	基地局（親局）	1	1
	中継局	1	1
	陸上移動局	8 2	8 2
デジタル防災行政無線	半固定局（親局）	1	1
	半固定局	1 8	1 8
	移動局・携帯型	2 6	2 6
デジタル簡易無線		1 3 8	1 3 8

※地域防災無線については、平成25年度から県と共同運用する。

第3章 避難場所、避難路の整備

1 避難場所の整備

（1）事業の目的

広域避難場所、避難場所について、受入能力の増強等とともに避難危険の阻害要因の解消を図る。

（2）整備の計画

地震災害時の避難場所として、市内の各小中学校を指定・整備し、避難者数、避難距離等を考慮した配置を目指す。

2 避難路の整備

（1）事業の目的

避難路について、安全の確保等避難の円滑化を図れるよう整備を図る。

（2）整備の計画

道路の新設改良、老朽橋の架け替え等、避難が円滑に行えるよう整備を進める。

第4章 緊急輸送路の整備

1 道路の整備

（1）事業の目的

1次緊急輸送路（一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路）2次緊急輸送路（1次緊急輸送路と重要な指定拠点を連絡する道路）及び3次緊急輸送路（1次または2次緊急輸送路と指定拠点とを連絡する道路及びその他の道路）を指定し、人員、物資の輸送に支障のないように整備する。

（2）整備の計画

緊急輸送路について、盛土、切土、落石危険箇所、崩壊危険箇所、急傾斜地、トンネル等で大規模地震により、大きな被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所の改良・整備を行う。

また、発災後の輸送路を確保するために最低限必要とする応急復旧工事を行う。

2 港湾・漁港の整備

（1）事業の目的

人員、救援物資、復旧用資機材等の輸送の機能を果たすために、港湾の岸壁整備を促進するとともに漁港の整備を図り、海路による救援活動等に備える。

（2）整備の計画

海路による救援活動を行うために、必要な漁港の整備を国、県に対し要望するとともに漁港の整備を図る。

3 ヘリポートの整備

緊急輸送、救援活動等において空路を有効に活用するためにヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

第5章 防災上重要な建物の整備

1 医療救護施設の整備

(1) 事業の目的

在院患者の安全と医療救護機能を維持するために、必要な病院施設の耐震化を促進する。なお、公的医療機関の事業について整備の促進を図る。

(2) 整備の水準

救護所・救護病院及び広域救護所等を有機的に結びつけ、医療救護活動を迅速、的確に実施できるようにする。特に医療救護活動の拠点となる救護所等については、調査を実施し、必要に応じ改築を行う。

2 社会福祉施設の整備

(1) 事業の目的

社会福祉施設の入所者等で自力による避難が困難な者を地震災害から守るため、施設の耐震診断を実施し、整備を図る。

(2) 整備の計画

福祉施設の耐震診断の結果により改築補強を行う。

(3) 事業総括表

事業区分	事業概要	備考
鉄筋建物の改築	鉄筋建物のうち、耐震不適格建物の改築	
鉄筋建物の補強	鉄筋建物の耐震補強	

3 学校施設の整備

(1) 事業の目的

児童、生徒の生命の安全を図るとともに、施設の整備を図る。

(2) 整備の計画

学校施設の耐震診断等の結果に基づき改築、補強を行う。

4 不特定多数が利用する公的建物の整備

教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。

第6章 災害防止事業

1 山・がけ崩れ、地すべり等の防止

(1) 事業の目的

地震に伴う山・がけ崩れ等による災害から住民の生命・財産を保護するために、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域(土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊)並びに保安林又は保安施設の指定を受け、防災施設の整備を図る。

(2) 整備の計画

急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域のうち、緊急輸送路及び人家に大きな被害が予想される地域について、防災施設の整備を行い、地震時における災害の発生の抑止を図る。

2 津波災害の防止

(1) 事業の目的

地震に伴う津波による災害から住民の生命・財産を保護するために、津波により著しい被害が生じるおそれのある区域に防災施設の整備を行い、津波による災害の発生の抑止を図る。

(2) 整備の計画

津波により著しい被害が生じるおそれのある区域のうち、人家に大きな被害が予想される地域に、護岸等の防災施設の整備を行い、津波による災害の発生を抑止を図る。

(3) 事業総括表

事業名	全体計画	令和3年度までの整備状況
海岸環境整備事業 (宇佐美漁港海岸)	海岸線の防護延長 520m	海岸線の防護延長 520m
	護岸の延長 614m	護岸の延長 614m
	護岸高 DL+6.0m	護岸高 DL+6.0m

第7章 水道施設等の整備

1 水道施設の整備

(1) 事業の目的

水道施設の被害を防止するとともに発災後速やかに応急給水を実施するため、水道施設等の点検整備及び安全対策を図る。

(2) 整備の計画

応急給水に必要な水源を確保するために配水池等の整備を促進し、応急給水用資材の確認に努めるとともに、取水、配水等の基幹施設の耐震化を促進する。

(3) 事業総括表

	全体計画	令和3年度までの整備状況
非常用給水 施設整備	配水池	
	緊急遮断弁取付 46カ所	緊急遮断弁取付 28ヶ所
	感震機無停電装置 46カ所	感震機無停電装置 28ヶ所

2 地域防災活動の推進

(1) 事業の目的

市が避難場所等で実施する防災活動及び地域の自主防災活動を円滑に実施するために必要な設備及び資機材の整備の促進を図る。

(2) 整備の計画

自主防災組織が初期消火、救護等の活動ができるよう必要な資機材、倉庫を整備する。また、避難場所における地震防災応急活動、災害応急活動、避難生活に必要な資機材用倉庫、井戸等を整備する。

(3) 事業総括表

事業区分	事業概要	備考
コミュニティ防災センター 整備事業	食料、防災用資機材	5カ所
自主防災組織整備事業	倉庫、消火器具、救出用具等	169組織

第8章 市有施設等の整備

1 市有施設等の整備

(1) 事業の目的

市庁舎をはじめ、その他市有施設が防災拠点あるいは避難拠点として必要な機能を確保するため、耐震診断による改築、補強等、施設設備の整備の促進を図る。

(2) 整備の計画

市有施設の耐震診断に基づく補強等を実施するとともに、ガラス飛散防止、ロッカー等の転倒防止策を講じ、安全性の向上を図る。

また、その他の市有施設においても防災用設備、機材等の推進をする。

第 4 編

南海トラフ地震臨時情報発表時の市の防災対応

第4編 南海トラフ地震臨時情報発表時の市の防災対応

南海トラフ地震臨時情報発表時の市の防災対応について

南海トラフ地震臨時情報発表時の市の防災対応の概要について定める。

南海トラフ地震においては、津波避難困難地域は存在しないため、事前避難対象地域の設定は行わないこととする。

第1章 「南海トラフ地震臨時情報」発表時の市が実施する防災対応等について

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時
事前配備体制（情報収集体制）
各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。
- 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時
 - （1）第1次配備態勢
 - ア 上記情報が発表された旨を周知し、各所属で情報収集及び連絡活動を行い、必要に応じて、警戒活動等実施する体制をとる。
 - イ 情報の伝達及び「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」に記載している（イ）から（カ）の措置について、速やかに対応できるよう準備、検討等を開始する。
 - ウ 本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。
- 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時
 - （1）第2次配備態勢
 - ア 全庁的な情報共有体制をとるとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する体制をとる。
 - イ 地震災害警戒本部と同等の体制により、必要な対応について検討を行う。その他に次の措置を講ずる。
 - （ア）情報の伝達
 - （イ）必要な事業を継続するための措置
 - （ウ）日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置
 - （エ）施設、設備等の点検
 - （オ）地震に備えて普段以上に警戒する措置
 - （カ）防災対応実施要員の確保
 - （キ）職員等の安全確保
 - ウ 本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

第2章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知する。また、地域住民に対して日頃からの地震への備えを再確認する他、すぐに避難を行える態勢を維持する等、防災対応をとる旨を呼びかける。

第3章 市が管理等を行う施設等に関する対策

- 1 防災上重要な施設に対する措置
防災上重要な施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、市が行う点検、整備等について以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

区分	内容
漁港施設等	海上交通の安全を確保するために、在籍船舶の避難等対策について、津波に

	対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。
ため池及び用水路	ため池及び農業用用水路について、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてため池からの放流、用水路の断水又は減水を行えるよう施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。
道路	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。
砂防、地すべり、急傾斜地	土砂災害監視システム等による監視体制を整える。また、土砂災害発生時における迅速な情報収集及び伝達のための関係機関との連絡体制を整える。
工事中の公共施設、建築物、その他	地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強及び落下防止等の保全措置を講ずる。
市役所、各コミュニティセンター及び生涯学習センター、その他災害応急対策上必要な施設	非常用発電機の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。
水道水供給施設及び工業用水道施設	溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

2 不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置

市が管理し、不特定かつ多数の者が出入りする施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、市が行う防災対応を以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。なお、市以外が管理する施設等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の防止対応については、下記内容を参考にしてそれぞれ施設の管理者が定めるものとする。

区分	内容	
各施設が共通して定める事項	ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設、設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保	
施設の特性に応じた主要な個別事項	病院	ア 耐震性等、建物の安全が確保されている施設においては、原則、営業を継続するものとする。 イ 入院患者等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法をあらかじめ定める。 ウ 入院患者等の状況に応じて、安全確保に向けた転院や院内の上層階への垂直避難等の準備を検討する。 エ 入院患者等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任等、安全確保のための措置をあらかじめ定める。
	学校	避難場所、避難経路、登下校路の安全確認など後発地震に備えた再確認を実施する。
	社会福祉施設	情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の

		安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。	
--	--	----------------------------	--

第4章 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。市以外の滞留旅客等の避難誘導及び保護すべき機関においては、滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等の斡旋、市が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

第 5 編 災害応急対策

第5編 災害応急対策

地震災害が発生した場合の市、防災関係機関、事業所並びに市民等の災害応急対策について定める。

海溝型巨大地震等が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災で見られたような停電や断水の発生、防災拠点の被災、行政機関の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分に留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1章 市及び防災関係機関の活動

計画作成の主旨

地震災害発生時の市及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

計画の内容

1 伊東市災害対策本部

(1) 設置

ア 市長は、地震災害が発生し又は地震が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、伊東市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

イ 警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。

(2) 組織及び所掌事務

災害対策本部の組織及び運営は、地域防災計画共通対策編の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達

イ 災害応急対策の実施及び民心の安定上必要な広報

ウ 消防その他の応急措置

エ 南海トラフ地震における静岡県広域受援計画に基づく応援部隊等の受入

オ 被災者の救助、救護その他の保護

カ 施設及び設備の応急復旧

キ 清掃、防疫その他の保健衛生

ク 避難指示又は警戒区域の設定

ケ 緊急輸送の実施

コ 食料、生活必需品等の確保、配給及び飲料水の供給

サ 県への報告、要請等県との災害応急対策の連携

シ 自主防災組織との連携及び指導

ス ボランティアの受入れ

(3) 消防機関は、特に次の事項を重点的に実施する。

ア 消防本部

(ア) 被害状況等の情報の収集及び伝達

(イ) 消火活動、水防活動、救助活動等

(ウ) 地域住民への避難指示の伝達

(エ) 火災予防の広報

(オ) 自主防災組織等の防災活動に対する指導伝達

イ 消防団

(ア) 被害状況等の情報の収集及び伝達

(イ) 消火活動、水防活動、緊急救助活動等

(ウ) 一次避難場所の安全確保及び避難路の確保

(エ) 地域住民等の避難場所等への誘導

- (オ) 危険区域からの避難確認パトロール
 - (カ) 自主防災組織との連携、指導、応援
 - (4) 職員動員（配備）計画
職員の動員は、地域防災計画共通対策編の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。
 - ア 初動基準
 - (ア) 震度 4 事前配備態勢
 - (イ) 震度 5 弱以上 第 1 次配備態勢（状況により第 2 次又は第 3 次配備態勢とする。）
 - イ 災害対策本部の各部長及び班長は、災害対策本部が設置されたときは、直ちに所定の場所において災害応急対策に当たる。
 - ウ 災害対策本部の各班に所属又はあらかじめ定められた職員は、災害対策本部が設置されたときは、直ちに所定の場所において災害応急対策に当たる。
 - エ 上記以外の職員は、災害対策本部が設置されたときは、所属長にあらかじめ指示された場所において、所属長の指揮の下に災害応急対策に当たる。
ただし、指示された場所に到達することが困難な場合は、到達可能となるまでの間、次の順で対処する。
 - (ア) 最寄りの自主防災組織が行う応急対策の応援
 - (イ) 最寄りの避難場所派遣職員の応援
 - オ 職員班長は、地震発生後できるだけ速やかに職員の配備状況を把握するものとする。
 - (5) 前進基地
 - ア 本部長は、市域の一部地域に著しい被害が発生し、その地域の災害応急対策を総合的かつ迅速、的確に実施する必要があるときは、災害対策本部前進基地（以下「前進基地」という。）を設置することができる。
 - イ 前進基地に基地本部長を置くものとし、本部長がその都度命ずる。
- ## 2 防災関係機関
- （共通対策編 第 1 章総論 第 3 節「防災上重要な関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。）

第 2 章 情報活動

（共通対策編 第 3 章災害応急対策計画 第 4 節「通信情報計画」に準ずる。）

第 3 章 広報活動

（共通対策編 第 3 章災害応急対策計画 第 5 節「災害広報計画」に準ずる。）

第 4 章 緊急輸送活動

（共通対策編 第 3 章災害応急対策計画 第 2 0 節「輸送計画」に準ずる。）

第 5 章 広域応援活動

（共通対策編 第 3 章災害応急対策計画 第 3 節「応援・受援・動員計画」に準ずる。）

第 6 章 災害の拡大及び二次災害防止活動

計画作成の主旨

災害の拡大を防止するため消防活動、水防活動、救出活動及び被災建築物等に対する安全対策について、市、自主防災組織並びに市民等が実施すべき事項を示す。

降雨等による水害・土砂災害に備え、二次被害防止対策を講じるものとする。特に海岸保全施設等に被害があった地域では二次被害防止に十分留意するものとする。

計画の内容

1 消防活動

- (共通対策編 第3章災害応急対策計画 第24節「消防計画」に準ずる。)
- 2 水防活動
(静岡県水防計画書及び伊東市水防計画書の定めるところによる。)
- 3 人命の救出活動
(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第7節「避難救出計画」に準ずる。)
- 4 被災建築物等に対する安全対策
(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第13節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。)

第7章 避難活動

- (共通対策編 第3章災害応急対策計画 第7節「避難救出計画」に準ずる。)

第8章 社会秩序を維持する活動

- (共通対策編 第3章災害応急対策計画 第19節「社会秩序維持計画」に準ずる。)

第9章 交通の確保対策

- (共通対策編 第3章災害応急対策計画 第21節「交通応急対策計画」に準ずる。)

第10章 地域への救援活動

計画作成の主旨

日常生活に支障をきたした、罹災者等に対して行う食料、飲料水、生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体搜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について実施する対策を示す。

計画の内容

- 1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保
(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第10節「食料供給計画」及び第11節「衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。)
- 2 給水活動
(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第12節「給水計画」に準ずる。)
- 3 燃料の確保
(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第11節「衣料、生活必需品その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。)
- 4 医療救護活動
(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第14節「医療助産計画」に準ずる。)
- 5 し尿処理
(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第16節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)
- 6 廃棄物（生活系）処理
(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第16節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)
- 7 災害廃棄物
(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第16節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)
- 8 防疫活動
(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第15節「防疫計画」に準ずる。)
- 9 遺体(行方不明者)の搜索及び措置
(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第17節「遺体の搜索及び措置埋葬計画」に準ずる。)
- 10 応急住宅の確保

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第13節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。)

11 ボランティア活動への支援

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第26節「ボランティア活動支援計画」に準ずる。)

第11章 学校における災害応急対策及び応急教育

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第22節「応急教育計画」に準ずる。)

第12章 被災者の生活再建等への支援

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第23節「社会福祉計画」に準ずる。)

第13章 市有施設及び設備等の対策

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第33節「市有施設及び設備等の対策計画」に準ずる。)

第14章 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

計画作成の主旨

市民生活に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

1 水道

- (1) 災害の発生状況に応じて送水を停止する等必要な措置を講ずる。
- (2) 緊急遮断弁(230ガルで作動)の作動が大川浄水場に通報された場合は、直ちに消防署に連絡するものとする。
- (3) 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
- (4) 配管の仮設等による応急給水に努める。
- (5) 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。

2 電力(東京電力パワーグリッド株式会社)

- (1) 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。
- (2) 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めると共に、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。
- (3) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- (4) 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

3 ガス(伊東ガス株式会社、LPガス協会伊東地区会)

- (1) 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により、各社が定める停止基準値を超えた場合は、ガスの供給を停止する。
- (2) 都市ガス及びプロパンガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- (3) 都市ガス及びプロパンガスの施設の安全点検を実施する。
- (4) 都市ガスは、供給の安全が確認された区域から順次供給を開始する。
- (5) 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。
- (6) 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

4 通信

(1) NTT西日本株式会社(沼津支店)

ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置を講ずる。

(ア) 臨時回線を設定するほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等を運用し、臨時公衆電話の設置をする。

(イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか災害用伝言ダイヤル171、災害用ブロード

- バンド伝言板web171サービスを提供する。
- イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- ウ 通信の早期疎通を図るため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
- (2) 株式会社NTTドコモ東海支社
 - ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。
 - (ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。
 - (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、一般利用の制限等の措置をとるほか、iモード災害伝言板サービスを提供する。
 - イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
 - ウ 通信の早期疎通を図るために工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
- 5 放送（株式会社シーブイエー、株式会社伊豆急ケーブルネットワーク、エフエム伊東株式会社、日本放送協会）
 - (1) 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。
 - (2) 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。
 - (3) 臨時ニュース、特別番組の構成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。
- 6 市中金融
 - (1) 被災金融機関は、営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。
 - (2) 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。
 - (3) 財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議のうえ相互の申し合わせを行い次の措置を講ずる。
 - ア 必要に応じた営業時間延長、休日臨時営業等
 - イ 預貯金の便宜払い戻し、預貯金担保貸出しの実行等についての特別取扱い
 - ウ 被災関係手形の支払い呈示期間経過後交換持ち出し、不渡り処分猶予等
- 7 鉄道（東日本旅客鉄道株式会社、伊豆急行株式会社）
 - (1) 不通区間が生じた場合は、自動車等による代替輸送の確保に努める。
 - (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。
 - (3) 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。
- 8 道路
 - (1) 道路管理者は、他の道路管理者及びその他の関係機関と相互に連携し、道路施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。
 - (2) 道路管理者は、他の道路管理者及びその他の関係機関と相互に協力し、緊急輸送路の早期確保に努める。
 - (3) 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め、必要な措置を講ずる。
 - (4) 道路管理者は、交通信号が倒壊、断線等により機能を失った場合は、県公安委員会に対し応急復旧工事の実施を要請する。
- 9 旅客船（東海汽船株式会社、富士急マリリゾート株式会社）
 - (1) 早期運行の再開を期するため、船舶の修理、機器設備等の機能回復に必要な措置を講ずる。
 - (2) 海上運送事業者は、防災関係機関の要請に基づき災害応急対策に協力する。

第15章 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策計画作成の主旨

地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

計画の内容

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2章に定めるもののほか、次のとおりとするが、平時対策との整合性の確保に留意する。また、津波に関する具体的な安全対策、避難対策等に関する事項については、津波避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者に適用するものとする。

1 各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

- (1) 災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項
 - ア 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制
 - イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
- (2) 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
 - 地震及び津波に関する情報収集、伝達
- (3) 出火防止措置、消防用施設等の点検
- (4) その他必要な災害応急対策に関する事項

2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項

各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して計画に定める。

津波からの円滑な避難のための安全確保については、津波に関する情報を把握し、従業員等の避難に要する時間に配慮して実施する。

- (1) 病院、診療所、百貨店、スーパー等
 - ア 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。
 - イ 地震及び津波に関する情報並びに避難場所、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。
 - ウ 病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。
- (2) 石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
 - 火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し変え作業等の停止、落下・転倒その他の施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。
- (3) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
 - ア 利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。
 - イ 鉄道においては、津波による被害が予想される区間がある場合、運行停止等の必要な措置を講ずる。
 - ウ 旅客船においては、港湾施設被害が生じた場合又は津波による危険が予想される場合、航行停止、船舶の安全な海域への退避等の必要な措置等に配慮する。
- (4) 学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設
 - 避難場所、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な要配慮者の安全確保に必要な措置等に配慮する。
- (5) 水道、電気及びガス事業
 - ア 水道（市）
 - 水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。
 - イ 電気
 - 火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等の措置についての利用者への広報に配慮する。
 - ウ ガス
 - 火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への

広報に配慮する。

(6) 貯木場

貯木の流出防止措置を講ずる。

(7) 道路

津波による被害が予想される区間がある場合、交通規制等の必要な措置をとる。

第 6 編 復旧・復興計画

第6編 復旧・復興計画

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建や都市基盤の復旧・社会経済活動の平等化等を図るため、災害の教訓を生かし新しい理念に基づいた災害に強い都市を再構築し、すべての分野において迅速かつ円滑に復旧・復興を進めるための計画について定める。

第1章 市及び防災関係機関等の活動

計画作成の主旨

復旧・復興計画を策定するための組織の設置、職員の確保並びに活動及び防災関係機関の活動については、災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

なお、本章に定めのない事項については、共通対策編 第1章総論 第3節「防災上重要な関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

計画の内容

1 伊東市震災復興本部

(1) 設置

ア 市長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興計画を実施する必要があると認めたときは、伊東市震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。

イ 復興本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。

ウ 復興本部は伊東市災害対策本部と併設できる。復興本部の運営に当たっては、伊東市災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。

(2) 組織及び所掌事務

復興本部の編成及び運営は、発災後に災害応急対策から復旧・復興対策へ移行するときに制定される伊東市震災復興本部運営要領（以下「復興運営要領」という。）の定めるところによる。

復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

ア 伊東市震災復興計画の策定

イ 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報及び伝達

ウ 県、その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請

エ 静岡県震災復興基金への協力

オ 被災者の経済的再建の支援及び雇用の確保と相談窓口等の運営

カ 民心安定上必要な広報

キ その他の震災復興対策

(3) 伊東市災害対策本部との調整

災害応急対策との調整を図りながら円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、災害対策本部との連絡調整会議を開催する。

(4) 防災会議の開催等

ア 復興本部が設置された場合、必要に応じ防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策に係る連絡調整を行う。

イ 招集される防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。

ウ 防災会議は、復興本部との調整を図るものとする。

(5) 震災復興対策会議

ア 設置

本部長は、復旧・復興計画を協議するため、必要に応じ震災復興対策会議を設置する。

イ 震災復興対策会議の構成及び運営は、復興運営要領の定めるところによる。

(6) 他市等に対する応援要請

本部長は、復旧・復興計画を策定するために必要があると認めたときは、他の首長に対しあらかじめ締結した災害時相互応援協定に基づき応援を要請する。

2 防災関係機関

防災関係機関が、復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

- (1) 財務省東海財務局静岡財務事務所
 - ア 被災者の生活再建支援対策等に関する融資・保険金の支払い義務を含む民間金融機関及び保険会社の業務の円滑な遂行を確保するために、必要に応じて適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡及び適切な措置
 - イ 市において国有財産(普通財産)を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、市に対する無償貸付の適切な措置
- (2) 総務省中部管区行政評価局(静岡行政監視行政相談センター)
 - ア 被災者への生活支援情報の提供
 - イ 専用電話を備えた相談窓口の開設
 - ウ 特別行政相談所の開設
- (3) 厚生労働省静岡労働局(三島労働基準監督署)
 - ア 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化
 - イ 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置
- (4) 経済産業省関東経済産業局
 - ア 商工鉦業の事業者の被災状況の把握、情報の収集
 - イ 中小企業の復旧・復興式の融通
 - ウ 生活関連物資の安定供給を行うための小売事業者等の指導
- (5) 国土交通省中部地方整備局(沼津河川国道事務所)
 - ア 管轄する基盤施設(河川、道路、港湾など)が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
 - イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施する。
- (6) 海上保安庁第三管区海上保安本部(下田海上保安部)
 - ア 船舶が輻輳することが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導
 - イ 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、事故防止に必要な指導
- (7) 東日本旅客鉄道株式会社
 - 災害の復旧について、応急復旧工事の終了後、速やかに本復旧計画をたて、これを実施することとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期することとする。
- (8) NTT西日本株式会社(沼津支店)、NTTドコモ東海支社
 - ア 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
 - イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じて他の基盤施設の管理者とも調整を行う。
 - ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
- (9) 日本放送協会静岡放送局(伊東支局)
 - ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成
 - イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施
 - ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施
 - エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
- (10) 日本通運株式会社(沼津支店)、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

- 復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行
- (11) 東京電力パワーグリッド株式会社
- ア 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
- イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
- ウ 復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。
- (12) 伊東ガス株式会社
- ア ガス管等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
- イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
- ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
- (13) 伊豆急行株式会社
- ア 鉄道施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
- イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
- ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を行う。
- (14) 株式会社シーブイエー、株式会社伊豆急ケーブルネットワーク、エフエム伊東株式会社
- ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興に資するための有効適切な関連番組の編成
- イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施
- ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組的的確な放送の実施
- エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
- (15) 伊東市富戸吉田土地改良区
- ア 管轄する施設(用水路、取水門、頭首工等)が被災した場合には、被害状況と既存施設を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
- イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、国・県及び市との調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整する。
- ウ 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。

第2章 激甚災害の指定

計画作成の主旨

大規模地震災害が発生後、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、県知事に報告を行う。

計画の内容

1 市の実施事項

- (1) 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、被害状況を調査し県知事に報告する。
- (2) 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出しなければならない。

第3章 震災復興計画の策定

計画作成の主旨

被災地の復興にあたっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、地域全体の合意形成が図られた震災復興計画を策定する。

計画の内容

1 計画策定の体制

- (1) 市長は、必要があると認めたときは副市長を本部長とする計画策定本部を設置し、震災復興計画を策定する。
- (2) 計画策定本部には、関係部局長により構成する策定委員会を置き、この下部組織として所管課長等により構成するワーキンググループ、地域ワーキンググループ及び部会を設置する。
- (3) 市長は、諮問機関として広く市民各層や学識経験者の参画を得て伊東市震災復興計画審議会を設置する。審議会には全体会議と専門部会を設置することができる。
- (4) 市長は、計画策定本部が策定した計画案を速やかに伊東市震災復興計画審議会に諮問する。

2 計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。

3 計画の基本方針

計画策定に当たっては、伊東市総合計画や都市マスタープラン等との調整を図るものとする。

4 計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配付し市民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。

5 国・県との調整

計画策定に当たっては、国や県等と調整を行う。

第4章 復興財源の確保

計画作成の主旨

復旧・復興対策が円滑に実施できるように、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

計画の内容

1 予算の編成

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行及び編成方針等を定める。

(1) 財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、次の財政需要見込額の算定をする。

ア 復旧・復興事業

イ 震災復興基金への出損金及び貸付金

ウ その他

(2) 発災年度の予算執行方針の策定

緊急度の高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき事業と当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

(3) 予算編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

2 復興財源の確保

災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み財政状況の悪化が懸念される。復旧・復興対策を迅速、的確に実施

していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。

(1) 国・県への要望

復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特別措置及び宝くじ発行等について被災自治体が連携して国・県へ要望する。

(2) 地方債の発行

復旧・復興対策に係る莫大な財源需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じる。

- ア 災害復旧事業債
- イ 歳入欠かん等債
- ウ その他

第5章 震災復興基金の設立

計画作成の主旨

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、必要に応じ震災復興基金を設立する。

- 1 市長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。
- 2 市長は、基金の運用に関して県と所要の調整を図る。

第6章 復旧事業の推進

計画作成の主旨

基盤施設（道路・河川・電気水道用施設などの公共施設等）の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた速やかな復旧事業の推進を図る。

1 復旧計画の策定

被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。そのためには、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の計画、都市・農山漁村復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で迅速かつ現実的な復旧計画を策定する。

(1) 被害状況の調査

各基盤施設の管理者は、管理施設の被害について調査し、円滑な復旧のための措置を講ずる。

(2) 復旧計画の策定

各基盤施設の管理者は、被害の状況、地区の特性等を勘案しながら県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。

(3) 地籍調査の実施

平時から地籍調査を実施し被災後の円滑な復旧・復興の基礎資料の整備に努める。

2 基盤施設の復旧

各基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。

(1) 復旧事業の実施

復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。

(2) 復旧完了予定時期の明示

基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。

第7章 都市・農山漁村の復興

計画作成の主旨

被災した市街地・農山漁村の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く、快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに環境に配慮し、高齢者、障がいのある人等にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

計画の内容

1 都市・農山漁村復興計画の策定

被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠である。このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市・農山漁村復興計画を策定する。

(1) 都市・農山漁村復興計画の策定

都市・農山漁村の復興方針を定めた都市・農山漁村復興計画を策定する。

2 都市の復興

用途地域内の市街地が被災した場合、災害に強く都市機能の向上が必要と判断した区域については、合理的かつ健全な市街地の形成を図るため復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。

(1) 被害状況の把握

各機関と協力し、市街地復興に関する被害状況調査を行い、県に報告する。

(2) 緊急復興地区の指定

県と連絡調整を図り、緊急に面的整備が必要と判断される区域を緊急復興地区として指定する。

(3) 「建築基準法」第84条による建築制限の実施

ア 緊急復興地区を対象に、「建築基準法」第84条による建築制限区域を必要に応じ指定する。

イ 必要に応じ建築制限期間を延長する。

(4) 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成

緊急復興地区を対象に、被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、改めて都市計画決定を行う。

(5) 都市復興基本計画の策定

県の都市復興基本計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。

(6) 復興のための都市計画案等の作成及び事業実施

ア 緊急復興地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。

イ 都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い事業を実施する。

(7) 復興まちづくり支援事業の実施

住民主体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動へ支援・助成等を行う。

3 農山漁村の復興（主に用途地域外）

用途地域外の農山漁村が被災した場合、災害に強く居住環境の向上等を図る必要がある区域については、合理的かつ健全な居住環境等の形成を図るため、単なる原状復旧ではなく復興を計画的に実施する。

(1) 被害状況の把握

各機関と協力し、農山漁村復興に関する被害状況調査を行い、県に報告する。

(2) 復興基本方針等の調整（復興対象地区の指定）

被害状況調査等を基に、緊急に復興が必要とされる区域については、土木・農業・林業・漁業関係等の基盤整備事業を活用するか、都市計画事業等で復興を行うかといった復興基本方針等について県と連絡調整を行う。

- (3) 地域復興基本計画の作成
県の復興基本方針を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針等を定めた地域復興基本計画を作成する。
- (4) 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成
被害が甚大で緊急に面的整備が必要と判断される区域を対象に、被災市街地復興推進地域の都市計画の作成、決定を行う。
- (5) 復興のための都市計画案等の作成及び実施
 - ア 実施する事業制度等を検討する。
 - イ 都市計画事業等を実施する場合には、都市計画の作成・決定を行い、事業実施する。
- (6) 地域復興計画案の作成及び実施
土木・農業・林業・漁業関係等の基盤整備事業を活用し復興を行うとした地区については、活用する事業制度等の検討を行ない、地域復興計画を作成し実施する。
- (7) 集落復興支援事業の実施
住民全体の集落復興を行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援、助成等を行う。

第8章 被災者の生活再建支援

計画作成の主旨

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、市民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

計画の内容

1 恒久住宅対策

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

(1) 住宅復興計画策定

計画策定本部に設置される策定委員会の下部組織として、住宅復興計画部会を設置し、住宅復興方針等を定めた伊東市住宅復興計画を策定する。なお、県の住宅復興計画を踏まえ、連絡調整を行う。

(2) 住宅再建支援

被災者の自力再建に関する経済的負担を軽減するため、住宅再建に関する融資の利用者に対し必要に応じ利子補給等を実施する。

(3) 民間賃貸住宅の供給促進

民間賃貸住宅の供給を促進するため、建替や新規整備を行う事業者に対し必要に応じ利子補給等を実施する。

(4) 公的住宅に関する協議

次の事項について県と協議する。

ア 災害復興公営住宅の建設に関する役割分担

イ 買取り・借上げによる公営住宅の供給に関する役割分担

ウ 特定優良賃貸住宅の供給に関する役割分担

(5) 災害公営住宅等の供給

ア 公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅等を供給する。

イ 買取り・借上げによる災害公営住宅等の供給を推進する。

ウ 特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。

(6) 住宅に関する情報提供

相談窓口等において、自力再建支援及び公的住宅の入居に関する情報等を提供する。また、地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及に努めるものとする。

2 災害弔慰金等の支給

震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた

者に対し災害障害見舞金を支給する。

(1) 支給対象者の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。

(2) 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金と災害障害見舞金の決定及び支給については、「伊東市災害弔慰金の支給等に関する条例」等に基づき支給する。

3 被災者の経済的再建支援

被災者が、震災による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、金銭の支給及び資金の融資等の被災者の援護を行う。

(1) 被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

必要があると認めるときは、被災者台帳を作成するとともに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

ア 死亡者数

イ 負傷者数

ウ 全壊・半壊住宅数等

(2) 罹災証明の発行

ア 罹災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者に罹災証明を発行する。

イ 罹災証明調査窓口が再調査の希望に対応する。

(3) 災害援護資金の貸付

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。

(4) 被災者生活再建支援金の申請受付等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。

(5) 義援金の募集等

ア 市への義援金を受け付けるために市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。

イ 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に協力する。

(6) 租税の減免等

地方税法及び条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予、申告の期限の延長の適切な措置を行う。

(7) 被災者支援相談等

市は、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に支援する取組）などの被災者支援の取組を行う。また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう「総合相談窓口」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。

(8) 国・県への要望

国・県に対し、国税・県税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。

4 雇用対策

被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建のため、雇用維持対策の推進を図る。また、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援策を実施する。

(1) 雇用維持の要請

- 市内の事業主や業界団体等に対し雇用の維持を要請する。
- (2) 離職者に生活支援の実施
雇用保険給付対象者の拡大、給付日数の延長及び手続きの弾力的措置の実施等を県に要望する。
 - (3) 再就職の支援制度の周知
離職者の再就職を促進させるため、各制度の周知及び活用を促す。
 - ア 職業訓練、能力開発等制度のPR
 - イ 合同就職説明会の開催
- 5 要配慮者の支援
- 高齢者や障がいのある人等のいわゆる要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者より困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。
- また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が、震災から早期に立ち直れるよう精神的支援策を実施する。
- (1) 被災状況の把握
「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。
 - ア 要配慮者の被災状況及び生活実態
 - イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
 - (2) 一時入所の実施
震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設への一時入所を実施する。
 - (3) 福祉サービスの拡充
 - ア 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の受け入れ施設を対象に支援を行う。
 - イ 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。
 - ウ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童・学童相談所等の専門相談所を設置する。
 - (4) 民間社会福祉施設の再建支援
社会福祉法人の設置する施設等の民間社会福祉施設の再建を支援する。
 - (5) メンタルヘルスケアの実施
精神相談窓口を開設するとともに、巡回相談を実施し、被災住民に対する相談体制を確立する。
 - (6) 健康管理の実施
応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保険管理・栄養指導等を実施する。
- 6 生活再建支援策等の広報・PR
- 被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施設策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施設等の情報提供を積極的に行う。
- (1) 生活再建支援策等の広報・PRの実施
ラジオ・テレビ等のマスメディアや広報いとう等を用い、次のような生活情報を整理し広報・PRする。
 - ア 義援金の募集等
 - イ 各種相談窓口の案内
 - ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報
 - エ 公営住宅への入居や在宅再建支援策等に関する情報
 - オ 被災者(自立)生活再建支援金に関する情報
 - カ ボランティアに関する情報
 - キ 雇用に関する情報

- ク 融資・助成情報
- ケ その他生活情報等
- (2) 外国人への広報
 - 外国人を対象とした外国語によるPRを図る。
- (3) 県外疎開者への広報・PRの実施
 - 全国紙や全国版のテレビ・ラジオや県外の地方公共団体の広報紙等を活用し、県外疎開者に対し震災関連情報を提供する。

7 相談窓口の設置

被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。

- (1) 相談窓口等の開設
 - ア 発災後の相談ニーズに応じ相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を派遣する。
 - イ 相談員等の設置に当たり、必要に応じ県に対して相談員の派遣を要請する。
- (2) 相談窓口等の業務の遂行
 - ア 電話や面接等により必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。
 - イ 県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。
- (3) 相談窓口等の閉鎖等
 - 相談状況に応じ相談窓口等の役割が終了したと判断される場合は、これを閉鎖する。

第9章 地域経済復興支援

計画の主旨

被災地域の活性化を図り、市内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

計画の内容

- 1 産業復興計画の策定
 - 経済復興を迅速に行うため、市と民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するための、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。
 - 産業復興計画の策定
 - 産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。
- 2 中小企業を対象とした支援
 - 被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。
 - (1) 中小企業の被災状況の把握
 - 各機関と協力し中小企業の被災状況調査を行い、県に報告する。
 - (2) 支援制度・施策の内容の周知
 - ア 中小企業を対象とした支援制度・施策の内容を、商工団体・業界団体等を通じ県と連携し周知する。
 - イ 次の施策を必要に応じ、実施する。
 - (ア) 相談所の設置
 - (イ) 電話相談の実施
 - (ウ) パンフレットの作成・配付
 - (3) 資金需要の把握
 - 中小企業の被災状況を基に再建資金等の需要を把握する。
 - (4) 事業の場の確保
 - 中小企業の事業の場を確保するため、共同仮設工場・店舗等の建設の支援等を行う。
 - (5) 金融面での支援
 - ア 中小企業の経営基盤等の復旧・復興を支援するため、災害融資を実施する。
 - イ 融資を円滑に実施するため、信用保証協会に対し協力を求める。
 - (6) 金融機関等への協力の要請

中小企業を対象とする資金貸付手続きの簡易・迅速化・既借入金の償還条件の緩和及び貸付金利の低減等の特例措置を、信用保証協会や金融機関等に要請し協力を求める。

(7) 新たな支援制度の検討

被災中小企業の融資に対する利子補給制度や助成制度等の新たな支援制度を検討する。

(8) 県への要望

「中小企業信用保険法」の特例措置及び政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等、県を通じて国に要請する。

3 農林漁業者を対象とした支援

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

(1) 農林漁業者の被災状況の把握

各機関と協力し農林漁業者の被災状況調査を行い、県に報告する。

(2) 支援制度・施策の内容の周知

ア 協同組合等を通じ、支援制度・施策の内容を県と連携し周知する。

イ 次の施策を必要に応じ、実施する。

(ア) 相談所の設置

(イ) 電話相談の実施

(ウ) パンフレットの作成・配付

(3) 天災融資法に関する措置の実施

「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」（天災融資法）の地域指定を受けるため、必要な措置を講ずる。

(4) 自作農維持資金に関する事業処理

自作農維持資金に関する事業処理を、迅速、的確に実施する。

(5) 金融面での措置

市独自の災害対策に関する融資制度を積極的に活用する。

(6) 金融機関への協力の要請

資金貸付手続きの簡易・迅速化・既借入金の償還条件の緩和・貸付金利の低減等の農林漁業者を対象とした特例措置を農林漁業金融公庫、融資機関等に要請し協力を求める。

4 地域全体に影響を及ぼす支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。

(1) イベント・商談会等の実施

地域全体の経済活動を活性化させるため、次の施策を実施する。

ア イベント、プロジェクトの実施

イ 企業誘致促進のためのセミナー、イベントの開催

ウ 商談会の開催等

(2) 誘客対策の実施

被災観光地のイメージアップ、復興等をPRするため、必要に応じ県や関係団体等と連携し、次の施策を実施する。

ア 観光地での復興・誘客イベント等の実施

イ マスコミを活用したPR

ウ 大規模な会議等の誘致等

別紙

東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る
応急対策

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

(以下は、東海地震に関連する情報が発表された場合における、市、市民、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などの防災対応を定めており、従前は「地震防災応急対策」として位置付けていたものであるが、現在、気象庁による東海地震に関連する情報の発表は行われていないことから、当面の間地震対策編の別紙として位置付けるものとする。)

東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時(以下「東海地震注意情報発表時」という。)から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間、又は、警戒宣言が解除されるまでの間において、市、市民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが、実施する応急対策について定める。

なお、東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちににつながるものではなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、市民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては、県・市・防災関係機関等は、できる限り市民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

また、地震防災応急対策については、警戒宣言が発令される時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

第1章 市及び防災関係機関の活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の市及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。

計画の内容

1 市

【東海地震注意情報発表時等】

(1) 防災体制の確保

市長は、東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を召集して防災体制を確保し、地震災害警戒本部及び支部の設置準備並びに地震防災応急対策の円滑な実施のための準備事務等に従事させる。

なお、東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたときは、必要な職員を召集し、情報収集・伝達及び連絡態勢を確保させる。

(2) 応急対策の内容

市が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策の主な内容は、次のとおりである。

- ア 東海地震注意情報の市民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有
- イ 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報
- ウ 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備
- エ 備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備
- オ 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置
- カ 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整
- キ 物資等の調達協定締結者との連絡態勢の確保
- ク 消防職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡態勢の確保
- ケ 必要に応じて要配慮者等の避難のための避難地の開設

コ 必要に応じて地震災害警戒本部の設置準備

サ 県への要請・報告等県との応急対策活動の連携

(ア) 必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。

(イ) 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請する。

(ウ) 市民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。

シ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

(3) 消防機関の措置

ア 消防本部は、職員の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等を実施する。

イ 消防団は、団員の連絡態勢の確保

ウ 必要に応じて、市民等の避難誘導

【警戒宣言発令時】

(1) 伊東市地震災害警戒本部の設置

大規模地震対策特別措置法第9条の規定に基づき、警戒宣言が発せられたときは、伊東市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

(2) 組織及び所掌事務

警戒本部の組織及び所掌事務は、伊東市地震災害警戒本部条例及び伊東市地震災害警戒本部運営規程の定めるところによるが、その主な概要は次のとおりである。

ア 組織

警戒本部に本部長、副本部長、本部員及び本部職員を置く。また本部の地区組織として、15の支部を置く。

(ア) 本部長

本部長は、市長があたり、警戒本部の事務を総括し職員を指揮監督する。

(イ) 副本部長

副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは別に定めた順位により、その職務を代理する。

(ウ) 本部室

本部室は、市庁舎地下1階災害対策本部室に置く。

(エ) 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

本部長は、地震防災対策について協議するため本部会議を招集する。

(オ) 支部

支部は、該当地区に居住する職員を中心に構成する。

イ 所掌事務

警戒本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

(ア) 警戒宣言、東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達

(イ) 県への要請・報告等県との応急対策活動の推進

あ 警戒本部に対し、地震防災応急対策の実施に関し、職員の派遣等必要な事項を要請する。

い 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に、また地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県、県警察本部等にそれぞれ要請する。

う 住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。

(ウ) 避難指示又は警戒区域の設定

(エ) 本部職員及び消防団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備

(オ) 消防、水防等の応急措置

(カ) 避難者等の誘導・救護

- (キ) 緊急輸送の実施
 - (ク) 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊先遣部隊の受入
 - (ケ) 災害発生に備えた食料、医薬品・救助用資機材等の確保準備
 - (コ) 自主防災組織活動の指導、連携
 - (サ) 観光客・外国人等の安全対策
 - (シ) その他地震防災上の措置
- (3) 職員動員（配備）計画
- 職員は、警戒宣言の発令が予測される場合又は警戒宣言が発せられたときは、部長の指揮命令により警戒本部運営規程に基づき、防災応急計画を実施する。

2 消防機関の地震防災応急活動

(1) 消防本部・消防署

- ア 消防機関の動員計画については、伊東市消防地震災害警防計画（以下「地震計画」という。）による。警戒宣言が発令された時は、消防本部、消防署の職員は伊東市消防警防規程（以下「警防規程」という。）の定めるところにより、別命がなくとも直ちに即応態勢を確立するものとする。
- イ 「警戒本部」へ所要の職員を出向させ、無線による交信を開始し、情報伝達を図るものとする。
- ウ 消防機関は、警防規程に基づき指揮本部を設け、消防長はその指揮をとるものとする。
- エ 指揮本部は、消防機能を活用して緊急車両、徒歩により、出火防止等の広報を行い、その万全を期するものとする。
- オ 職員は、地震計画の非常災害出動編成に基づき指定場所へ緊急出動し、指揮本部の指揮下に入るものとする。出動は、原則として徒歩又は自転車、オートバイとする。
- カ 在宅待機中の職員による東海地震予知情報等の収集については、テレビ、ラジオによるものとし、原則として通信指令室への照会、連絡は行わないものとする。
- 消防機関内の連絡については、消防順次指令装置に組込まれている機関へは原則としてこの装置によって情報伝達を行うものとする。他の機関への伝達は、一般市民と同様に消防署、消防団招集のサイレン及び半鐘とする。
- キ 消防無線を一斉に同時開局し、確実な情報収受と提供により、的確な消防活動態勢の確立を図るものとする。
- ク 消火・救助活動の出動態勢は、「地震計画」によりその確立を図るものとする。
- 消防資機材の点検整備については、諸資機材が同時に多数必要となるので、点検整備、整理を行う。特に救助、救護の資機材については、十分その予備を配備するものとする。市民に貸出す救助資機材の整備拡充を図る。
- ケ 地域住民への避難指示は、警戒本部の方針に基づき、消防指揮本部の指示により行うものとする。

(2) 消防団

- ア 消防団員は、「警防規程」に定めるとおり、情報を覚知したときは直ちに所属の分団へ出動するとともに、即応態勢を確立するものとする。
- イ 情報の収集と命令の受領については、積極的に指揮本部下に入るとともに緊密な相互の連絡下で行動を開始するものとする。
- ウ 消火態勢については、「警防規程」並びに「地震計画」による。
- エ 「地震計画」に定めるとおり指揮本部の指示により火気の使用制限等の広報を行うものとする。
- オ 消火栓は、発災後使用不能と判断されるので、自然水利の状況把握に併せ、防火水槽の異常の有無についても確認を行うものとする。
- カ 消防団員は、消防機関の中で特に地域住民に密接する等の関係上、あらゆる防災対策活動においても、自主防災組織への指導、援助、協力等を行い、特に避難誘導に際しては、住民保護の立場から安全かつ人命の尊重等の対策を行うものとする。

(3) 消防機関が地震防災活動を円滑、効果的に実施するための事前計画

警戒宣言発令後における消防機関が行うべき活動が迅速、的確かつ効果的に実施されるよう次の各事項について、事前計画を作成するものとする。

ア 消防職員、消防団員の出動計画

(ア) 消防職員の緊急出動態勢は、地震災害に対処するため全職員に非番出動用の防火衣、ヘルメット等の服装で、指定場所への出動又は出動途上における情報収集活動にあたらせる。

(イ) 非常招集態勢の確立等初動効果を上げるため、非常災害出動編成を作成するとともに、参集時間を掌握しておくものとする。

(ウ) 消防団員の出動は、原則として消防職員に準ずるものであり、会社等に勤務するものにあっても、地震災害等出動には直ちに消防活動に移行出来るよう事前に許可を得ておくものとする。

イ 人命の損傷、出火危険のある施設の指導と火災防御の指揮

(ア) 都市ガス関係

消防一斉指令装置等の情報体制が整備されているので、警戒宣言発令等による対策等について指導を行う。

(イ) L P G事業所関係

該当する市内事業所については、県L P G協会伊東地区会地区会長に消防一斉指令装置により対策等の指導を行う。

(ウ) 危険物製造所等

市内の該当する事業所が危険物安全協会に加入しており、その組織の協力を得て対策等の指導を行う。

(エ) スーパー、旅館・ホテル等の不特定多数の者を収容する事業所

「地震防災応急計画」に基づく対策及び訓練等を事前指導し、宿泊施設については伊東温泉旅館ホテル協同組合、寮・保養所組合等の組織を活用して対策等の指示を行う。

ウ 延焼火災防御態勢の確立

(ア) 市街の街区火災に対応するため、消防ポンプ自動車と小型動力ポンプを水利又は貯水槽等に分散配備し、必要があれば警戒線の認定を行う。

(イ) 避難場所、避難路周辺の火災に対応するため、消火態勢について事前計画を作成するものとする。

(ウ) 自主防災組織の強化と役員（リーダー等）の確認及び出火防止活動への協力要請を行う。

エ 人命の保護

(ア) 医薬品、非常用飲料水、食料の確認を行う。

(イ) 医療機関収容体制を把握する。

(ウ) 救急応急手当指導員の確認を行う。

(エ) 貸出し用救助資機材の点検と整理を行う。

3 防災関係機関

【東海地震注意情報発表時】

防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡態勢の確保を行う。

防災関係機関は、東海地震注意情報発表時の応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については各々の防災業務計画等に定める。

(1) 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、県や市との情報の共有化

(2) 利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報

(3) 備蓄物資・資機材等の確認・点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施

- (4) 利用者等の社会的混乱を防止する活動
- (5) 市及び県が実施する応急対策の連絡調整
- (6) 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備
- (7) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

【警戒宣言発令時】

防災関係機関は、地震防災応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとする。

- (1) 指定地方行政機関
 - ア 静岡県警察（伊東警察署）
 - (ア) 地震関連情報（交通情報）の収集・提供
 - (イ) 民心安定等のための広報
 - (ウ) 避難指示の伝達、退去の確認及び避難地の安全確保・秩序維持等
 - (エ) 社会秩序維持のための取締等
 - (オ) 交通路、避難路、緊急輸送路の確保
 - イ 財務省東海財務局静岡財務事務所
 - 金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備
 - ウ 農林水産省関東農政局（静岡県拠点、静岡地域センター沼津支所）
 - (ア) 政府所有食料の倉庫別在庫数量の把握など食料需給に関する情報収集
 - (イ) 応急食料の緊急引渡準備及び業者指導
 - (ウ) 災害対策用乾パンの調達準備
 - (エ) 関係機関との連絡調整
 - (オ) 農地、農業用施設の管理、指導
 - エ 林野庁関東森林管理局
 - 災害復旧用材（国有林材）の供給等に関する準備
 - オ 経済産業省関東経済産業局
 - (ア) 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保
 - (イ) 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保
 - (ウ) 電気の安定供給に関すること
 - (エ) ガスの安定供給に関すること
 - カ 経済産業省関東東北産業保安監督部
 - (ア) 都市ガス、L Pガス、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること
 - (イ) 電気の安全確保に関すること
 - (ウ) ガスの安全確保に関すること
 - キ 国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所）
 - (ア) 施設対策等
 - あ 河川管理施設等の対策等
 - い 道路施設対策等
 - う 営繕施設対策等
 - え 電気通信施設等対策等
 - お 公園施設対策等
 - (イ) 災害対策用建設機械等の出動及び管理
 - (ウ) 他機関との協力
 - (エ) 広報
 - ク 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）
 - (ア) 鉄道事業者に対し、最寄駅等で停車した列車乗客の安全な避難誘導の指導
 - (イ) 運輸関係等業者に対し、迅速・正確な情報の伝達
 - (ウ) 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請
 - ケ 国土地理院中部地方測量部
 - 関係機関との情報共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。

- コ 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）
 - （ア） 県知事に対する東海地震予知情報の通報
 - （イ） 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説
 - （ウ） 異常現象に関する情報が発見者又は行政機関から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること。
- サ 海上保安庁第三管区海上保安本部（下田海上保安部）
 - （ア） 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報及び警戒宣言発令の伝達
 - （イ） 湾内における船舶交通の入港制限、禁止
 - （ウ） 海水浴客等に対する情報伝達
 - （エ） 海上における治安の維持、海上交通の安全確保
 - （オ） 中部運輸局と協力して海運事業者の応急措置の実施指導
- （２） 指定公共機関
 - ア 日本郵便株式会社伊東郵便局
 - （ア） 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導
 - （イ） 郵便業務の取扱いを一時停止する旨の広報
 - （ウ） 郵便物の被災防止
 - （エ） 郵便局における窓口業務等の取り扱いの一時停止する旨の広報
 - （オ） 施設等の被災防止
 - イ 日本赤十字社静岡県支部（伊東市地区）
 - （ア） 医療救護班の派遣準備
 - （イ） 血液製剤の確保及び供給の準備
 - （ウ） 救護物資の配布準備及び配布
 - （エ） 赤十字飛行隊の派遣準備
 - （オ） 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
 - ウ 日本放送協会静岡放送局（伊東支局）
 - （ア） 地震に関する情報の迅速な伝達
 - （イ） 市及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送
 - エ 東日本旅客鉄道株式会社
 - （ア） 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
 - （イ） 列車の運転規制
 - （ウ） 旅客の避難、救護
 - （エ） 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配
 - オ N T T西日本株式会社（沼津支店）、株式会社N T T ドコモ東海支社
 - （ア） 通信の異常ふくそうが起きないように広報の実施
 - （イ） 防災関係機関の重要通信の優先接続
 - （ウ） 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置
 - カ 日本通運株式会社（沼津支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
 - 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送の確保
 - キ 東京電力パワーグリッド株式会社
 - （ア） 電気による災害の予防広報の実施
 - （イ） 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施
 - （ウ） 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置
- （３） 指定地方公共機関及び公共的団体
 - ア 伊東市医師会、伊東市歯科医師会、伊東市薬剤師会
 - （ア） 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備
 - （イ） 救護班の派遣準備
 - イ 伊東ガス株式会社
 - （ア） 需要家に対する都市ガスによる災害予防広報

- (イ) 施設の点検等災害予防措置
- ウ 社団法人静岡県L Pガス協会伊東地区会
 - (ア) 需要家に対するプロパンガスによる災害の予防広報
 - (イ) 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置
- エ 伊豆急行株式会社
 - (ア) 東海地震予知情報、警戒宣言の伝達
 - (イ) 列車の運行規制
 - (ウ) 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報
- オ 株式会社シーブイエー、株式会社伊豆急ケーブルネットワーク、エフエム伊東株式会社
 - (ア) 報道特別番組の編成
 - (イ) 東海地震予知情報、国、県、市、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送
 - (ウ) 市長の呼びかけ、市内各地の状況、防災措置の状況等の放送
- カ 伊東市富戸吉田土地改良区
 - (ア) 地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配
 - (イ) 緊急点検

4 自衛隊

【東海地震臨時注意情報発表時】

自衛隊は、東海地震注意情報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 陸上自衛隊東部方面隊ほか
 - ア 非常勤務態勢への移行
 - イ 指揮所の開設
 - ウ 各部隊への災害派遣準備
 - エ 情報組織への展開
 - オ 県庁等への連絡班への派遣
 - カ 通信組織の編成等
- (2) 海上自衛隊横須賀地方ほか
 - ア 司令部の設置準備
 - イ 各部隊の災害派遣準備
 - ウ 県庁等への連絡班の派遣等
 - エ 県及び防災関係機関との連絡体制の強化
- (3) 航空自衛隊第1航空団ほか
 - ア 非常勤務態勢への移行
 - イ 指揮所の開設
 - ウ 情報組織の展開
 - エ 県庁等への連絡班の派遣
 - オ 偵察機の待機及び航空機の避難準備等

【警戒宣言発令時】

自衛隊は、警戒宣言が発せられたときは、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 陸上自衛隊東部方面隊ほか
 - ア 県庁等への方面現地調整所の開設
 - イ 地震防災派遣及び発災後の災害派遣の準備
 - ウ 地震防災派遣命令による航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び人員・物資の緊急輸送等の支援
- (2) 海上自衛隊横須賀地方隊ほか
 - ア 指揮所の開設
 - イ 災害派遣部隊を編成し即応態勢を確立
 - ウ 地震防災派遣を開始

- エ 東部方面総監部への連絡員の派出
- オ 災害派遣部隊の前進拠点への事前派遣等
- (3) 航空自衛隊第一航空団ほか
 - ア 地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づく航空機等の待機強化
 - イ 地上部隊の災害派遣の準備
 - ウ 浜松基地等の練習機の域外基地への避難
 - エ 救難機の周辺基地への集中
 - オ 地震防災派遣命令に基づく航空救難団及び偵察航空隊の一部をもってヘリコプターによる情報収集・伝達、人員・物資の緊急輸送、偵察機による上空撮影・解析

第2章 情報活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、県、市及び防災関係機関等の連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

計画の内容

- 1 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報等の受理、伝達・周知
 - (1) 県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言・東海地震予知情報等の受理については、勤務時間内においては防災担当課で行う。勤務時間外及び休日等は消防署が行うものとし、別に定める職員非常召集連絡網により伝達し、指示を受けるものとする。
なお、警戒本部設置後においては、警戒本部において受理するものとする。
 - (2) 東海地震注意情報、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに地震防災信号(サイレン、半鐘)を用いて地域住民等に伝達するものとする。
 - (3) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等は同報無線、電子メール、広報車、防災行政無線等を広く活用して周知徹底を図るほか、公共施設及び各消防団詰所に広報文を掲示する。
 - (4) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等は、警戒宣言発令時と同時に警戒本部に派遣された防災関係機関等に伝達するものとするが、各機関との連絡方法について、予め定めておくものとする。
- 2 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達
 - (1) 情報の収集

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の市地域内における人心の動揺、治安の乱れ、流言飛語など各種の混乱の状況を把握するため、本部及び支部の職員を広域避難場所等防災拠点に派遣して地震防災活動に関する迅速、的確な情報の収集に当たらせる。

収集する情報の主なものは、次のとおりである。

 - ア 避難状況
 - イ 交通機関の運行及び道路交通の状況
 - ウ 住民生活、社会・経済活動等の状況
 - ウ 防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策実施状況
 - エ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況
 - オ 情報の変容、流言飛語等の状況
 - (2) 情報の伝達

伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

 - ア 警戒宣言及び東海地震予知情報の内容、解説
 - イ 警戒本部の対応状況
 - ウ 避難の指示又は警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ）
 - エ 消防（水防）職員、団員等の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ）

オ 地域内事業所等に対する地震防災応急措置等実施指示等（地震防災応急対策実施時のみ）

（３） 県警戒本部等への報告

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において県警戒本部への報告は、東部方面本部等を通じて「大規模地震における情報及び広報活動実施要領」（以下「情報広報実施要領」という。）に定める情報項目について速やかに報告するものとする。

その主なものは次のとおりである。

ア 避難状況

イ 市の東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

３ 通信の確保

東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時には電話のふくそうが考えられるので、あらゆる無線通信網を最大限活用し、迅速かつ的確な情報の収集と伝達を行うものとする。

主な無線通信網は、次のとおりである。

（１） 静岡県総合情報ネットワーク

（２） 同報無線

（３） 防災行政無線

（４） 消防無線

（５） デジタル簡易無線

第３章 広報活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに市民等が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障がいのある人、外国人、観光客等要配慮者等に配慮するものとする。

計画の内容

１ 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における防災活動上の広報

（１） 広報事項

市民が応急対策を実施するうえで必要な事項について広報を行うこととし、特に重要な広報事項については、広報文案をあらかじめ作成しておくものとする。

主な広報事項は、次のとおりである。

ア 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の内容と意味

イ 交通機関運行状況及び道路交通情報

ウ 家庭において実施すべき防災対策

エ 自主防災組織に対する防災活動の要請

（２） 広報実施方法

ア 同報無線

イ 広報車、ハンドマイク等

ウ 有線放送、コミュニティFM放送等

エ 電子メール、ホームページ

オ 自主防災組織を通じた連絡

カ 公共施設及び消防団詰所に広報文の掲示

キ その他（文字情報表示板等による広報）

２ 地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

地域住民に対しては、次の方法により情報が伝達されるので、各人がそれぞれ正確に情報を把握し、的確な防災対応をするものとする。

- | | |
|-------------------|--|
| (1) サイレン、半鐘 | 警戒宣言が発令されたことの伝達 |
| (2) ラジオ、テレビ | 東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、地域の情報・指示・指導等 |
| (3) 同報無線、広報車、 | 東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、電子メール及び市地域内の情報 |
| (4) 携帯電話、スマートフォン | 緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等 |
| (5) 自主防災組織を通じての連絡 | 主として市からの指示、救助措置等 |
| (6) インターネット | 地域の情報・指示・指導等 |

第4章 自主防災活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまでの間又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間、又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、市が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ市民の生命と財産を市民自らの手で守るため、各单位自主防災組織が行う対策活動を定める。

計画の内容

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

- 1 自主防災組織役員等の所在確認等の連絡態勢の確保
- 2 警戒宣言発令時の自主防災組織本部設営のための資機材、備蓄食料等の確認
- 3 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかけ
- 4 市民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ
- 5 東海地震注意情報発表時に、津波・山がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の要配慮者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、市や避難場所の施設管理者等が十分な連携を確保する。

【警戒宣言発令時】

- 1 自主防災組織本部の設営
活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。
- 2 情報の収集・伝達
 - (1) 警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
 - (2) 東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するよう努める。
 - (3) 応急対策の実施状況について、必要に応じ市へ報告する。
- 3 初期消火の準備
可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。
- 4 防災用資機材等の配備・活用
防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。
- 5 家庭内対策の徹底
次の事項について、各家庭へ呼びかける。
 - (1) 家具の転倒防止
家具類の固定状況を確認する。
 - (2) 落下等防止
タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。

- (3) 出火防止
火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。
 - (4) 備蓄食料・飲料水の確認
備蓄食料及び飲料水を確認する。
 - (5) 病院・診療所の外来診療
災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。
- 6 避難活動
- (1) 避難行動
 - ア 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して市長等の避難指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難場所へ避難させる。避難状況を確認後市に報告する。
 - イ 自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、自主防災組織において避難場所まで搬送する。
 - ウ 山間地で避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区または半島部で避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な地区(警戒宣言が発せられた時に市長の避難指示の対象となる地域)で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難場所まで避難する。
 - エ 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難をすすめる。
 - (2) 避難生活
 - ア 避難生活に必要なテント、ビニールシート等の準備をする。
 - イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。
 - ウ 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市と連絡をとり、その確保に努める。
- 7 社会秩序の維持
- (1) ラジオ、テレビ、同報無線等による正確な情報の伝達に努め、流言飛語発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。
 - (2) 生活物資買い占め等の混乱が生じないように、市民等に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力する。

第5章 緊急輸送活動

計画作成の主旨

警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため必要な車両、人員、資機材等の確保並びに地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

なお、東海地震注意情報発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡態勢の確保などの準備的措置を実施する。

計画の内容

- 1 緊急輸送対策の基本方針
 - (1) 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な範囲に止める。
 - (2) 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、燃料の確保、点検等について、運送関係業者の協力を求め輸送の準備を行う。
 - (3) 観光客等については、本市に津波の恐れがないと判断される場合に、状況に応じた海上輸送による脱出を検討する。
- 2 緊急輸送の対象となる人員、物資等
 - (1) 防災活動要員の配備及び防災活動に要する最小限の資機材

- (2) 緊急の処置を要する患者
- (3) 観光客
- (4) 食料、日用品、その他緊急を必要とするもの
- 3 輸送体制の確立
 - (1) 輸送方法
 - ア 陸上輸送
 - 1次、2次、3次の緊急輸送路により必要な輸送を行う。
 - イ 海上輸送
 - 海上輸送を必要とするときは、県を通じ自衛隊、海上保安部に支援を要求する。また、必要に応じ民間船舶の協力を要請する。
 - ウ 航空輸送
 - 県を通じ自衛隊への協力要請の要求を行う。
 - (2) 輸送手段の確保
 - 次により、輸送手段の確保を図る。
 - ア 市有車両の活用
 - イ 民有車両の借上げ
 - ウ 県を通じての自衛隊及び海上保安部への支援要請の要求
 - エ 民有船舶への協力要請
 - オ 燃料等の確保のための関係業界への協力要請
 - (3) 緊急輸送の調整
 - 市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは警戒本部において調整を行う。
 - この場合、次により調整することを原則とする。
 - 第1順位 市民等の生命の安全を確保するため必要な輸送
 - 第2順位 防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送
 - 第3順位 地震発生後の活動の準備のための輸送
 - (4) 防災関係機関の緊急輸送
 - 地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。

第6章 自衛隊の支援活動

計画作成の主旨

警戒宣言の発令後、自衛隊の支援要請の要求を行う場合、市のとるべき事項について定める。

計画の内容

- 1 支援要請要求手続
 - 市長は、県に対し、自衛隊の支援を必要とする事由、支援を必要とする期間、支援を希望する区域及びその他参考となるべき事項を示して、自衛隊の支援要請の要求をするものとする。
- 2 自衛隊との連絡及び受入体制
 - (1) 自衛隊との連絡調整
 - 派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡調整にあたる職員を置く。
 - (2) 作業計画及び資機材等の準備
 - 自衛隊に対し、作業を要請するにあたっては、先行性のある計画をたて、作業実施に必要な資機材の準備を整え、諸作業に関係ある管理者等との連絡調整を図るものとする。
 - (3) 物資、資機材等の県への要請
 - 作業実施に必要な物資、資機材等の調達が困難又は不可能な場合は、県へ要請するものとする。
 - (4) 派遣部隊の受入れ

市は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるように、必要な受入体制をとる。

第7章 避難活動

計画作成の主旨

市長、その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、警戒宣言が発せられた時に、地域住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう避難の計画を定める。

なお、東海地震注意情報が発表されたときであっても、避難場所までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、市や自主防災組織、避難場所の施設管理者等と十分調整のうえ、要配慮者等（介護者も含む）の避難を実施することができるものとする。

次にこの避難計画の基本的事項を示す。

計画の内容

1 避難対策の基本方針

- (1) 市が、伊東市地域防災計画において明らかにした津波の浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難場所へ避難する。

また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難場所までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ当該地区の住民等のうち要配慮者（介護者を含む）に限り、避難を実施することができるものとする。

なお、この場合、市は、あらかじめ自主防災組織や避難場所の施設管理者等と十分調整を図るものとする。

- (2) 避難対象地区の住民等が避難場所まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。

ただし、山間地で避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用 of 適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。

- (3) 避難場所では、自主防災組織の単位で行動するものとする。
- (4) 避難誘導や避難場所での生活に当たっては、要配慮者等に配慮するものとする。
- (5) その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織が定める付近の安全な空地等へ避難する。

2 避難のための指示

(1) 指示の基準

市長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の指示」を行うものとする。

なお、国（静岡地方気象台等）及び県は、市長より「避難の指示」を行うことについて助言を求められた場合、必要な助言をするものとする。

(2) 指示の伝達方法

市長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同報無線、有線放送、広報車等により避難指示を行うものとする。また警察官、海上保安官に対し、避難指示の伝達について協力を要請するものとする。

なお、必要に応じ、避難指示に関する放送を県に依頼する。

(3) 避難に関しての周知事項

市（消防機関を含む。）及び伊東警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、東海地震注意情報が発表されたときは、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあっては、

要配慮者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。

ア 避難対象地区の地域名

イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施

ウ 避難経路及び避難先

エ 避難する時期

オ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域設定対象地域

市は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法第73号。以下この編で「法」という。）第26条において準用する災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、2の(3)に準じて周知を図る。

(2) 警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法

市長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立ち入り禁止の措置をとる。市長は、警察官、海上保安官の協力を得て、市民等の退去を確認するとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。

4 避難計画の作成

避難実施等措置者は、あらかじめ市、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、それぞれ避場所、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする+避難計画を、別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。

なお、避難計画の策定にあたっては、要配慮者等の避難誘導、避難場所での生活等に配慮するものとする。

5 避難状況の報告

(1) 市は、自主防災組織及び避難場所の施設等の管理者等から直接に、又は伊東警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。

ただし、避難対象地区以外の地域にあたっては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。

ア 避難の経過に関する報告

危険な事態その他異常な自体が発生した場合、直ちに行う。

(ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）

(イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置

(ウ) 市に対する要請事項

イ 避難の完了に関する報告

避難完了後速やかに行う。

(ア) 避難場所名

(イ) 避難者数

(ウ) 必要な救助・保護の内容

(エ) 市に対する要請事項

(2) 市は、避難状況について、県へ報告する。

6 避難場所の設置及び避難生活

(1) 基本方針

市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難場所を設置するとともに、「避難生活計画書」に沿って円滑な避難生活が行われるよう、自主防災組織及び避難場所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するため、必要な措置を講ずる。

避難所の運営に当たっては、避難所ごとにあらかじめ定めたルールやマニュアル、市の「避難所運営マニュアル」、「避難生活の手引き」（静岡県）、「避難所運営マニュアル」（静岡県）、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）等を参考として、要配慮者及び居室、トイレ等の衛生環境の保持に配慮する。

(2) 避難場所の設置及び避難生活

ア 避難生活者

避難場所で避難生活をする者は、津波や山がけ崩れ危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保出来ない者とする。

イ 設置場所

(ア) 津波や山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。

(イ) 原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、要配慮者等の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。

(ウ) 市長は、既存の広域避難場所や避難所のほか、市内外の施設や場所より、緊急時の避難場所や一定期間滞在する避難所をあらかじめ指定するよう努める。

ウ 設置期間

警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで、又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。

なお、避難場所までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であつては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も要配慮者等の迅速・円滑な避難を実施するために避難場所を設置することができる。

エ 避難場所の運営

(ア) 市は、自主防災組織及び避難場所の学校等施設の管理者の協力を得て、避難場所を運営する。

(イ) 避難場所には、避難場所の運営等を行うために必要な市職員を配置する。また、避難場所の安全の確保と秩序のため、必要により警察官の配置を要請する。

(ウ) 避難場所の運営に当たっては、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮するものとする。

(エ) 自主防災組織は、避難場所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

第8章 社会秩序を維持する活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報が発表された場合や警戒宣言が発せられた場合、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。これらの混乱を鎮め、民心の安定を図り、市民等の的確な防災対策を促進する。

計画の内容

1 予想される混乱

- (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報に関する流言、飛語
- (2) 帰宅者による道路の混乱
- (3) 電話のふくそう
- (4) 避難による混乱
- (5) 自動車による道路交通の混乱
- (6) 買い出し客、観光客等の混乱

2 市の実施事項

各種の混乱が生ずる恐れがあると認めたとき又は混乱が生じたときは、市民のとるべき措置について、呼びかけを実施するものとする。なお、伊東警察署に対し、警戒区域、避難場所等に対しては、警ら活動を強化するとともに、混乱防止、犯罪の予防取締りを要請

する。

3 物資、物価対策

- (1) 生活物資の異常な価格の高騰、不当な売り惜しみ、買い占めが発生した場合は、東海地震注意情報発表昼夜警戒宣言発令中において、社会状況に応じこれらの調整に当る。
- (2) 東海地震注意情報発表昼夜警戒宣言発令中において、社会状況に応じ、警戒本部を通じて生活物資の買い占め、売り惜しみ防止を啓発する。
- (3) 生活関連物資等の買い占め、売り惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）及び国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 12 号）に基づき、国、県と連携のうえ物価動向や需給動向調査を行い、必要に応じて報告徴収や立入検査、売り渡し指示や売り渡し命令、価格表示の指示、価格引き下げの指示、公表を行う。

4 伊東警察署の実施事項

警戒宣言が発せられたときは、次の活動を行う。また、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられたときに次の活動が円滑に実施できるように準備的措置を実施する。

- (1) 警戒区域、避難場所等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無線自動車の効果的な運用を図り、混乱防止、犯罪の予防取締りを行う。
なお、必要により臨時交番を設置して防犯活動を行う。
- (2) 犯罪情報の収集を行う。
- (3) 駅、生活物資集積所等の重要施設に対しては、必要により警備部隊を配備し、関係機関との連携を配意した警戒活動を行う。
- (4) 集団不法行為、暴利行為の予防、取締りを行う。
- (5) 流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し、適切な情報提供を行う。
- (6) 自主防災組織や民間企業内組織等が効率的に活動できるよう支援を行う。
- (7) 放射性物資、火薬類の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期をするよう指導する。
なお、運搬途上にある危険物については、直ちに運搬を中止し、安全な場所で管理するよう指導する。

第 9 章 交通の確保活動

計画作成の主旨

警戒宣言発令時の陸上交通及び海上交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車両、船舶又は歩行者に対し必要な交通規制を実施する。

また、東海地震注意情報発表時において社会的混乱や大規模な交通渋滞が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

計画の内容

1 陸上交通の確保対策

- (1) 運転者のとるべき措置

【東海地震注意情報発表時】

- ア 走行中の車両が、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。
- イ 東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。

【警戒宣言発令時】

- ア 走行中の車両の運転者は、次により行動する。
 - (ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して東海地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。

- (イ) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓は閉め、ドアはロックしない。駐車する時は、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しない。

イ 避難等のためには車両は使用しない。

(2) 交通規制の方針

【東海地震注意情報発表時】

東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。

ア 不要不急の旅行や出張等を自粛するよう呼びかける。

イ 警戒宣言が発せられたときの交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。

ウ 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急ルートを選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。

【警戒宣言発令時】

警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。

ア 強化地域内における一般車両の通行は極力抑制する。また、強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

イ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。

ウ 交通規制に際しては、静岡県警察本部（伊東警察署）、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。

(3) 交通規制計画

ア 市内への一般車両の流入制限

イ 市内における車両の走行抑制

ウ 緊急交通路等を確保するための措置

(ア) 緊急交通路については、各流入部において緊急輸送車両又はルート内に起終点を有する車両以外（軽車両を除く。）の通行を禁止する。

(イ) 津波危険予想地域等へ通ずる道路については、その危険地域境界線上において緊急輸送車両以外の車両の区域内の流入を禁止する。

(ウ) 市の指定する主要な避難路については、極力車両の通行を抑制する。

(4) 緊急輸送車両の確認等

緊急輸送車両の確認は、法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については申出することができる。

これらの申出等及び確認の手続きについては別に定める。

2 海上交通の確保対策

【東海地震注意情報発表時】

海上保安部、港湾管理者、漁港管理者等は、警戒宣言が発令されたときに講ずる措置を円滑に実施するために、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 港及び沿岸付近にある船舶及び荷役業者、漁業者等の港の利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達する。

(2) 利用者に対して、必要に応じて、耐震強化岸壁等の港湾施設の利用か、大型船舶、中型船舶の入港を差し控えるよう協力を要請する。

(3) 船舶の避難・係留など警戒宣言が発令されたときに講ずる措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、船員の確保や荷役作業の注意準備、船舶の退避準備等の準備的実施を要請するとともに退避準備を終えた船舶への自主的な避難行動の開始を要請する。

【警戒宣言発令時】

(1) 海上、港湾及び港則法の適用を受ける漁港

海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外又は沖合等安全な海域への避難を指示するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して、移動を命ずる等、船舶交通の制限を行う。

イ 港内又は船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

(2) 港則法の適用を受けない漁港

漁港の管理者は、漁業協同組合及び船舶管理者との協議に基づき、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるよう要請するものとする。

ア 停泊中の大型・中型船舶については、港外に避難する。

イ 避難できない船舶については、係留を完全に行う。

ウ 大型・中型船舶は、入港をさしひかえる。

第10章 地域への救援活動

計画作成の主旨

警戒宣言発令時における飲料水、食料、日用品、医薬品などの必要物資及び応急復旧資材の確保並びに、医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫及びその他の保護に関する活動又はその準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、市及び防災関係機関等は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。

計画の内容

【東海地震注意情報発表時】

- 1 緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等との連絡態勢を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。
- 2 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。
- 3 市は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、市民に対して貯水の励行を呼びかける。
- 4 市は、医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
- 5 市は、物資集積所の立ち上げの準備等、物資の受入れ及び仕分けを円滑に実施するための準備的措置を実施する。
- 6 市民は、備蓄食料・飲料水、生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。

【警戒宣言発令時】

1 食料及び日用品の確保

(1) 調達の方針

ア 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、地域住民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。

イ 市は、県による緊急物資の供給は前号を補完するものとし、その供給は原則として有償とする。

(2) 警戒宣言発令時に市及び防災関係機関等がとる措置

ア 市

(ア) 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域住民等で非常持ち出しができなかった者や市外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配

分する。

- (イ) 県に対する緊急物資の調達あっせんの要請を行う。
- (ウ) 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。
- (エ) 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。

イ 防災関係機関

- (ア) 農林水産省関東農政局(静岡県拠点、静岡地域センター沼津支所)
 - あ 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
 - い 市の要請に基づき、米穀卸売業者に米を緊急売却する。
 - う 市の要請に基づき、乾パンの調達を行う。
 - え その他食料等の確保又は確保準備措置を講ずる。
- (イ) 日本赤十字社静岡県支部(伊東地区)
 - 地震発生後、速やかに救援物資の配布ができるよう、県トラック協会等の協力を求めて配布の準備を行う。

ウ 自主防災組織及び市民

自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検、確認等緊急物資確保のための措置を実施する。

また、市民は、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行う。

- (3) 警戒宣言発令時に調達が必要となる緊急物資
 - 警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、市民がそれぞれ確保することを原則とするが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、市は、緊急物資の調達を要請する。

2 飲料水等の確保

市及び市民は地震発生後における飲料水等を確保するため次の事項を実施する。

(1) 市

- ア 市民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水と呼びかける。
- イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- エ 応急復旧体制の準備をする。

(2) 自主防災組織及び市民

- ア 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。
- イ 自主防災組織の給水班を中心として、非常用給水井戸並びに応急給水資機材を点検する。

3 医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理

市及び市民は、救急患者の医療救護及び地震発生後の医療救護活動の準備並びに防疫・保健衛生及び廃棄物処理のため、次の活動を行う。

(1) 医療救護活動

- 市は、東海地震注意情報発令時に引き続き、次の行動を行う。
- ア 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。
- イ 救護所の設置及び資機材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。
- ウ 患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。
- エ 住民に対し、医療救護施設情報を周知する。
- オ 警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関係機関と調整を図る。

(2) 防疫及び保健衛生活動

ア 市

- (ア) 防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。
- (イ) 避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。

イ 自主防災組織

自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設便所の設置の準備を行う。

(3) 廃棄物処理

ア し尿処理

(ア) 市は、関係機関との連絡態勢等について確認する。

(イ) 市は、医療・救護施設への仮設便所の設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。

(ウ) 市は、し尿収集業者等へ発災時の協力を要請する。

(エ) 市は、し尿収集車の緊急車両手続きを準備する。

イ 廃棄物（生活系）・がれき・残骸物処理

(ア) 市は、関係機関との連絡態勢等について確認する。

(イ) 市は、仮集積所の確認を行う。

(ウ) 市は、ごみ収集業者へ発災時の協力を依頼する。

第 11 章 市有施設設備の防災措置

計画作成の主旨

防災上重要な施設及び設備等について、警戒宣言発令時において市が行う点検、整備等について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。

なお、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて、市民等の日常の社会生活等に支障を来さない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

計画の内容

1 無線通信施設等

伊東市同時通報用無線及び防災行政無線管理運用規程に定めるところにより、警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、東海地震注意情報発表時から準備するとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。

(1) 通信施設（予備電源を含む。）を点検するとともに、作動状態を確認し、必要な措置を講ずる。

(2) 充電式携帯無線については、完全充電を行う。

(3) 津波危険予想地域にある施設は、通信機及び発動発電機の高所への搬出等必要な措置を講ずる。

(4) 保守委託業者に保守体制の確立を要請する。

2 公共施設等

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、港湾、漁港、河川、海岸、ため池、道路、砂防等、工事中の施設及び庁舎については、職員等の安全を配慮し、概ね次の措置を講ずるよう努める。

また、東海地震注意情報発表時には市の管理する公共土木施設の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策の実施のため、協定業者との連絡態勢の確保等の準備的措置を建設業協会等に要請し、警戒宣言発令時には、別に定める協定に基づき、応急復旧出動体制の確立を要請する。

【東海地震注意情報発表時】

(1) 港湾及び漁港施設等

次の施設について、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、準備的措置を実施する。また、特定の者のみが利用する施設であって、地震防災応急対策の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて東海地震注意情報発表の段階から、当該地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

ア 岸壁等

耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言と同時に一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して、段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる。

(2) ダム、ため池及び用水路

警戒宣言の発令と同時に、必要に応じた放流、用水路の断水又は減水を実施できるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。

(3) 道路

道路利用者に対して、道路情報表示装置等により、東海地震注意情報の発表を周知する。

また、道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制実施の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。

(4) 砂防、地すべり、急傾斜地、治山等

土砂災害に関する監視システムの点検や情報収集・伝達のための配備体制、県、市、住民間の連絡態勢の確認等の準備的措置を講ずる。

(5) 工事中の公共施設、建築物、その他

警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、必要に応じて工事を中断するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

(6) 災害応急対策上重要な庁舎

本部（市庁舎）について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。

(7) 水道用水供給施設等

警戒宣言発令に備え、溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

【警戒宣言発令時】

(1) 港湾及び漁港施設等

次の施設について、点検及び応急措置を講ずる。ただし、特定の者のみが利用する施設については、利用者に必要な措置を講ずるものとする。

ア 岸壁等

耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁について、警戒宣言発令とともに一般使用を禁止する。

(2) ダム、ため池及び用水路

ダム、ため池及び農業用水路については、警戒宣言発令と同時に、あらかじめ定めたものに対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてダム、ため池からの放流、用水路の断水、又は減水を行う。

また、必要に応じ地域住民に対し避難の指示を行う。

(3) 道路

ア 車両の走行の自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報を、道路情報表示装置等により道路利用者に対し行うよう努める。

イ 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。

ウ 道路パトロールを実施し緊急交通路の安全確認を行うとともに、災害時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。

エ 避難路における障害物除去に努める。

(4) 砂防、地すべり、急傾斜地、治山等

土砂災害監視システム等による監視体制を整える。また、土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための県・市・住民間の連絡態勢を整える。

(5) 工事中の公共施設、建築物、その他

工事を中止し、必要に応じ立入禁止、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講

ずる。

(6) 災害応急対策上重要な庁舎

本部（市庁舎）について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急備蓄等の措置を行う。

(7) 水道用水供給施設等

溢水等を配慮した安全水位を確保し送水を継続する。

3 コンピュータ

コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時に概ね次の措置を実施するため、東海地震注意情報発表時から準備をすすめるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に実施する。

(1) コンピュータ本体及び末端機等の固定を確認する。

(2) 重要なデータから順次安全な場所に保管する。

(3) 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて運用を停止する。

第 12 章 防災関係機関が講ずる生活及び安全確保等の措置

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、市民等の生活に密接に関係ある防災関係機関が市民等の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。

東海地震注意情報が発表されたときは、市民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、市民の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

なお、これらの応急対策の実施にあたっては、できる限り、市民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

計画の内容

【東海地震注意情報発表時】

- 1 水道（市）
飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。
- 2 電力（東京電力パワーグリッド株式会社）
電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家の取るべき措置を広報する。
- 3 ガス（伊東ガス株式会社）
ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。
- 4 通信（NTT西日本株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社）
平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して接続し、一般電話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。
- 5 放送（株式会社シーブイエー、株式会社伊豆急ケーブルネットワーク、エフエム伊東株式会社）
東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、市の要請に応じて、東海地震注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の市民生活に必要な情報、市民等のとるべき行動等について放送を実施する。また、警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。
- 6 市中金融
金融機関、郵便局、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼動する現金預け払い機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。
- 7 鉄道（東日本旅客鉄道株式会社、伊豆急行株式会社）
 - (1) 列車の運転規制等
旅客列車については、運行を継続する。
 - (2) 旅客等に対する対応
東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときは、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運行状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。
- 8 バス（東海自動車株式会社）
 - (1) 平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。
 - (2) 帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。
 - (3) 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、

必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。

9 道路

- (1) 平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。
- (2) 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡態勢を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

10 旅客船

- (1) 平常どおり運航を継続するものとするが、必要に応じて新たな運航を中止することができる。乗客に対して東海地震注意情報発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報し、また、警戒宣言発令後の運航中止等の地震防災応急対策の内容についても周知する。
- (2) 警戒宣言発令時の運航中止等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、乗客の避難方法、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

11 病院・診療所

- (1) 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。
なお、外来患者の受入れを制限する施設にあつては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。
- (2) 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。
- (3) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害時の重症患者の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡態勢や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。
- (4) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院への移送、家族等への引渡しに係る連絡態勢や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。

12 百貨店・スーパー等

- (1) 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあつては、日常の市民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運航停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。
- (2) 営業の継続にあつては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を実施する。

【警戒宣言発令時】

1 水道（市）

- (1) 飲料水の供給に万全を期する。
- (2) 住民に貯水を呼びかける。
- (3) 給水車、ろ水機等による応急給水の準備を行う。

2 電力（東京電力パワーグリッド株式会社）

- (1) 電力の供給は継続する。
- (2) 地震発生に備え、需要家のとるべき具体的な措置の広報を行う。
- (3) 施設の安全確保のための巡視、資機材の確保等の措置を行う。

3 ガス（伊東ガス株式会社）

- (1) ガスの製造を調整する。

- (2) 非常体制をとりながら、ガスの供給を継続する。
- (3) 供給世帯に対し、ガスの取扱いについての広報を行う。
- (4) 緊急遮断装置、放散設備、用水設備等の点検、整備及び機能の確認を行う。
- 4 通信（N T T西日本株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社）
 - (1) あらかじめ定められた防災関係機関の重要通信を優先して接続する。このため、必要に応じ一般加入電話を制限するが、この場合においても、N T T西日本株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。
また、災害用伝言ダイヤル1 7 1、災害用伝言板w e b 1 7 1の開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。
 - (2) 通信施設の応急復旧に備えて資機材を準備する。
- 5 放送（株式会社シーブイエー、株式会社伊豆急ケーブルネットワーク、エフエム伊東株式会社）

臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し社会的混乱の防止を目的として、東海地震予知情報等の正確、迅速な伝達に努める。また、地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。
- 6 市中金融
 - (1) 金融機関の営業
 - ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合
 - (ア) 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払い戻し業務を除く全ての業務の営業を停止する。
 - (イ) 営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。
 - (ウ) 現金自動預払機（以下「A T M」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、あらかじめ定めた店舗において運転の継続に努める。
 - (エ) 「避難対象地区」内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含む全ての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びA T Mでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。
 - イ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合
 - (ア) 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。
 - (イ) A T Mについては、顧客及び従業員の安全を十分考慮した上で、あらかじめ定めた店舗において運転の継続に努める。
 - (ウ) A T Mの稼動についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。
 - ウ 営業停止等を取引者に周知徹底をするため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。
 - エ 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡り処分猶予等の措置を適宜講ずる。
 - オ 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第速やかに平常の営業を再開するものとする。
 - (2) 保険会社及び証券会社の営業
 - ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における営業を停止する。
 - イ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。
 - ウ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行

わない。

エ 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。

7 鉄道

(1) 指定公共機関である鉄道（東日本旅客鉄道株式会社）

ア 列車の運転規制等

(ア) 強化地域への進入を禁止する。

(イ) 強化地域内を運行中の列車は最寄の安全な駅その他の場所まで安全な速度で運行して停車する。

(ウ) 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

イ 旅客に対する対応

(ア) 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、あらかじめ定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。

(イ) 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。

(2) 指定地方公共機関である鉄道（伊豆急行株式会社）

ア 列車は指定した安全区域に停車させ、乗客を避難させる。

イ 旅客の避難、救護に関する事項は、指定公共機関である鉄道に準ずる。

8 バス（東海自動車株式会社）

(1) 走行中のバスには、営業所、出張所等から警戒宣言や東海地震予知情報が伝達される。また、市サイレン等によって警戒宣言の発令を覚知する。

(2) 警戒宣言が発せられたときは、会社が定める場所又は、安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。

9 道路

(1) 強化地域内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を行う。

(2) 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。

(3) 強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。

(4) 走行車両は低速走行する。

10 旅客船（東海汽船株式会社、株式会社富士急マリンリゾート）

(1) 東海地震予知情報等は、無線等で連絡する。また、乗客には、テレビ・ラジオで直接情報を伝えるよう努める。

(2) 航行中の旅客船は、安全な海域に避難、又は津波の危険がなく入港を制限しない港に入港する。

(3) 航行中の旅客船であっても、夜間航行を禁止されているものにあつては、速やかに最寄りの港に着桟し乗客を下船させ、必要に応じ乗客を避難誘導する。警戒宣言発令中は運航しない。

(4) 着桟中の旅客船は、直ちに乗客を下船させ、必要に応じ乗客を避難誘導する。警戒宣言発令中は運航しない。

(5) 海上避難する旅客船は、数日分の食料、水を準備する。

11 病院・診療所

(1) 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。

(2) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。

(3) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

12 百貨店・スーパー等

- (1) 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、日常の市民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。
- (2) 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。
- (3) 営業を継続する場合にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

第13章 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

計画作成の主旨

〈各施設・事業所に共通の事項〉

大規模地震対策特別措置法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業所で政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該利用施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定にあたっては次に掲げる事項に留意する。

計画の内容

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

【東海地震注意情報発表時】

東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。地震防災応急計画に定める必要のある準備的措置及び応急対策の主な内容は次のとおりとする。

- 1 東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
- 2 警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項
 - (1) 東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項
 - (2) 情報収集・伝達手段の確保に関する事項
 - (3) 施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
 - (4) 施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項
 - (5) 避難誘導の方法、近隣避難場所・避難路頭の確認等の避難誘導に関する事項
 - (6) 警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手段等の確認
 - (7) その他各施設や地域の実情に応じた必要な措置に関する事項
- 3 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関する事項
 - (1) 東海地震注意情報の内容と意味等
 - (2) 当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容
 - (3) 冷静な対応の実施
 - (4) 公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報
 - (5) 当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
 - (6) 警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容
 - (7) その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報
- 4 避難対象地区内にある施設の準備的措置
避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を

実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。

【警戒宣言発令時】

警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は次のとおりとする。

- 1 警戒宣言発令時の施設の利用・営業の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
- 2 地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項
 - (1) 地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集及び組織体制
 - (2) 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
- 3 地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項
 - (1) 利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項
 - (2) 情報収集・伝達手段の確保
 - (3) 救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項
 - (4) 施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
 - (5) 設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項
 - (6) 備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項
 - (7) 警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項
 - (8) 商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項
 - (9) その他施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項
- 4 施設利用者、顧客、従業員に対して周知すべき事項に関する事
 - (1) 警戒宣言発令、東海地震予知情報の内容と意味等
 - (2) 当該施設における地震防災応急対策の内容
 - (3) 公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報
 - (4) その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報
- 5 避難対象地区内の施設の避難対策
避難対象地区に所在する施設においては、あらかじめ市と協議して定めた避難場所等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。

〈各施設・事業所の計画において定める個別事項〉

各施設の特異性・公益性に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

1 病院・診療所

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の**【東海地震注意情報発表時】**

11 病院・診療所に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の**【警戒宣言発令時】** 11 病院・診療所に準ずる。

2 百貨店・スーパー等

【東海地震注意情報発表時】

- (1) 警戒宣言発令後に営業を継続する施設にあつては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。
- (2) 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあつては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。
- (3) 県や市との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、協定先との連絡態勢の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措

置を講ずる。

- (4) 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

【警戒宣言発令時】

- (1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により市民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。また、営業の継続にあたっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。
- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。
- (3) 県や市との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。
- (4) 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。
- 3 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設（大規模地震対策特別措置法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所）

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。

【警戒宣言発令時】

火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。

- 4 鉄道業者その他一般旅客運送に関する事業（大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる事業所）

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】7 鉄道、8 バス、10 旅客船に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】7 鉄道、8 バス、10 旅客船に準ずる。

- 5 学校・幼稚園・保育園

市教育委員会は、市内の公立学校に対し「静岡県防災教育基本方針」及び「学校の地震防災対策マニュアル」等により、県教育委員会が示した東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針により、地震防災応急対策を実施するよう指導する。

学校等は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議、連携して、生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時の別や、学校等の施設の避難場所・避難所指定の有無等を考慮するものとする。

生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や家族等への引渡し等の具体的措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者と十分に協議して定めるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

生徒等が在学・在園中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。

- (1) 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の避難誘導及び帰宅又

は家族等への引渡しを実施する。

- (2) 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は家族等への引渡しを実施する。

また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。

【警戒宣言発令時】

生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、帰宅や家族等への引渡しなど生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。また、在宅中の場合は、登校・登園しないものとする。

6 社会福祉施設

【東海地震注意情報発表時】

- (1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じたうえで、入所者については入所を継続し、通所者については保護者等への引渡しのための連絡態勢や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。

- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。

ア 家族等への引渡しのための連絡態勢や引渡し方法の確認などの準備的措置

イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡態勢や移送方法・手段などの準備的措置

【警戒宣言発令時】

- (1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、入所者については入所を継続し、通所者は保護者等への引渡しを実施する。

- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。

ア 家族等への引渡し

イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送

7 放送事業

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】

5 放送に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】 5 放送に準ずる。

8 道路

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】

9 道路に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】 9 道路に準ずる。

9 ガス事業

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】

3 ガスに準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】 3 ガスに準ずる。

10 水道事業

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】
1 水道に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】 1 水道に準ずる。

11 電気事業

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】
2 電力に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】 2 電力に準ずる。

第14章 市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

計画作成の主旨

市が管理し、又は運営する施設又は事業の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策の概要を示す。

計画の内容

市が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。

計画すべき対策の要点は次のとおりである。

【東海地震注意情報発表時】

1 各施設が共通して定める事項

- (1) 東海地震注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達
- (2) 東海地震注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立
- (3) 施設使用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置
- (4) 施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検

2 施設の特性に応じた主要な個別事項

病院、学校、社会福祉施設等において計画すべき対策の基本的考え方は、第13章の規定に準ずる。

(1) 病院

東海地震注意情報発表時の診療体制

(2) 学校、幼稚園、保育園

ア 生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）

イ 地域住民の避難地または避難所に指定されている施設における避難者の受入れ方

(3) 社会福祉施設

入所者の移送または家族等への引渡し方法

(4) 水道用水供給施設

警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備

【警戒宣言発令時】

1 各施設が共通して定める事項

- (1) 東海地震予知情報等の施設利用者等への伝達
- (2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立
- (3) 避難誘導等利用者等の安全確保措置
- (4) 消防、水防等の事前措置
- (5) 応急救護
- (6) 施設及び設備の整備及び点検

(7) 防災訓練及び教育、広報

2 施設の特性に応じた主要な個別事項

病院、学校等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13章の規定に準ずる。

(1) 病院

警戒宣言発令時の診療方針

(2) 学校、幼稚園、保育園

ア 生徒等の安全確保のために必要な措置（引渡し方法）

イ 登校（園）時の避難対策

ウ 地域住民の避難場所又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等

(3) 社会福祉施設

入所者の移送または家族等への引渡し方法

(4) 水道用水供給施設

溢水等による災害予防措置

伊東市地域防災計画

津波対策編

令和7年度修正

伊東市防災会議

目 次

第 1 章 総論

第 1 節	計画の主旨	I - 1
第 2 節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	I - 1
第 3 節	予想される災害	I - 3

第 2 章 平時対策

第 1 節	防災思想の普及	II - 1
第 2 節	自主防災活動	II - 1
第 3 節	津波避難訓練の実施	II - 1
第 4 節	津波災害予防対策の推進	II - 1

第 3 章 災害応急対策

第 1 節	市及び防災関係機関の活動	III - 1
第 2 節	情報活動	III - 2
第 3 節	広報活動	III - 6
第 4 節	災害の拡大防止活動	III - 6
第 5 節	避難活動	III - 6
第 6 節	広域応援活動	III - 10
第 7 節	地域への救援活動	III - 10
第 8 節	市有施設及び設備等の対策	III - 10

第 1 章 総 論

第 1 章 総 論

この計画の目的、性格、構成を明らかにし、市、防災関係機関、事業所、市民等がそれぞれ果たすべき役割を示す。

第 1 節 計画の主旨

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき作成する。「伊東市地域防災計画」の「津波対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）」第 6 条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）」第 5 条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含むものである。

1 計画の目的

この計画は、平時に実施する津波防災対策（以下「平時対策」という。）について定め、市民等の生命、身体及び財産を津波による災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

- (1) この計画は、伊東市の地域に係る津波対策について、定めるものである。なお、「地震防災施設緊急整備計画」については、「地震対策編」によるものとする。
- (2) この計画は、市、県、防災関係機関、事業所、市民等が津波対策に取り組むための基本方針となるものである。
- (3) この計画は、状況の変化に対応できるよう、必要に応じ、見直しを行うものである。

3 計画の構成

この計画は計画編と資料編から構成する。

計画編の構成は次の 3 章による。

また、「復旧・復興計画」については、地震対策編第 6 編「復旧・復興計画」によるものとする。

(1) 第 1 章 総論

この計画の目的、性格、構成、予想される災害、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱など計画の基本となる事項を示す。

(2) 第 2 章 平時対策

平時の津波避難、訓練及び津波災害予防対策を示す。

(3) 第 3 章 災害応急対策

津波災害が発生した場合の対策を示す。

第 2 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

計画作成の主旨

市及び防災関係機関が、南海トラフ地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。

計画の内容

市、市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設管理者及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれ実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

なお、本節に定めない事項については、共通対策編 第 1 章総論 第 3 節「防災上重要な関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

1 市

- (1) 津波避難計画の作成
- (2) 市民の津波対策の促進
- (3) 大津波警報、津波警報、津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広

報

2 静岡県

- (1) 静岡県地域防災計画に掲げられている所掌事務
- (2) 市町及び防災関係機関の災害事務及び業務の実施についての総合調整

3 静岡県警察（伊東警察署）

南海トラフ地震臨時情報等の受理、伝達及び広報

4 防災関係機関

(1) 指定地方行政機関

ア 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

- (ア) 大津波警報、津波警報及び注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説

- (イ) 津波観測施設の整備並びに観測機器の保守

- (ウ) 津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力

イ 海上保安庁第三管区海上保安本部（下田海上保安部）

- (ア) 船舶等に対する津波に関連する情報の情報伝達、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導

- (イ) 海水浴客等に対する津波に関連する情報の伝達

- (ウ) 海難等の海上における災害に係る救助救出活動

- (エ) 危険物及び油の流出等海上災害に対する防除措置

ウ 総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）

- (ア) 被災者への生活支援情報の提供

- (イ) 専用電話を備えた相談窓口の開設

- (ウ) 特別行政相談所の開設

(2) 指定公共機関

ア 日本放送協会静岡放送局（伊東支局）

- (ア) 津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上

- (イ) 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し津波に関する情報の正確迅速な提供に努めること

- (ウ) 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと

イ 東日本旅客鉄道株式会社

- (ア) 津波警報等の伝達

- (イ) 列車の運転規制措置

- (ウ) 旅客の避難、救護

- (エ) 南海トラフ地震臨時情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報

- (オ) 津波発生後に備えた資機材、人員等の配備手配

ウ NTT西日本株式会社

- (ア) 災害時における重要通信の確保

- (イ) 災害時における通信疎通状況等の広報

- (ウ) 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画

(3) 指定地方公共機関

ア 伊豆急行株式会社

- (ア) 津波警報等津波に関する情報の伝達

- (イ) 列車の運転規制の措置

- (ウ) 旅客の避難救護対策

- (エ) 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報

イ 株式会社富士急マリンリゾート、東海汽船株式会社

災害時における緊急海上輸送の確保

- ウ 東海自動車株式会社
災害時における緊急陸上輸送の確保
- (4) 公共的団体及び防災上重要な施設管理者
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、市の行う防災活動に協力するものとする。
- ア 伊東商工会議所
 - (ア) 市が行う商工業関係の被害調査についての協力
 - (イ) 災害時における物価安定についての協力
 - (ウ) 済用物資、復旧資材等の確保についての協力
- イ ふじ伊豆農業協同組合(あいら伊豆地区)
 - (ア) 農林水産物の被害調査についての協力
 - (イ) 災害時における農産物の確保
 - (ウ) 農林水産物等の災害応急対策についての指導
- ウ 伊東建設関連業者連絡協議会
災害時における応急復旧対策についての協力
- エ 防災上重要な施設の管理者
 - (ア) 所管に係る施設についての防火管理
 - (イ) 防災に関する保安措置、応急措置の実施
 - (ウ) 当該施設に係る災害復旧

第3節 予想される災害

地震対策編 第1編総論 第2章「予想される災害」を参照。

第 2 章 平時対策

第2章 平時対策

津波発生時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

第1節 防災思想の普及

(共通対策編 第2章災害予防計画 第9節「防災知識の普及計画」に準ずる。)

第2節 自主防災活動

(共通対策編 第2編災害予防計画 第13節「自主防災組織の育成」に準ずる。)

第3節 津波避難訓練の実施

計画作成の主旨

津波災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。

市民は自主防災組織、事業所等の防災組織の構成員として、市や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

なお、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

計画の内容

1 市

市は、国、県、他市町及び防災関係機関と共同し、又は単独で次の訓練を行う。

訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導等、救出、救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動等、地域の特性に配慮して実施するものとする。

なお、訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

(1) 津波避難訓練

ア 3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」と定め、津波避難訓練を実施する。

イ この訓練は、「津波警報等」の発表に伴い、避難指示が発令されたことを想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考にして実施する。

ウ 東日本大震災の津波被害を鑑み、津波危険予想地域にとらわれず、迅速かつより高い地域に避難する訓練を実施する。

エ 津波ハザードマップや「津波避難計画」等を利用する。

第4節 津波災害予防対策の推進

計画作成の主旨

津波災害対策の検討に当たり、科学的な知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。また、市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策」「避難計画策定指針」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

市は、津波災害対策の検討において、対策を進める。

・最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策

市は、第4次地震被害想定において推計された被害を出来る限り軽減するための新たな行動目標として策定した「伊東市地震対策アクションプログラム」により、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせることで対策を充実・強化する。また、その際、市民の参画を進め、国、県と連携し、効率的・効果的な津波対策を進める。

計画等の内容

1 避難誘導體制の確保

(1) 避難計画の策定

ア 要避難地区の指定

第4次地震被害想定の結果等から判断して、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定し、避難指示の対象地区とする。

イ 避難場所、津波避難施設、避難路の指定

要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難場所、津波避難施設、避難路の指定を行う。

(ア) 要避難地区の住民の避難のため、避難場所を指定する。

(イ) 延焼火災発生時における避難のため、広域避難場所、避難路等を指定する。

また、必要に応じ一次避難場所を指定する。

(ウ) 避難協力ビル等の津波避難施設を指定する。

(2) 平時に実施する災害予防措置

ア 市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難場所、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力得ながら、平時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

イ 市は、防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、特に市が、消防機関及び消防団による津波からの円滑な避難の確保のために実施すべき事項は、以下のとおりとする。

(ア) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

(イ) 津波からの避難誘導

(ウ) 自主防災組織等の津波避難計画書作成等に対する支援

(エ) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立等

ウ 市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波情報の種類に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定するものとする。

エ 市は、伊東市津波避難計画、市民の避難行動を定め、その周知に努める。

オ 市は、津波ハザードマップ等の作成配布、海拔標識の設置を行う等、市民への広報に努める。

カ 市は、要避難地区の市民に対して津波の危険や津波注意報・警報、大津波警報、避難指示の意味合い、避難方法等の周知に努める。

キ 市は、海岸、港湾及び漁港の管理者と協議して、避難場所等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て、要配慮者の避難誘導體制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。

ク 市は、現地の地理に不案内な観光客、出張者等の一時滞在者に対し、要避難地区であることや想定浸水深、避難所・避難路等について看板・チラシ・パンフレット等により広報するなど、一時滞在者の円滑な避難対策に配慮するよう努める。

ケ 市は、海浜利用者等が速やかに津波から避難できるよう、避難口、避難階段等の施設の整備を管理者へ要望するとともに誘導のための標識板等の整備に努める

コ 市は、突発地震に備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための避難ビルの確保に努める。また、立ってられないほどの強い地震が起こった場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市等からの指示を受けるまでもなく、直ちに、海岸から離れ、避難協力ビル、近くの高台、避難場所等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

サ 市は、作成する津波避難計画やハザードマップ等について、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次被害想定を基に点検、見直しを促進する。

シ 市は、市民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時に取るべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的実施する。

ス 市は、津波警報等の情報が、市民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や防災ラジオ、同報無線、緊急速報メール、視・聴覚的伝達方法等の伝達手段の強化に努める。

2 津波に強いまちづくり

市は、以下のとおり、津波に強いまちづくりを推進する。

- (1) 津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として地域の実情を踏まえつつ、警戒避難体制の整備を進め、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- (2) 市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定に努めるとともに、短時間で避難が可能となるよう計画的な避難施設の整備、民間施設の活用など、リスク軽減対策を講じながら、津波に強いまちの形成を図るものとする。
- (3) 市は、地域防災計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るものとする。
- (4) 市は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波防災地域づくりに関する法律（以下「津波防災地域づくり法」という。）に基づく津波災害特別警戒区域や建築基準法に基づく災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 市は、津波による過去の浸水被害及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。
- (6) 市は、行政関連機関、要配慮者に係る施設については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水の恐れのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るものとする。また、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を検討するとともに、「民」の力を活用し、対策をより早く、リスクをより低くすることを目指す。
- (7) 市は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。
- (8) 市は、津波災害警戒区域の指定に伴い定めるべき事項について、資料編「伊東市津波避難計画」及び「津波災害警戒区域 要配慮者利用施設一覧」に定めるものとする。

3 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定された市町は、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため緊急に実施すべき事業に関する計画（津波避難対策緊急事業計画）を作成することができる。なお、市はその計画の基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針並びに津波避難対策の目標およびその達成期間について、南海トラフ推進計画に定めておくものとする。

4 津波避難施設等の整備

市は、津波による被害の発生を予防し又は軽減するため、津波避難施設の整備等を実施する。

- (1) 市は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるよう努めるものとする。
- (2) 市は、できるだけ津波の浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となる場所を避難場所に指定するものとする。
- (3) 市は、避難路等の整備に当たってはその周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。
- (4) 市は、地域住民の津波からの円滑な避難を確保するため、要避難地区等における水

道管等の破損を防止する措置(耐震性を備えた管路及び配水池緊急遮断弁の整備等)に努めるものとする。

第 3 章 災害応急対策

第3章 災害応急対策

津波災害が発生した場合の市、防災関係機関、事業所、市民等の災害応急対策について定める。

なお、ここに定めないものについて「地震対策編」及び「共通対策編」に準ずる。

第1節 市及び防災関係機関の活動

計画作成の主旨

津波災害発生時の市及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

計画の内容

1 市

(1) 災害対策本部

ア 設置

(ア) 市長は、津波災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、伊東市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

イ 組織及び所掌事務

災害対策本部の組織及び運営は、地域防災計画共通対策編の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

(ア) 津波情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達

(イ) 災害応急対策の実施及び民心の安定上必要な広報

(ウ) 消防その他の応急措置

(エ) 南海トラフ地震における静岡県広域受援計画に基づく応援部隊等の受入

(オ) 被災者の救助、救護その他の保護

(カ) 施設及び設備の応急復旧

(キ) 清掃、防疫その他の保健衛生

(ク) 避難指示又は警戒区域の設定

(ケ) 緊急輸送の実施

(コ) 食料、生活必需品等の確保、配給及び飲料水の供給

(サ) 県への報告、要請等県との災害応急対策の連携

(シ) 自主防災組織との連携及び指導

(ス) ボランティアの受入れ

ウ 消防機関は、特に次の事項を重点的に実施する。

(ア) 消防本部

あ 被害状況等の情報の収集及び伝達

い 消火活動、水防活動、救助活動等

う 地域住民への避難指示の伝達

(イ) 消防団

あ 被害状況等の情報の収集及び伝達

い 消火活動、水防活動、緊急救助活動等

う 地域住民への避難指示の伝達

え 避難場所の安全確保及び避難路の確保並びに地域住民等の避難場所等への誘導

お 危険区域からの避難確認パトロール

か 自主防災組織との連携、指導、応援

エ 職員動員（配備）計画

職員の動員は、地域防災計画共通対策編の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

(ア) 初動基準

あ 津波注意報 津波注意報配備態勢

い 津波警報 津波警報配備態勢

- (イ) 災害対策本部の各部長及び班長は、災害対策本部が設置されたときは、直ちに所定の場所において災害応急対策に当たる。
- (ウ) 災害対策本部の各班に所属又はあらかじめ定められた職員は、災害対策本部が設置されたときは、直ちに所定の場所において災害応急対策に当たる。
- (エ) 上記以外の職員は、災害対策本部が設置されたときは、所属長にあらかじめ指示された場所において、所属長の指揮の下に災害応急対策に当たる。

2 防災関係機関

防災関係機関が、災害応急対策として講ずる措置について定める。

(地域防災計画共通対策編 第1章総論 第3節「防災上重要な関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。)

第2節 情報活動

計画作成の主旨

情報の収集伝達を迅速、的確に実施するため、市、県、防災関係機関、自主防災組織等との連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

詳細については、共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。

なお、南海トラフ地震臨時情報発表時における情報の収集及び伝達体制については、地震対策編 第4編 「南海トラフ地震臨時情報発表時の市の防災対応」を参照のこと。

計画の内容

1 津波情報等の種類

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

ア 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下、これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、特別警報に位置づけられる。

イ 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。

ウ 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられるおそれがある場合は、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」などの定性的な言葉で発表する。この場合は、地震発生からおよそ15分で求められる、精度の良い地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

エ 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所に留まる。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

オ 津波警報等の留意事項

- (ア) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- (イ) 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- (ウ) 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行なう。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性が小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行なう場合がある。

(2) 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられており、静岡県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

津波予報区	区域
静岡県	静岡県

(3) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

ア 津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）または２種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表※１
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表※２
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

注１ ※１について、津波観測に関する情報の発表内容は以下のとおり。

- (ア) 沿岸で観測された津波の第１波の到達時間と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- (イ) 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 最大波の観測地の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ＞１ｍ	数値で発表
	観測された津波の高さ≤１ｍ	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ≥０.２ｍ	数値で発表
	観測された津波の高さ＜０.２ｍ	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と方言）

注２ ※２について、沖合の津波観測に関する情報の発表内容は以下のとおり。

- (ア) 沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の到達時刻、最大波の到達時間と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- (イ) 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測地）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- (ウ) ただし、沿岸からの距離が１００kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

ウ 最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から 100 km 程度以内にある沖合の観測点)

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $> 3 \text{ m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 3 \text{ m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $> 1 \text{ m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 1 \text{ m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

エ 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

あ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては 1 時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

い 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きくことなることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

あ 津波による潮位変化(第 1 波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

い 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

あ 津波の高さは、沖合での観測地に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

い 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に到着するまで 5 分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(4) 津波予報

地震発生後、津波による災害がおこるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m 未満の海面変動が予想されるとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応が必要ない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測され、今後も継続の可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等は、十分な留意が必要である旨を発表

第3節 広報活動

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。)

第4節 災害の拡大防止活動

計画作成の主旨

災害の拡大を防止するため、水防活動及び人命の救出活動について、市及び自主防組織並びに市民が実施すべき事項を示す。

計画の内容

1 水防活動

津波に対する防災活動の概要を以下に示す。

なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、伊東市水防計画書の定めるところによる。

(1) 水防管理者及び水防管理団体の活動

ア 津波の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。

なお、呼びかけを行った旨を伊東警察署長に通知する。

イ 水防管理者、消防機関の長は、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、消防団署等の安全を確保した上で必要な措置を行い、被害が拡大しないように努める。

ウ 河川、ため池、水門、桶門等の管理者及び水防管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。

(2) 水防活動の応援要請

ア 水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。

(ア) 水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した近隣水防管理者に対し応援を要請する。

(イ) 水防管理者は、必要があれば他の市町長又は消防長に対して応援を要請する。

(ウ) 水防管理者は、水防のために必要があるときは、伊東警察署長に対して、警察官の出動を要請する。

イ 市長は、必要があるときは、次の事項を示し、知事に対し自衛隊または海上保安庁の派遣要請を要求する。

(ア) 応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする人員、資機材等

(ウ) 応援を必要とする場所

(エ) 期間その他応援に必要な事項

2 人命の救出活動

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第7節避難救出計画 2「被災者の救助」に準ずる。)

第5節 避難活動

計画作成の主旨

津波災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項について定める。

計画の内容

1 避難対策

(1) 基本方針

ア 市民は、自らの身の安全の確保を最優先とした避難行動をとる。

イ 津波災害発生時においては、津波要避難地区の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難行動をとる必要がある。また、津波要避難地区外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため市は、適切な措置を講じ、住民等の生命、身体、安全確保に努める。

ウ 情報提供、避難誘導及び避難所の運営にあたっては、要配慮者等に配慮するものとする。

エ 避難対策の周知に当たっては、住民において、避難の際は、自らの安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(2) 情報・広報活動

ア 情報活動

市及び防災関係機関は、津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は、本章第2節「情報活動」に準ずる。

イ 広報活動

市及び防災関係機関は、津波に関する情報を的確に市民に広報し、その内容は共通対策編 第3章災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者等への的確な情報提供に配慮する。

ウ 津波情報の入手

市民は、適切な避難行動をとるため、同報無線、テレビ、ラジオ等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。

(3) 避難のための指示

ア 指示の基準

(ア) 市長は、津波による災害が発生し、または発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し、避難指示を発令する。

(イ) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表がなされたとき。

(ウ) 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは少なくとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合において市長が発令の必要があると判断したとき。

(エ) 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。

(オ) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官（以下「災害派遣の自衛官」という。）は、災害の状況により、特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対し、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を市長及び防衛大臣の指定するものに報告する。

イ 指示の内容

避難の指示を行う際は、可能な限り次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化を図る。

(ア) 避難の指示が出された地域名

(イ) 避難指示の発令理由

(ウ) その他必要な事項

ウ 指示の伝達方法

市長は、避難の指示をしたときは、直ちに指示が出された地域の住民に対して、同報無線等により放送するほか、警察官、海上保安官、自衛官、消防機関、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知を図る。

(4) 津波からの避難対策

津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとる。

ア 市が実施する自衛措置

津波に対し、次の措置をとるものとする。

(ア) 津波注意報が発表された場合

あ 安全を確保の上、海面の監視等情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民に対して避難指示を発令するなどの必要な措置をとる。

なお、市長が行う避難指示については、「1 避難対策」の「(3)避難のための指示」に準ずる。

い 市民、漁業・港湾関係者、観光関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。

う 海水浴客、釣り人及びサーファー等（以下、「海水浴客等」という。）に対し、避難指示の発令に努める。

(イ) 大津波警報又は津波警報が発表された場合

市長は、直ちに市民、漁業・港湾関係者等、海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって避難指示を発令するなどの必要な措置をとる。

(ウ) 震度 6 弱以上の強い揺れを感じた場合

市長は、直ちに津波避難対象地区の住民、海水浴客等に対して、避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。

(エ) 津波注意報、津波警報又は大津波警報は未発表だが、震度 4 程度以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合

あ 海面の監視

気象庁から津波注意報、津波警報、大津波警報又は津波予報が届くまでの間、少なくとも、30 分間は安全を確保の上、海面の状態を監視するよう努める。

い 報道の聴取

揺れを感じてから少なくとも 1 時間は、当該地震又は津波に関するラジオ・テレビによる報道等を聴取するものとする。

う 避難の指示

海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は要避難地区の住民、漁業・港湾関係者、海水浴客等に対して避難指示を伝達する等必要な措置をとる。

(オ) 遠地津波が発生した場合

あ 気象庁から発表される津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置をとる。

い 津波警報等が発令された場合には、上記の必要な措置をとる。

う 市民、漁業・港湾関係者、海水浴客等に対して、遠地津波の特性（最大波が第 1 波のかなり後に襲来することがある、津波の継続時間が長いなど）について周知に努め、避難等の必要な措置に万全を期す。

イ 市民等が実施する自衛措置

(ア) 海浜付近の住民、漁業・港湾関係者、海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、避難指示を受けるまでもなく、直ちに海浜から離れ、高台、避難場所等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも、津波警報等が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難するものとする。

(5) 警戒区域の設定

ア 設定の基準

(ア) 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

(イ) 警察官又は海上保安官は、市長（権限の委任を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を市長に通知する。

(ウ) 知事は、災害の発生により市長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。

- (エ) 災害派遣を命じられた自衛官は、市長(権限の委任を受けた市の職員を含む。)、警察官又は海上保安官が現場にいない場合にかぎり、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。
- イ 規制の内容及び実施方法
 - (ア) 市長、警察官、海上保安官及び災害派遣の自衛官は、警戒区域を設定したときは、退去または立入禁止の措置を講ずる。
 - (イ) 市長、警察官、海上保安官及び災害派遣を命じられた自衛官は、協力して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。
- (6) 避難場所への市職員等の配置

市が設定した避難場所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員(消防職員、団員を含む。)を配置する。また、必要により市職員は警察官の配置を要請する。
- (7) 避難の方法

災害の状況により異なるが、原則として次により避難する。

また、徒歩による避難を原則とする。

 - ア 要避難地区の住民は、直ちに津波浸水想定区域外の安全な場所へ避難する。
 - イ 上記避難を行うための十分な時間が無い場合には、最寄りの高台、津波避難ビル等へ避難する。
 - ウ 要避難地区外の住民であっても、災害が拡大し危険が予想される時、出火防止措置を講じた後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。
- (8) 避難路の確保

市は、職員の派遣及び警察官、自主防災組織等の協力により避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。
- (9) 避難場所における業務
 - ア 避難場所に配置された市職員等は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。
 - (ア) 津波等の危険な状況に関する情報収集
 - (イ) 津波等に関する情報の伝達
 - (ウ) 避難者の把握(避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等)
 - (エ) 必要な応急の救護
 - (オ) 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動
 - イ 市が設定した避難場所を所有し又は管理する者は、避難場所の開設及び避難した者に対する応急の救護に協力するものとする。
- (10) 避難状況の報告
 - ア 市は、自主防災組織、避難場所の施設等の管理者等から直接に、又は伊東警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。

ただし、要避難地区以外の地域にあたっては、原則として、次の(イ)に関する報告を求めないものとする。

 - (ア) 避難の経過に関する報告

危険な事態その他以上な自体が発生した場合、直ちに行う。

 - あ 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況(場所、人員を含む)
 - い 上記事態に対し、応急的にとられた措置
 - う 市に対する要請事項
 - (イ) 避難の完了に関する報告
 - あ 避難場所名
 - い 避難者数
 - う 必要な救助・保護の内容
 - え 市に対する要請事項
 - イ 市は、避難状況について県へ報告する。

2 避難所の設置及び避難生活

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第7節「避難救出計画」に準ずる。)

第6節 広域応援活動

計画作成の主旨

広域激甚な災害に対応する県、警察、他市町、自衛隊等の応援活動の概要を示す。

計画の内容

1 市及び民間団体の応援活動

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第3節「応援・受援・動員計画」に準ずる。)

2 自衛隊の支援

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第27節「自衛隊派遣要請要求計画」に準ずる。)

3 海上保安庁の支援

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第28節「海上保安庁に対する支援要請要求計画」に準ずる。)

第7節 地域への救援活動

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第15節「防疫計画」に準ずる。)

第8節 市有施設及び設備等の対策

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第33節「市有施設及び設備等の対策計画」に準ずる。)

(「復旧・復興対策」については、地震対策編 第6編「復旧・復興対策」によるものとする。)

伊東市地域防災計画

風水害対策編

令和 7 年度修正

伊 東 市 防 災 会 議

風 水 害 対 策 編

風水害対策編

目 次

第 1 章 総 論

第 1 節	計画作成の主旨	I - 1
第 2 節	予想される災害	I - 1

第 2 章 災害予防計画

第 1 節	総則	II - 1
第 2 節	土砂災害防除計画	II - 1
第 3 節	洪水予防計画	II - 4
第 4 節	海岸保全災害防除計画	II - 5
第 5 節	港湾漁港保全災害防除計画	II - 6
第 6 節	山地災害防除計画	II - 6
第 7 節	林道災害防除計画	II - 7
第 8 節	農地災害防除計画	II - 7
第 9 節	倒木被害防除計画	II - 7
第 10 節	盛土災害防除計画	II - 7
第 11 節	避難情報の事前準備計画	II - 7
第 12 節	避難誘導体制の整備計画	II - 8
第 13 節	防災知識の普及計画	II - 9
第 14 節	自主防災活動	II - 9

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節	総則	III - 1
第 2 節	組織計画	III - 1
第 3 節	情報収集・伝達	III - 1
第 4 節	広報活動	III - 1
第 5 節	水防計画	III - 1
第 6 節	水防に関する予警報	III - 1

第 1 章 総論

第 1 章 総 論

第 1 節 計画作成の主旨

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、市民及び一時滞在者等の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るために、伊東市及び防災機関が行うべき風水害対策の大綱を定めるものとする。

この計画は、以下の章から構成する。なお、復旧・復興対策については、「共通対策編」第 4 章「災害復旧計画」によるものとする。

章	記載内容
第 1 章 総論	計画の主旨、構成、予想される災害
第 2 章 災害予防計画	総則、土砂災害防除計画、洪水予防計画、海岸保全災害防除計画、港湾漁港保全災害防除計画、山地災害防除計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画、倒木被害防除計画、盛土災害防除計画、避難情報の事前準備計画、避難誘導體制の整備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動
第 3 章 災害応急対策計画	総則、組織計画、情報収集・伝達、広報活動、水防計画、水防に関する予警報

第 2 節 予想される災害

1 風水害

市内の主要河川は、奥野ダムの完成や治水工事等が進み、水害による大災害の危険は次第に少なくなってきた。

しかし、災害はあくまでも予期、予想されない事態によって起こるものであって、分譲地等リゾート開発の進展につれ、中小河川での新しい災害の発生も予想される。

季節的には、梅雨時に前線活動がしばしば活発になり、大雨又は局地的な豪雨に見舞われることがある。これは雨量 30mm/h 以上になると一部中小河川での氾濫が起き始める。

2004 年には台風 22 号により死傷者や家屋被害など甚大な被害が発生したほか、最近では 2019 年に台風 15 号（令和元年房総半島台風）が伊豆半島に接近し、本市でも大規模停電及び池地区では冠水被害が発生した。

2 高潮、高波

本市は、相模湾に面した長い海岸線をもっているため、近年港湾や海岸整備が進められてきたが、新たな開発等により台風・低気圧等による高潮・高波の影響を受けやすい状況が生まれてきている。

3 地すべり、山崩れ等

本市は土砂災害警戒区域が 369 箇所（急傾斜地 260 箇所、土石流 107 箇所、地滑り 2 箇所）もあり、大雨や地震時に相当の被害が予想される。

本市全域の山地及び斜面（砂防指定地、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）においては大雨・地震により斜面の崩壊、山崩れ等が起こり易く、家屋の埋没・倒壊・流出、道路決壊・途絶等の被害が予想される。

第 2 章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 総則

1 趣旨

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。

- (1) 市は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨に伴う洪水や土砂災害のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- (2) 市及び県は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県又は市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

- (3) 市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- (4) 市、建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第2節 土砂災害防除計画

1 砂防事業

県は土石流対策として砂防堰堤工事を促進する。

2 地すべり対策事業

県は地すべりの発生するおそれのある箇所に対し、地すべり防止区域の指定を行い、地すべりの発生を助長・誘発する行為の制限を行う

3 急傾斜地崩壊対策事業

- (1) 県は急傾斜地崩壊危険区域の指定を促進する。
- (2) 県は危険区域の崩壊防止対策事業の促進を図る。
- (3) 市及び県は警戒区域の設定並びに避難体制の確立に努める。

4 土砂災害のソフト対策

市は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）の定めにより指定された土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制の整備を図る。

なお、詳細については資料編の「土砂災害（特別）警戒区域指定状況一覧表」に定める。

また、指定される見込みのある区域についても、警戒避難体制の整備を図るよう努める。

(1) 土砂災害に関する情報の受信及び収集

市は、県と静岡地方気象台共同で発表する「土砂災害警戒情報」が発表された場合、厳重な警戒に努めるとともに、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときには、あらゆる機関の情報等を収集し、市が収集した情報や土砂災害が発生した現地状況に関する情報等について、県等の関係機関と共有することに努める。

(2) 土砂災害の警戒に関する情報等の伝達

市は、大雨警報(土砂災害)、土砂災害警戒情報、土砂キキクル危険度分布情報及び市が収集した情報(以下「土砂災害警戒情報等」という。)を活用するなどして、市民等が災害応急対策を適切に行えるように、土砂災害の警戒に関する情報等を必要に応じて伝達する。

また、市は、土砂災害警戒情報等が発表された場合、土砂災害警戒区域等に対し、市の定める「避難情報の判断・伝達マニュアル」に従って、避難情報を発令する。

発令判断基準及び立ち退き避難が必要な市民等に求める行動は下記表のとおりとする。

なお、市民に求める行動については、洪水等及び高潮についても当てはまるものとする。

避難情報の発令判断基準

発令情報	発令判断基準
警戒レベル3 高齢者等避難	大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂キキクルで「警戒(赤)」となった場合
	数時間後に当該地域居住者が設定した避難経路が事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
	警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)
警戒レベル4 避難指示	土砂災害警戒情報が発表された場合
	土砂キキクルで「危険(紫)」となった場合
	警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)
	警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
警戒レベル5 緊急安全確保	土砂災害の前兆現象(山鳴り・湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合
	大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合
	土砂災害の発生が確認された場合

避難情報により立ち退き避難が必要な市民等に求める行動

発令情報	立ち退き避難が必要な市民等に求める行動
警戒レベル3 高齢者等避難	高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれる。「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。また、高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の市民等は、このタイミングで自主的に避難することが望まし

	い。
警戒レベル 4 避難指示	市民等は危険な場所から全員避難する必要がある。 「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認した上で自らの判断で「屋内安全確保」とすることも可能である。
警戒レベル 5 緊急安全確保	居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要がある。 具体的にとるべき避難行動は、「緊急安全確保」である。 ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は「立退き避難」をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。さらに、本行動を促す情報が発令されるとは限らない。このため、このような状況に至る前の警戒レベル 3「高齢者等避難」や警戒レベル 4「避難指示」が発令されたタイミングで避難することが極めて重要である。

- (3) 土砂災害警戒区域内における高齢者等要配慮者が利用する施設への土砂災害に関する情報の伝達

市は、土砂災害警戒情報等が発表されるなど大雨により当該施設の土砂災害発生の危険度が高まったときには、土砂災害の警戒に関する情報等を伝達する。

- (4) 土砂災害ハザードマップ及び土砂災害危険箇所図等の配布、土砂災害危険箇所表示板による情報提供及びインターネットによる土砂災害危険箇所マップの提供等
- (5) 土砂災害警戒区域における土砂災害に関する情報の伝達方法、避難所に関する事項、その他円滑な警戒避難を確保する上での必要事項などを市民に周知させるための印刷物の配布
- (6) 降雨の状況や危険情報を市と市民が通報しあうシステムの構築

5 要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等

市防災会議は土砂災害（特別）警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合には、施設の名称及び所在地、当該施設の管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法について伊東市地域防災計画資料編「土砂災害（特別）警戒区域指定状況一覧」に定めるものとする。

上記に定められた要配慮者利用施設（以下同節内「要配慮者利用施設」という。）は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めるものとする。

- (1) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、要配慮者利用施設の利用者の急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。なお、当該計画を作成及び変更したきは、遅滞なく市長に報告しなければならない。報告を受けた市長は、要配慮者利用施設所有者または管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

また、市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、要配慮者利用施設の利用者の急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- (2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅

速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。なお訓練を実施したときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

また、市長は、訓練内容について、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な助言等を行うことができる。

- (3) 市及び県は、要配慮者利用施設の避難の確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

6 土砂災害に対する防災訓練の実施

市は、県と連携して「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

7 事業者の対応

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第3節 洪水予防計画

1 整備計画

- (1) 治水安全度の低い河川の改修工事を促進する。
(2) 二級河川については、未改修区間の改修、局部改良工事の促進を県に要請する。
(3) 準用河川等についても、未改修区間の改修を進める。
(4) 奥野ダム of 放流については、奥野ダム操作規則に定めるところによる。

2 水害のソフト対策

本市の二級河川伊東大川については、洪水浸水想定区域が定められている。

- (1) 水位情報等の伝達方法は、「避難情報の判断・伝達マニュアル」による。
(2) 避難所及び避難路に関する事項は、ハザードマップに記載する。
(3) 避難訓練に関する事項は、共通対策編 第2章災害予防計画 第12節「防災訓練」に定めるところによる。
(4) 伊東大川の河川管理者である県は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進していることから、市はこれに協力する。

3 洪水浸水想定区域等の指定に伴う実施事項

市防災会議は洪水浸水想定区域内等に要配慮者利用施設がある場合には、施設の名称及び所在地、当該施設の管理者及び自衛水防組織の構成員に対する水位情報等の伝達方法について伊東市地域防災計画資料編「伊東市洪水浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧」に定めるものとする。

上記に定められた要配慮者利用施設（以下同節内「要配慮者利用施設」という。）は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めるものとする。

- (1) 伊東市洪水浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、要配慮者施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。なお当該計画を作成又は変更したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。報告を受けた市長は、要配慮者利用施設所有者または管理者に対し、必要な助言又は勧告を行うことができる。

また、市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示を行うことができる。

市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかった

ときは、その旨を公表することができる。

- (2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。なお訓練を実施したときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

また、市長は、訓練内容について、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な助言等を行うことができる。

- (3) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。
- (4) 市及び県は、要配慮者利用施設の避難の確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。
- (5) 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性及び被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

4 連携体制の構築

市は水災に対し、気候変動による影響を踏まえ、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市等に加え、公共交通機関、メディア関係者、ダム管理者等の集水域を含めた流域のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第4節 海岸保全災害防除計画

1 防波堤等の建設

- (1) 海岸線の侵食、高波防止、津波対策等のための突堤、防波堤、消波工等の建設を国・県に要請し、その整備を図る。
- (2) 海上輸送路確保のための漁港等施設整備を国・県に要請する。

2 高潮災害のソフト対策

本市の沿岸部は、高潮浸水想定区域に指定されている。

市は高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合には、「避難情報の判断・伝達マニュアル」に準じて避難情報を発令することとする。また、高潮浸水想定区域が指定された場合は、それを踏まえて避難情報の発令範囲をあらかじめ設定し、高潮警報等の伝達方法が記載されたハザードマップ等を配布するように努める。

- (1) 高潮警報等の伝達方法は、「避難情報の判断・伝達マニュアル」による。
- (2) 避難所及び避難路に関する事項は、ハザードマップに記載する。
- (3) 避難訓練に関する事項は、共通対策編 第2章災害予防計画 第12節「防災訓練」に定めるところによる。

3 高潮浸水想定区域等の指定に伴う実施事項

市防災会議は高潮浸水想定区域内等に要配慮者利用施設がある場合には、施設の名称及び所在地、当該施設の管理者及び自衛水防組織の構成員に対する水位情報等の伝達方法について伊東市地域防災計画資料編「伊東市高潮浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧」に定めるものとする。

上記に定められた要配慮者利用施設（以下同節内「要配慮者利用施設」という。）は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めるものとする。

- (1) 伊東市高潮浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、要配慮者施設の利用者の高潮時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。なお当該計画を作成又は変更したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。報告を受けた市長は、要配慮者利用施設所有者または管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
また、市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、要配慮者利用施設の利用者の高潮時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- (2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。なお訓練を実施したときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。
また、市長は、訓練内容について、要配慮者利用施設の利用者の高潮時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な助言等を行うことができる。
- (3) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。
- (4) 市及び県は、要配慮者利用施設の避難の確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。
- (5) 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性及び被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第5節 港湾漁港保全災害防除計画

本市は南北に長い海岸線の形態をなしており、市内の港湾、漁港（6港）は強風、台風時に高波を受けることから、一部は高潮対策や港湾、漁港整備がなされたが、引き続き、船舶の避難施設の保全対策として整備が必要であり、また、区域内の国・県道、市道、民家に対する防護対策として高潮対策事業等海岸保全整備を推進する必要がある。

市営漁港及び漁港海岸の区域内（宇佐美、富戸、八幡野、赤沢の4地区）における高潮、高波、暴風等による防災・減災対策として、発災後の港内障害物・海岸漂流物等の除去、応急復旧に必要な人員・資機材等の確保について建設業者との協定等によって連携強化に努めていく。

また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。

第6節 山地災害予防計画

- 1 山腹崩壊危険箇所の予防治山工事の促進を図る。
- 2 山林の伐採時において必要に応じて再植林などの指導を行う。
- 3 市及び県は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区の情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等における土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化等を推進するものとする。
- 4 総合的な山地災害対策

毎年度、6月1日～15日の治山パトロール等により既存の治山施設の点検や保安林の機能の状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未然防止を図る。

市は、県と共同するなどして、山地災害危険地区（資料編「山地災害危険区域一覧表」のとおり）の情報を市民に提供し、地域住民自らが避難する体制の支援を図るなどの減災に向けた取組みを進める。

第7節 林道災害防除計画

林道は、林産物の搬出ばかりでなく、地域の生活道路としての役割も求められ、また、近年、都市住民の森林への関心も高まり、今後、林道への通行車両の増大が見込まれているが、急峻な地形に開設されるため、幅員も狭く、急なカーブの箇所もあり、落石等危険な箇所もあるため、計画的に危険箇所の改良を実施し通行の安全を図る。

第8節 農地災害防除計画

本市の農業振興地域は、北部に宇佐美地区、中央部に伊東、小室地区、南部に対島地区の大別して4地区に区分出来るが、宇佐美には果樹園芸地帯、伊東、小室に果樹園芸と畑作地、対島では、田、果樹園芸地帯がある。

農地は急傾斜が多く生産基盤である土地基盤整備、特に農道、水路の改良に重点がおかれているが、農地の災害発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図るため、整備が必要である。また、防災重点農業用ため池について緊急連絡体制の整備を推進するとともに、ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。

第9節 倒木被害防除計画

市、県、電気事業者及び電気通信事業者は、暴風に伴う倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携、協力の拡大に努めるものとする。

また、市は、県と連携し、災害の未然防止のため、森林保有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

第10節 盛土災害防除計画

- 1 市及び県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査及び盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土等に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土等に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。
- 2 市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検及び宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。
- 3 市は、県が設置した不適切な盛土事案の課題解決を図るための「盛土等対策会議」地域部会等を通じ、県や関係機関と連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。

第11節 避難情報の事前準備計画

市は、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保といった避難情報について、道路管理者、河川管理者、气象台等の協力を得つつ、津波、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行

動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

- (1) 市は、市域の地理的特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)を踏まえ、洪水、土砂災害、高潮に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。

風水害対策に係る具体的な避難情報の発令基準の設定に当たっては、水位周知河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで避難所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

- (2) 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努める。
- (3) 市は、大型台風による高潮の被害想定を踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するよう努める。

2 住民への周知・意識啓発

- (1) 市は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難(立退き避難・水平避難)を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により安全を確保する「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市民へ平時から周知しておく。高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市は、日頃から市民等への周知啓発に努める。また、市は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。
- (2) 市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。
- (3) 市は、市民等の逃げ遅れをなくすために、避難行動計画(マイ・タイムライン)の策定に向けた住民等の取組を支援する。その際、市は、県が策定した「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」等を参考に、各地域における市民等によるマイ・タイムライン作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

第12節 避難誘導体制の整備計画

市は、水防機関等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮する。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難誘導體制の整備に努める。

また、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

第 1 3 節 防災知識の普及計画

原則として、共通対策編 第 2 章災害予防計画 第 9 節「防災知識の普及計画」及び本章第 1 1 節「避難情報の事前準備計画」2 住民への周知・意識啓発に準ずる。

加えて、市は、国、県、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- 1 浸水想定区域、避難所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するよう努め、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、浸水区域に家屋や公共施設等が存在し決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進する。

加えて、中小河川等による浸水に対応したハザードマップ等の作成についても、関係機関が連携しつつ、作成・検討を行う。

- 2 土砂災害警戒区域、避難所、避難路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。

第 1 4 節 自主防災活動

（共通対策編 第 2 章災害予防計画 第 1 3 節「自主防災組織の育成」及び第 1 4 節「事業所等の防災活動」に準ずる。）

第 3 章 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

第1節 総則

1 主旨

この計画は、市の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施及び風水害に対する市の対応を定め、もって管下の各河川、海岸の洪水、津波又は高潮による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

なお、ここに定めのない事項については、共通対策編 第3章「災害応急対策計画」による。

第2節 組織計画

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節「組織計画」に準ずる。)

第3節 情報収集・伝達

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。)

第4節 広報活動

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。)

第5節 水防計画

1 主旨

この計画は、災害対策基本法及び水防法の主旨に基づき、河川、海岸の洪水又は高潮による災害を警戒し防御するための水防体制の基準を定めることを目的とし、別冊「伊東市水防計画書」によって水防活動の基準を定める。

- (1) 水防組織及び水防本部の設置に関すること。
- (2) 非常配備に関すること。
- (3) 水防活動に関すること。(避難のための立ち退きも含む)
- (4) 相互協定及び応援、出動要請に関すること。
- (5) 重要水防区域及び危険箇所に関すること。
- (6) 設備資機材等の整備確保に関すること。
- (7) 通信連絡に関すること。(避難のための立ち退きも含む)
- (8) 雨量及び水位の観測通報に関すること。
- (9) 費用負担等に関すること。
- (10) その他水防事務等に関すること。

第6節 水防に関する予警報

1 水防活動の注意報、警報等

静岡地方気象台から発表される大雨特別警報、大雨警報、大雨注意報、高潮特別警報、高潮警報、高潮注意報、洪水警報及び洪水注意報等をもって水防活動用に代えるものとし、市はこれを受領したときは関係機関との情報共有に努めるものとする。

2 水位周知河川における水位到達情報

- (1) 洪水予報により指定した河川以外の河川で、主として中小河川において洪水により重大な損害が生ずるおそれがある河川として指定した河川において、国土交通省または県は、特別警戒水位(氾濫危険水位)という基準を定め、この水位に達した場合、県は水防管理者、量水管理者にその情報に関する事項を通知する。
- (2) 市は、水位周知河川である伊東大川の水位が特別警戒水位(氾濫危険水位)に達し、県より通知を受けたときは、関係機関と情報共有し、避難情報等の発令に努める。

3 道路の通行規制に関する情報

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

（「復旧・復興対策」については、共通対策編 第4章「災害復旧計画」によるものとする。）

伊東市地域防災計画

火 山 対 策 編

令和 7 年度修正

伊 東 市 防 災 会 議

目 次

第 1 節	伊豆東部火山群について	1
第 2 節	伊豆東部火山群災害予防計画	2
第 3 節	伊豆東部火山群災害対策計画	1 0

第1節 伊豆東部火山群について

1 伊豆東部火山群の特性

平成元年7月、伊東海岸沖合3.5kmで海底火山噴火が起きたことにより「伊豆東部火山群」として、平成2年6月、気象庁の常時観測火山に指定された。

伊豆東部火山群の活動は、最新でも約2千年以前であるため、特に噴火を示す記録はないが、市内には火山や火口が多く見られ、伊豆半島の東部から沖合にかけて、大室山をはじめとする多数の小型の火山が分布している。

伊豆東部火山群を構成する火山は、地下のマグマが上昇し、一度だけ噴火して山体を作り、次に噴火するときは同じ火口でなく全く別の場所から噴火する特徴を持つ、いわゆる「単成火山」である。

1978年以降現在まで、伊東市の沿岸から沖合にかけての領域（以下、「伊豆東部」）では繰り返しマグマの上昇が起こり、これに伴う群発的な地震活動が発生している。1989年7月には、直接的な被害はなかったが、伊東市沖約3kmの海底（手石海丘）で有史後、初めての噴火が起こり、2009年12月には最大震度5弱の活発な地震活動により、住家の一部損壊などの被害が発生している。

これまでは、「単成火山」である伊豆東部火山群の噴火口の特定は困難であったが、平成23年3月31日から噴火警戒レベル等が導入され、噴火想定域についても特定が可能となった。

そのため、噴火想定域を中心として、噴火に至る前兆現象であることが多い、群発地震、地殻の隆起や伸び、地下水の変化、地熱の上昇、火山性微動等の現象を早く覚知することができるなど、十分な警戒と監視を行っていくことが重要である。

2 伊豆東部火山群と伊豆半島ジオパーク

伊東市をはじめとする伊豆半島の各市町では、火山と地殻変動による伊豆半島の成り立ちを地域発展に結びつける「ジオパーク」の取り組みを行っている。

ジオパークは、地球科学的に見て重要な自然遺産を含む、自然に親しむための公園を指し、「大地の公園」とも言われている。

伊東市は、大室山、小室山、城ヶ崎海岸など、過去の火山活動によってできた自然遺産が数多くあり、まさに「大地の公園」である。

また、火山活動を抱えている地域の多くは、温泉をはじめとする“観光”と“防災”の両立が不可避であるが、それらを解決するため、ジオパークの取り組みは非常に有効であり、火山防災の方策の一つとして期待できるものである。

このようなことから、観光事業を含めたジオパーク関係者と密に連携を図ることは、火山災害に強い“観光地”になるため重要である。

第2節 伊豆東部火山群災害予防計画

伊豆東部火山群防災対策について、国、県、市、識者等が共同で協議するため、国の防災基本計画に基づき「伊豆東部火山群防災協議会」を平成24年3月に設置した。

平成28年2月に、活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域として指定されたことから、同年5月に同法に基づく「伊豆東部火山群防災協議会」（以下「協議会」という。）を設置した。

また、火山対策は、噴火の起こる状況や場所・規模により現象が著しく異なるため前兆現象をいち早くとらえることが重要である。

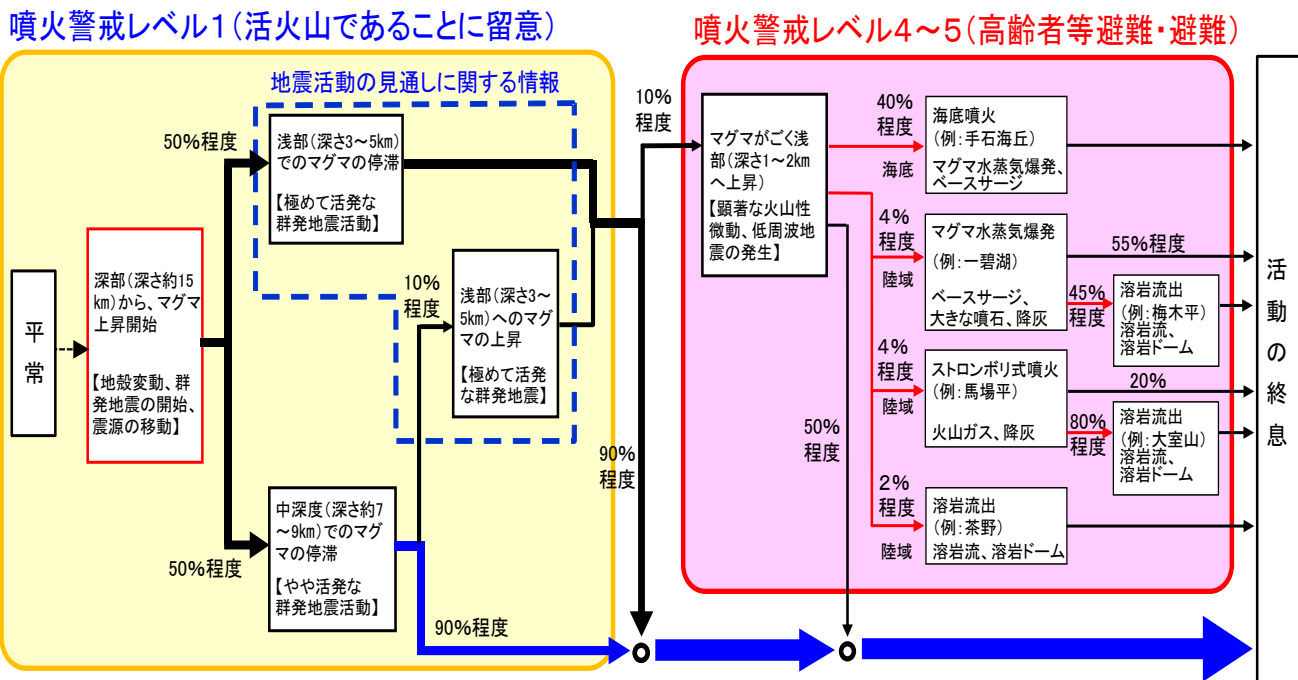
このことから、市は、前兆現象の観測・監視体制の強化充実を推進し、火山噴火を事前に察知し的確な情報を速やかに伝達できる体制を、協議会、各研究機関等と連携を図り、構築する。

計画の運用、平時対策、災害応急対策については、別編「防災の手引き」や別に定めるものとする。

1 予想される活動等

伊豆東部火山群で想定される活動発生からの火山現象を、時間経過に伴う活動の推移を分岐させて表した火山現象の系統樹（別図 1 及び 2：「伊豆東部火山群に関する火山現象系統樹 1 及び 2」のとおり）を伊豆東部火山群の火山防災対策検討会で作成した。ただし、極めて可能性は低い、図中に想定されていない火山現象が発生することもあると考えられるので、活動開始後は、気象庁等からの最新の情報に注意する必要がある。

(別図 1) 伊豆東部火山群に関する火山現象系統樹 1

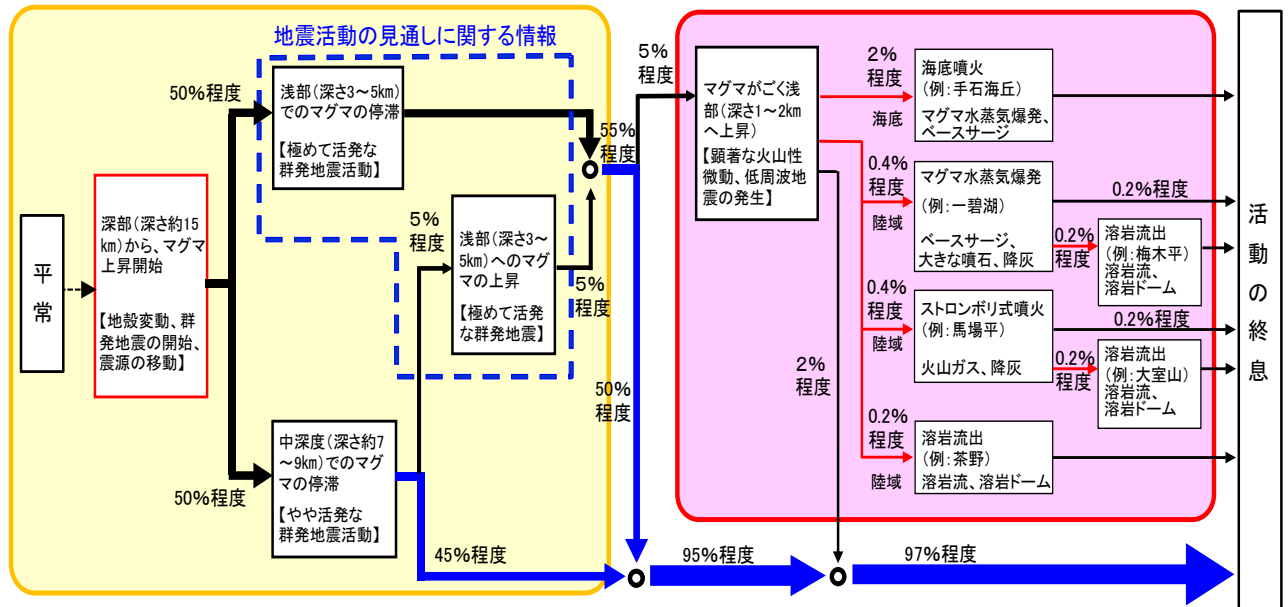


※パーセント（％）の数値は、火山現象の分かれ目に推移する確率の推定値を示している。
この数値は、これまでの群発地震活動や、この地域の過去の噴火例、類似する火山の噴火例、火山学的な知見に基づき推定されたもので、概ねの目安を示している。

(別図2) 伊豆東部火山群に関する火山現象系統樹2

噴火警戒レベル1(活火山であることに留意)

噴火警戒レベル4~5(高齢者等避難・避難)



※パーセント(%)の数値は、マグマ上昇直後(左端)の時点で、それぞれの現象に推移する確率の推定値を全体に対する割合で示している。

この数値は、これまでの群発地震活動や、この地域の過去の噴火例、類似する火山の噴火例、火山学的な知見に基づき推定されたもので、概ねの目安を示している。

2 火山現象の予警報の発表及び伝達系統

市では、これら情報等が、県等を通じて伝達された場合の伝達系統を定めておくものとする。

(1) 噴火予警報の発表と伝達

噴火予警報及び噴火警戒レベルは、気象庁火山監視・警報センターが気象業務法に基づき発表する。静岡地方気象台は発表された噴火予警報等を速やかに県に伝達し、県は伝達された噴火予警報等を市へ伝達する。また、噴火警報(居住地域)は特別警報に位置づけられ、県から通知された市は住民への周知の措置が義務づけられる。

ア 噴火予警報及び噴火警戒レベル

(ア) 噴火予警報

あ 噴火警報：気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、居住地域等に重大な影響を及ぼす噴火活動の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称等で発表される。

い 噴火予報：気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが火山活動が静穏(平常)な状態が予想される場合に発表される。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表される。

(イ) 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動などにより5段階に区分されたもので、噴火予警報に含めて発表される。

(ウ) 噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル

名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒 レベル (キーワード)
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口 側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火 が切迫している状態と予想される場 合	レベル 5 (避難)
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火 が発生する可能性が高まってきてい ると予想される場合	レベル 4 (高齢者等避 難)
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居 住地域近くま での広い範囲 の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及 ぼす噴火が発生すると予想される場 合	レベル 3 (入山規制)
	火口から少し 離れた所まで の火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生 すると予想される場合	レベル 2 (火口周辺規 制)
噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏で ある場合その他火口周辺等において も影響を及ぼすおそれがない場合	レベル 1 (活火山である ことに留意)

(エ) 伊豆東部火山群の噴火警戒レベル

伊豆東部火山群の噴火警戒レベル

種別	名称	レベル キーワード	火山活動の状況	住民等の行動	想定される現象等
特別警報	(居住地) 噴火警報	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難が必要	●マグマ水蒸気爆発の発生により大きな噴石、ベースサージが居住地域に到達する。 ●低周波地震や火山性微動の多発、顕著な火山性微動の発生 (過去事例：平成元年(1989年)7月11日の低周波地震の多発、顕著な火山性微動の発生、7月13日の海底噴火)
		レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難準備等が必要	●低周波地震や火山性微動の増加、継続時間の長い火山性微動の発生。顕著な地殻変動。 (過去事例：平成元年(1989年)7月10日の低周波地震の増加。平成7年(1995年)10月4日の継続時間の長い火山性微動の発生、低周波地震の増加)
警報	噴火警報(火口周辺)	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合は、生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は、通常の生活。危険な地域への立入規制等	【レベル2、3の発表について】 ○活動が活発化するとき。噴火の可能性が高まっていく段階では、レベル2,3の発表はなく、レベル4以上が発表される。 ○活動が沈静化するとき。火山活動が沈静化し、レベル5からレベルを下げる段階で、火山活動の状況に応じてレベル2,3を発表する場合がある。
		レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には、生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等	
予報	噴火予報	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏(地下深部のマグマ活動により、活発な群発地震が発生することがある。)	住民は通常の生活。(危険な場所を避けたり、家具を固定するなど、大きな揺れに対する対策が必要)	●火山活動は静穏 ●活発な群発地震により、最大震度5弱～6弱程度の大きな揺れとなる可能性がある。 (過去事例：平成9年(1997年)3月、平成10年(1998年)4～6月、平成18年(2006年)4月、平成21年(2009年)12月の群発地震等)

(オ) その他の火山現象に関する予報

あ 降灰予報

(ア) 降灰予報（定時）

- a 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（３時間毎）に発表。
- b １８時間先（３時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

(イ) 降灰予報（速報）

- a 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。
- b 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。
- c 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（５分～１０分程度で）発表。
- d 噴火発生から１時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

(ウ) 降灰予報（詳細）

- a 噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表。
- b 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。
- c 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。
- d 降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。
- e 降灰予測計算結果に基づき、噴火後２０～３０分程度で発表。
- f 噴火発生から６時間先まで（１時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供。

い 降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1 mm 未満
少量	0.1mm 未満

う 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報

(カ) 火山現象に関する情報等

情報の種類	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げられる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表	必要に応じて定期的または臨時に発表 臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し発表

噴火速報	登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する情報。噴火が発生した事実を速やかに知らせるため、火山名と噴火した日時のみを記載	噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（噴火の規模が確認できない場合は発表する） このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（発生時刻・噴煙高度等）を噴火後直ちに知らせる情報。噴火が発生した後、おおむね30分以上継続している場合には、「連続噴火継続」、連続噴火が停止し、おおむね30分以上の発生がない場合には「連続噴火停止」として知らせる	噴火が発生した場合に直ちに発表
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料	毎月または必要に応じて随時に発表
火山現象に関する海上警報	噴火の影響が海上や沿岸に及ぶおそれがある場合に発表 経度・緯度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける	噴火の影響が海上や沿岸に及ぶおそれがある場合に発表
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎月上旬に発表

噴火警報等の通報及び伝達系統は下記「噴火警報等の伝達系統図」のとおり。

[illegible]

(注意) 太線は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、活火山対策特別措置法第12条によって、通報もしくは要請等が義務付けられている伝達経路。

(注意) 二重線は、上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の通報もしくは要請等及び特別警報に位置付けられている噴火警報(居住地域)について、気象業務法第15条の2による通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

3 地震活動の見通しに関する情報

伊豆東部火山群では、これまでに度々、活発な地震活動が発生し、時折、被害が発生している。これは地下のマグマ活動に伴うもので、その際にはマグマの量に応じた地殻変動が観測される。

地殻変動が観測され、活発な地震活動が予測される場合には、気象庁より、「地震活動の見通しに関する情報」（以下「見通し情報」という。）が発表される。市では、見通し情報を受けた場合は、その後の体制整備や対策の準備を図るものとする。また、必要に応じて関係機関・団体等に伝達するとともに広報等を行う。

(1) 国・県及び各研究機関に対し、観測機器の拡充、観測体制の強化及び的確な情報の早期伝達態勢の確立を要請する。

(2) 市は、国・県及び各研究機関に対し、必要に応じて観測・監視した情報について提供・伝達するよう要請する。

(3) 市は、異常現象の早期発見に努めるため、監視カメラの設置をするなど、活動初期の震度計に観測されない地震等の情報を国・県等に提供・伝達するよう努める。

5 体制整備

市は、協議会等と共同して火山噴火による被害等に備え、あらかじめ体制整備を図るとともに拠点場所等についても定めておくよう努める。

また、一般社団法人美しい伊豆創造センターや関係者等と連携を密にした体制整備を図る。

6 火山全般や火山に関する防災情報に対する知識の普及

(1) 防災講習会、研修会等を通じ、火山に関する正しい知識の普及を図る。

(2) 火山に関するパンフレット等の配付、ビデオ、DVD等の貸出及びテレビ、新聞等のマスメディアを通じて、火山に関する知識の提供に努める。

(3) 噴火警戒レベルや見通し情報等の正しい知識の周知及び普及を図る。

(4) 火山全般等について、ジオパーク協議会や関係者等と連携して知識の普及を図る。

(5) 伊豆東部火山群・伊東市広域避難計画の普及啓発に努める。

7 防災訓練の実施

協議会等は、火山噴火による災害に対し、迅速かつ的確な防災対策を体得するため、噴火を想定した防災訓練を実施する。また、訓練等を通じ計画等の修正を図るものとする。訓練の実施にあたっては、要配慮者等に配慮した訓練を実施する。

(1) 避難指示等を想定した防災訓練の実施

(2) 突発的な噴火を想定した防災訓練の実施

(3) 図上による防災訓練の実施

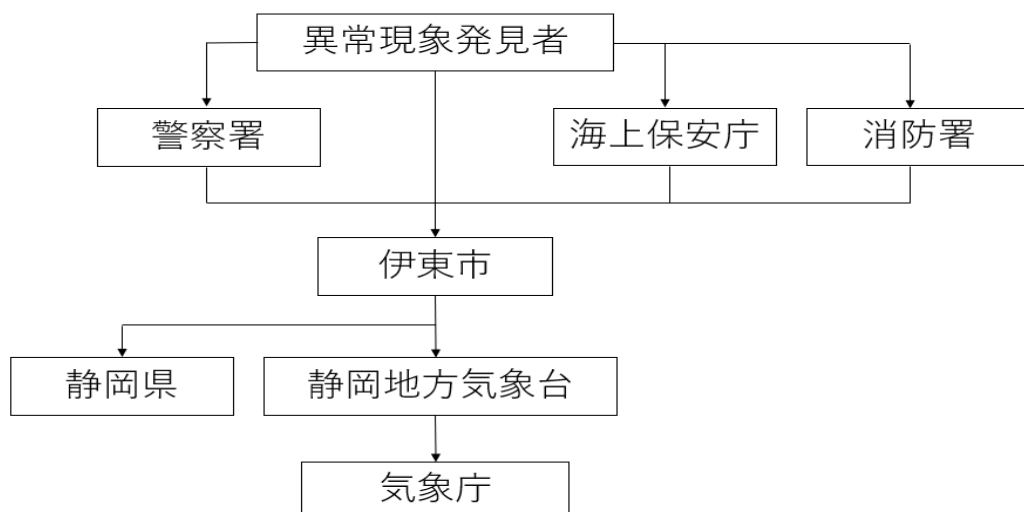
(4) 国・県等と連携した防災訓練の実施

8 異常現象発見の通報

地割れ、臭気等火山活動に関すると思われる異常（以下、「異常現象」という。）を発見した場合の連絡体制は「異常現象を発見した場合の情報伝達系統図」のとおりとする。

また、広く市民等に異常現象について、市等へ情報提供するよう呼びかけ、日常生活の中で気象や自然現象等に関心を持つよう促すことにより、異常現象をいち早く察知し、早期発見ができる体制づくりに努める。

[異常現象を発見した場合の情報伝達系統図]



9 その他

前項に記載のない事項等については、必要に応じて伊東市地域防災計画（共通対策編及び地震対策編）等により実施する。

第3節 伊豆東部火山群災害対策計画

1 主旨

常時観測火山に指定されている伊豆東部火山群の火山現象及び火山性地震により災害が発生、又は発生する恐れがある場合、火山現象に関する情報の収集及び伝達、警戒監視、避難指示、その他応急対策に必要な事項を措置することを目的とする。

また、伊豆東部火山群に関する噴火警戒レベルが導入され、噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲（別図：「噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲（全体図）」のとおり）等が示されている。

気象庁等より発表される情報等に基づき避難対象地区及び警戒区域を決定することとなるが、火山現象は、発生の過程、位置、規模、態様等を具体的に想定することが困難であり、突発噴火活動が始まる可能性もあり得るため、状況により、火山現象の推移に応じ弾力的に運用するものとする。

2 災害対策本部等

想定火口域によっては、災害対策本部の設置場所となる市役所庁舎等が使用できなくなる恐れがあるため、あらかじめ噴火の影響のない地域の施設を代替場所として指定するよう努めるとともに、国・県等の現地本部（連絡室等も含む）の開設場所のほか同報無線やメール配信等による情報伝達機器類もあわせて整備するよう努める。

なお、編成等については、共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節「組織計画」に定めるところによるものとする。

3 観測、監視体制の確立と要請

噴火の前兆現象として、群発地震、地殻の隆起や伸び、地下水の変化、火山性微動等の現象が起きる。これらを事前に察知し防災対策に万全を期するため、監視カメラの設置をするなど、観測、監視体制を強化し、被害を最小限にとどめる。

（1）火山噴火予知に対する協力

国・県及び各研究機関に対し、観測機器の充実、観測体制の強化及び的確な情報の早期伝達を要請するとともに、その実現について積極的に協力する。

（2）異常現象の監視

広く市民等に異常現象について、市等へ情報提供するよう呼びかけ、異常現象をいち早く察知し、異常現象の早期発見ができるよう努める。

4 情報収集及び伝達

（1）避難対象地区を重点に、同報無線、電子メール、広報車等により迅速かつ的確に、広報活動を実施する。状況により報道機関等に対して広報等の協力を要請する。

また、災害対策本部及び合同対策本部が代替施設に設置された場合に備え、速やかに情報伝達機器類を移設するため、あらかじめ臨時の制御機器等を整備等するよう努める。

（2）国、県、自主防災組織、防災関係機関及び報道機関と積極的に情報交換を行うとともに、テレビ放送、ラジオ放送等を活用した情報収集に努める。

5 警戒及び避難対策等

警戒及び避難対策等を実施する地域については、別図：「噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲（全体図）」を基に対象地域を決定するものとする。なお、交通規制（以下、「規制」という）等については、警察等と協議し状況により決定するものとする。

（1）警戒対策

前兆現象の状況や気象庁が発表する噴火警報や見通し情報等の情報等により、被害の未然防止、又は被害の拡大防止をするため、必要な事前措置を講ずる。

また、噴火による危険性が生じた場合、迅速かつ的確に対応するには、国・県、交通機関及び近隣市町等の連携及び協力が必要不可欠のため、平時から各機関等と連携を密にするよう努める。

（2）避難対策

噴火の危険性が高まり住民等の避難が必要となったときは、資料編の「伊豆東部火

山群・伊東市広域避難計画」により、迅速かつ的確に避難させるものとする。

ただし、避難にあたっては、時間的な制約があることから、噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲（その時の活動により設定されるが、概ね火口が出現する範囲の陸域については周囲3.5km、海域については周囲3.0km）外に出ることを最優先に避難誘導等を行う。市民等を段階的に安全な場所へ避難させるなど必ずしも計画にとらわれることなく柔軟に実施し、あわせて避難行動要支援者等に配慮した対応を講じるものとする。

ア 避難指示

市長は、住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときなどの場合は共通対策編 第3章災害応急対策計画 第7節「避難救出計画」により避難指示を行う。

噴火警報（噴火警戒レベル）及び火山活動の状況に応じ、以下のとおり避難対応を行うこととする。

（噴火警戒レベルに応じた対応表）

発表される情報等	態勢等	対応の概要
・ 噴火警戒レベル1 （異常現象発生時※）	・ 事前配備態勢	・ 情報収集、発信
・ 噴火警戒レベル1 ・ 見通し情報	・ 事前配備態勢又は 第一次配備態勢	・ 関係機関等への説明 ・ 一般住民、避難行動要支援者及び観光客等に対し地震に関する注意喚起 ・ 避難に向けた準備（受入先市町との情報共有）
・ 噴火警戒レベル1 ・ 解説情報		・ 一般住民、避難行動要支援者及び観光客等に対し火山噴火に関する注意喚起
・ 噴火警戒レベル1 ・ 解説情報（臨時）	・ 第一次配備態勢	・ 観光客等に対し避難（帰宅）指示発令 ・ 災害対策本部設置場所の検討 ・ 関係機関等への説明及び支援依頼 ・ 住民等に対し避難準備を呼びかけ ・ 道路・鉄道・海上交通規制
・ 噴火警戒レベル4	・ 第二次配備態勢	・ 一般住民（自家用車無し）、避難行動要支援者及び避難支援者に対し避難指示発令 ・ 災害対策本部設置 ・ 避難対象地区設定 ・ 避難対象地区別避難に向けた準備 ・ 避難誘導 ・ 受入先市町へ避難者受入れ依頼 ・ 避難行動要支援者の避難支援 ・ 災害対策本部機能移転
・ 噴火警戒レベル5	・ 第三次配備態勢	・ 一般住民（自家用車有り）に対し避難指示発令 ・ 警戒区域の設定 ・ 噴火後の対応について検討

※ ここでの「異常現象発生」とは、「見通し情報の発表に至らない程度の群発地震発生」等の、情報発表前に確認される顕著な現象の発生を想定する。

(3) 規制等対策

気象庁等が発表する情報等により規制等を実施する場合、あらかじめ想定される噴火の影響が及ぶ範囲により警察等と協議し、警察、消防機関及び施設管理者等の協力を得て規制等を実施する。その際、特に必要があると認める場合、市長は、災害対策基本法第63条第1項に基づき警戒区域を設定し、当該区域へ立ち入り制限や禁止を行うものとする。

また、市、警察、消防機関、施設関係者等は、規制等を実施する場合、規制等区域内に地域住民及び来遊客等が立ち入らない等の誘導を行うとともに、規制等区域内に地域住民及び観光客等が取り残されていないか等を確認する。

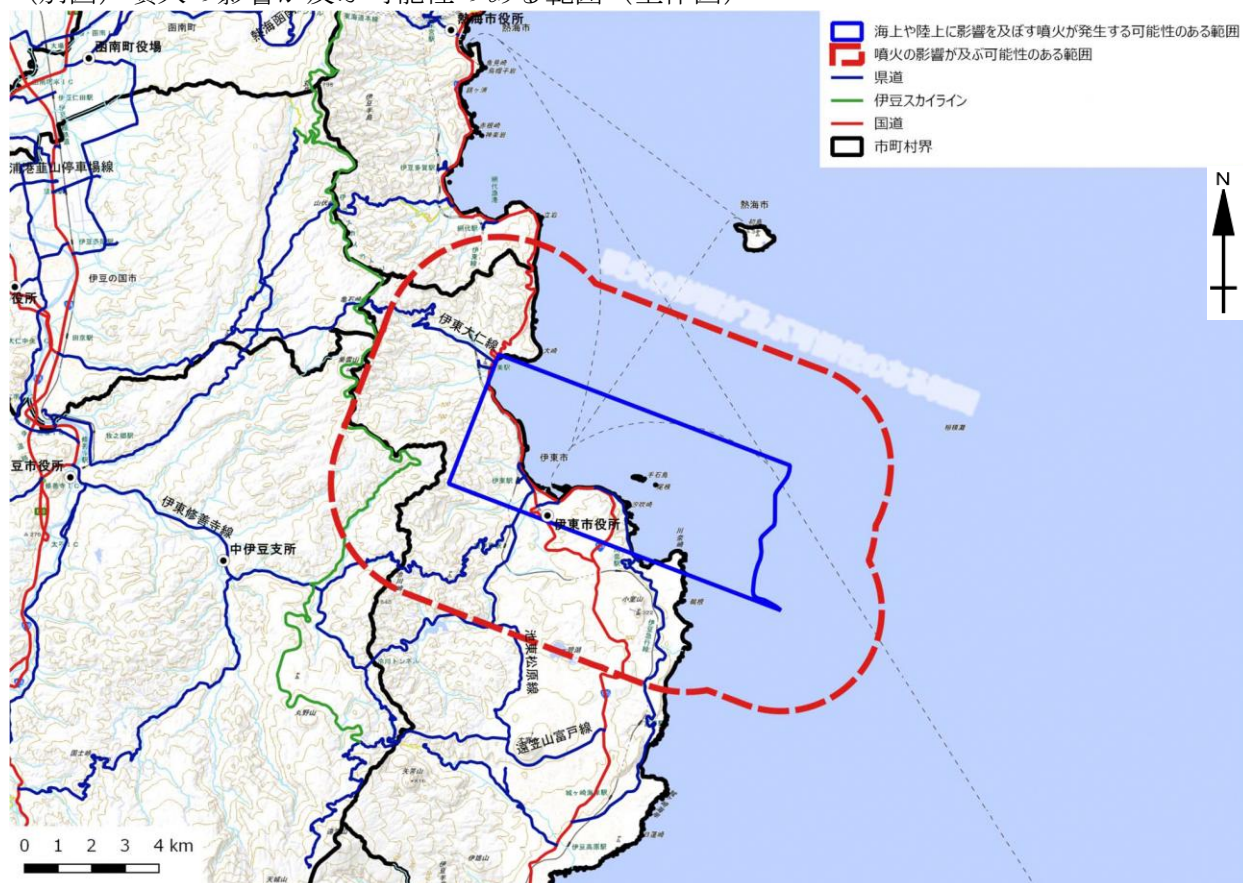
6 その他

各対策を実施するにあたり、必要に応じ警戒区域外等に施設等を整備する。

なお、本編に記載のない事項等については、必要に応じて伊東市地域防災計画（共通対策編及び地震対策編）等により実施する。

また、計画策定や対策実施にあたっては、協議会等と連携して行うとともに、火山対策等は、ジオパーク事業と関連していることから、ジオパーク関係者等との連携をとりながら対応していくよう努める。

(別図) 噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲 (全体図)



噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲

海上や陸上に影響を及ぼす噴火が発生する可能性のある範囲

※ 噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲は、海上や陸上に影響を及ぼす噴火が発生する可能性のある範囲の周囲から、陸域については3.5 km、海域については3.0 kmとなる。

なお、水深500 m以下の場所では水压により爆発的な噴火の発生はないと考えられているため、海上や陸上への影響はないものとする。